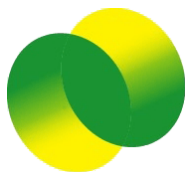


平成 2 9 事業年度業務実績報告書

平成 3 0 年 6 月



独立行政法人

大学改革支援・学位授与機構

National Institution for Academic Degrees and Quality Enhancement of Higher Education

目 次

I	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		1
II	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
	1 総合的事項		13
	2 教育研究活動等の評価		21
	（1）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価		
	（2）国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価		
	3 施設費貸付事業及び施設費交付事業		49
	（1）施設費貸付事業		
	（2）施設費交付事業		
	4 国から承継した財産等の処理		69
	（1）旧特定学校財産の管理処分等		
	（2）承継債務償還		
	5 学位授与		74
	（1）単位積み上げ型による学士の学位授与		
	（2）省庁大学校修了者に対する学位授与		
	（3）学位授与事業についての広報		
	6 質保証連携		99
	（1）大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組		
	（2）国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組		
	7 調査研究		123
	（1）大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究		
	（2）調査研究の成果の活用及び評価		
III～VI	財務内容の改善に関する事項（中期目標Ⅳ）		156
III	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画		
IV	短期借入金の限度額		
V	重要な財産の処分等に関する計画		
VI	剰余金の使途		
VII	その他主務省令で定める業務運営に関する事項		170

<参考>

- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の中期目標
- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の中期計画
- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の年度計画（平成29年度）

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- 1 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の質の向上を図りつつ、既存経費の見直し、効率化を進める。また、法人統合のメリットを最大限に生かしつつ、業務の効率化を図る。

一般管理費（退職手当を除く。）については、計画的削減に努め、平成 28 年度予算に比較して 3 %以上の削減を図るほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、平成 28 年度予算に比較して、1 %以上の業務の効率化を図る。

なお、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

- 2 各事業の業務量の変動に伴い、必要に応じて組織の見直しを行うとともに、業務の効率化を図りつつ、人員の適正配置を実施する。

- 3 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）により決定された「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、適正化を推進するため、機構が策定する「調達等合理化計画」に沿って、取組を着実に推進するとともに、その取組状況を公表する。

- 4 業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、政府の方針を踏まえ、次のとおり情報システム環境の見直しと事務情報化の推進を図る。

- ① 情報セキュリティポリシーの見直し等を図りつつ、業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進する。
- ② I T の積極的な活用を推進する。また、T V 会議システム及びW e b 会議システム等を活用し、情報伝達の迅速化、情報の共有化等に取り組む。

- 5 機構長のリーダーシップの下、適切な業務運営を行うため、次のとおり内部統制の充実・強化を図る。

- ① 機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の把握・対応状況について、役職員と監事が共有し、適切な対応を行う。
- ② 機構の幹部職員で構成する企画調整会議を毎月開催し、機構にとって重要な情報の把握に努めるとともに、機構のミッションや管理・運営方針の役職員への周知徹底を図る。
- ③ 監事と連携の上、内部監査を行う。
さらに、機構業務の総合的な運営の改善に資することを目的として、監事監査を実施する。内部統制の充実に向けて、監事、会計監査人及び監査担当部署間の連携を強化する。
- ④ 戦略的・機動的に予算を配分するため、各担当から予算ヒアリングを実施するとともに、機構長裁量経費を確保する。また、予算が業務別に計画どおりに適正に執行されているかを四半期毎にモニタリングを行い、効率的な執行に努める。
- ⑤ 事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

自己評価の結果

年度計画	評価	根拠
1 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の質の向上を図りつつ、既存経費の見直し、効率化を進める。また、法人統合のメリットを最大限に生かしつつ、業務の効率化を図る。 一般管理費（退職手当を除く。）については、計画的削減に努め、平成 28 年度予算に比較して 3 %以上の削減を図るほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、平成 28 年度予算に比較して、1 %以上の業務の効率化を図る。 なお、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。	B	平成29年度実績（退職手当を除く）は、平成28年度実績と比較し、一般管理費（退職手当を除く）については、△15,588千円（△3.6%）の減であったが、その他の事業費（特殊経費及び退職手当を除く）については、37,455千円（3.5%）の増となっている。しかし、その他の事業費（特殊経費及び退職手当を除く）の増は、予算上は1%の効率化を盛り込んだ上で平成29年度に新規事業として円滑な資格認証に関する調査を実施した影響によるものであり、当該経費を控除した場合には、その他の業務費についても△13,161千円（△1.2%）となっていることから、年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。
2 各事業の業務量の変動に伴い、必要に応じて組織の見直しを行うとともに、業務の効率化を図りつつ、人員の適正配置を実施する。	B	人員の適正配置を実施したことから、年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。
3 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）により決定された「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、適正化を推進するため、機構が策定する「調達等合理化計画」に沿って、取組を着実に推進するとともに、その取組状況を公表する。	B	「平成 29 年度調達等合理化計画」を策定し、当該計画に沿って、単年度単位の契約 4 件を複数年単位の契約に移行した（更新となるものを含めると 7 件）。 新たに随意契約を行う場合においては、「随意契約によることができる事由」を監査室へ事前に報告するなどの対応を行った。 なお、一者応札による契約の件数は、平成 28 年度の法人統合による名称変更に伴い、例年は前年度末に締結している年間契約を当該年度に締結したことによる増加分について、例年どおりとなったことにより減少した。 また、競争性のない随意契約についても、一者応札と同様の要因のほか、第 2 期中期目標期間における国立大学教育研究評価に係る契約等、平成 28 年度限りの契約がなくなったことにより減少し、平成 29 年度に実施したものは真にやむを得ないものとなっている。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。
4 業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、政府の方針を踏まえ、次のとおり情報システム環境の見直しと事務情報化の推進を図る。 ① 情報セキュリティポリシーの見直し等を図りつつ、業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進する。 ② IT の積極的な活用を推進する。また、TV 会議システム及び Web 会議システム等を活用し、情報伝達の迅速化、情報の共有化等に取り組む。	B	PDCA サイクルに基づきセキュリティ対策を実施したこと、情報伝達の迅速化・情報の共有化等に向けた取組を実施した。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

5 機構長のリーダーシップの下、適切な業務運営を行うため、次のとおり内部統制の充実・強化を図る。 ① 機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の把握・対応状況について、役職員と監事が共有し、適切な対応を行う。 ② 機構の幹部職員で構成する企画調整会議を毎月開催し、機構にとって重要な情報の把握に努めるとともに、機構のミッションや管理・運営方針の役職員への周知徹底を図る。 ③ 監事と連携の上、内部監査を行う。 さらに、機構業務の総合的な運営の改善に資することを目的として、監事監査を実施する。内部統制の充実に向けて、監事、会計監査人及び監査担当部署間の連携を強化する。 ④ 戦略的・機動的に予算を配分するため、各担当から予算ヒアリングを実施するとともに、機構長裁量経費を確保する。また、予算が業務別に計画どおりに適正に執行されているかを四半期毎にモニタリングを行い、効率的な執行に努める。 ⑤ 事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。	B 内部統制の機能状況について調査を行い、機構のミッション等を阻害する要因の把握と対応について、適切に行われていることを確認した。 また、監事と連携の上、監査等を実施した。 さらに、予算ヒアリングの実施、機構長裁量経費の確保及び四半期毎のモニタリングを確実に実施した。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。
---	--

評定区分

- ・ 「B」を標準とする。
- S：中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。
- A：中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上とする）。
- B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上120%未満）。
- C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。
- D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。
- ・ なお、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価せざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目的としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。
- S：－
- A：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。
- B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く）。
- C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く）。
- D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

平成29年度計画

- 1 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の質の向上を図りつつ、既存経費の見直し、効率化を進める。また、法人統合のメリットを最大限に生かしつつ、業務の効率化を図る。

一般管理費（退職手当を除く。）については、計画的削減に努め、平成28年度予算に比較して3%以上の削減を図るほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、平成28年度予算に比較して、1%以上の業務の効率化を図る。

なお、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

実績・参考データ

既存経費の見直しによる業務効率化及び経費の削減

平成29年度予算（退職手当を除く）においては、平成28年度予算に比較して、△9,901千円（△3%）減、そのほかの事業費（特殊経費及び退職手当等を除く）については、37,323千円（2.8%）増となっている。平成29年度は、新規事業として円滑な資格認証に関する調査を実施した影響により、その他の事業費（特殊経費及び退職手当等を除く）が増となったが、当該経費を除いた場合には△8,087千円（△1%）の効率化を達成している。

平成29年10月に年末調整申請システムを導入したことにより、以下の点において、合理化・効率化することができた。

- ・ 印刷、封入、仕分け、配布作業の部分的廃止による業務効率化
- ・ ペーパーレス化による用紙代、印刷代等のコスト削減
- ・ 年末調整情報の一括取込機能による業務効率化

また、従来は、給与支払報告書を各市町村へ、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表を管轄税務署へ発送していたが、地方税ポータルシステム（eLTAX）を活用したことで、給与支払報告書及び給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表をオンライン上で提出することが可能になり、業務効率化を図ることができた。

平成29年度実績においては、複数年契約への移行等契約の見直し等により一般管理費（退職手当を除く）については△15,588千円（△3.6%）の減、その他の事業費（特殊経費及び退職手当を除く）については、37,455千円（3.5%）の増となっているが、前述の平成29年度新規事業分経費を除いた場合には、その他の事業費（特殊経費及び退職手当を除く）についても△1.2%の減となっている。

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

○ 平成28年度予算と平成29年度予算の比較

一般管理費

(単位：千円)

	28年度予算	29年度予算	削減割合
物件費	165,498	160,533	－
人件費（管理系）（退職手当を除く）	164,530	159,594	－
合計	330,028	320,127	△3.0%

事業費

(単位：千円)

	28年度予算	29年度予算	削減割合
物件費	520,596	566,006	－
人件費（事業系）（退職手当を除く）	808,747	800,660	－
合計	1,329,343	1,366,666	2.8%

※自己収入分を除く

○ 平成28年度実績と平成29年度実績の比較

一般管理費

(単位：千円)

	28年度実績	29年度実績	削減割合
物件費	178,111	133,839	－
人件費（管理系）（退職手当を除く）	255,870	284,555	－
合計	433,981	418,393	△3.6%

事業費

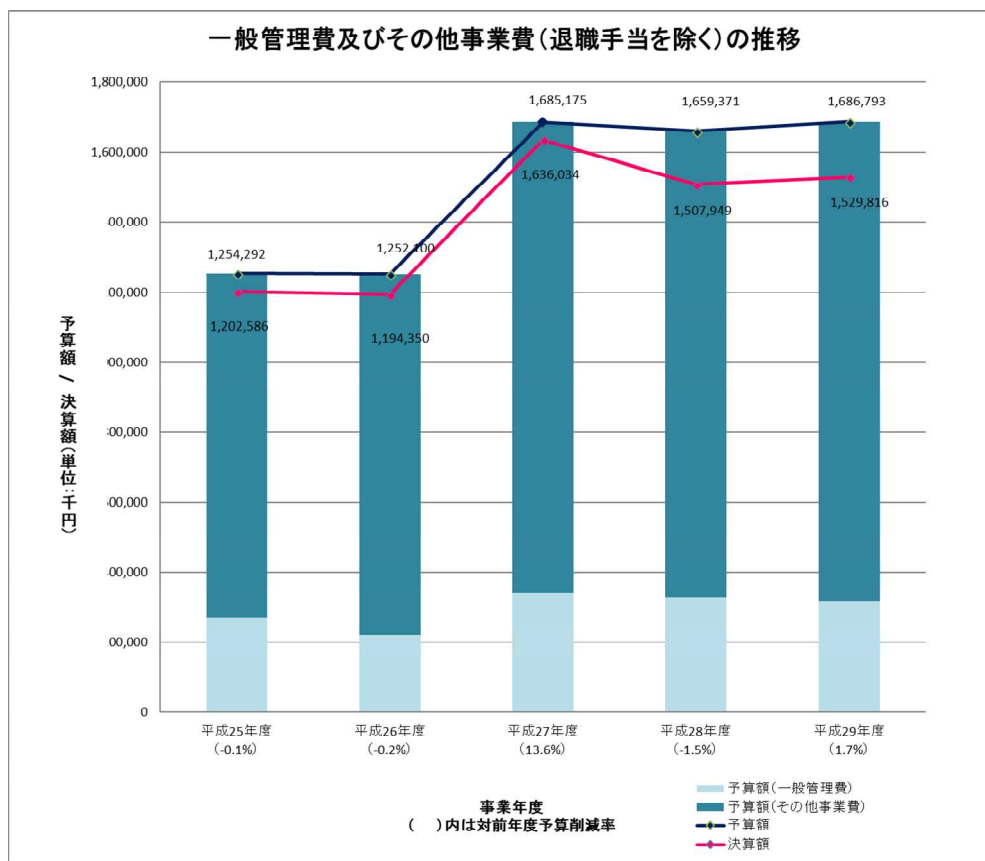
(単位：千円)

	28年度実績	29年度実績	削減割合
物件費	331,372	344,930	－
人件費（事業系）（退職手当を除く）	742,596	766,493	－
合計	1,073,968	1,111,423	3.5%

※自己収入分を除く

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

○ 一般管理費及び事業費の削減状況（予算額及び決算額）



※平成 27 年度予算額は、大学評価・学位授与機構と国立大学財務経営センターの合算した額

平成29年度計画

- 2 各事業の業務量の変動に伴い、必要に応じて組織の見直しを行うとともに、業務の効率化を図りつつ、人員の適正配置を実施する。

実績・参考データ

人員の適正配置

教職員人事については、平成29年度の業務量の増減等を踏まえて、適切な人員配置を以下のとおり行った。

平成29年度は、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況の評価の業務量が大幅に減少したため、評価事業部評価企画課国立大学評価室を廃止した。これに伴い増員期間が終わり、国立大学評価室43人のうち34人を減員し、残り9人は、引き続き当該評価に関する業務等を行う必要があるため評価企画課に配置した。

また、情報業務の効率化、危機管理やマネジメント機能等の強化を図るため、総務企画課に情報企画支援室を設置し、室長（総務企画課長が兼務）その他職員5人（他の業務との兼務者1人含む）配置した。

教員人事については、機構における大学評価、学位授与及び質保証連携の各事業に携わるため、平成29年4月に1人、平成30年2月に1人の専任教員（教授2人）を採用した。

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

○ 部課別職員数（平成28年度末及び平成29年度末）

（ ）は内数で、人事交流者数（人事交流者数が0人の場合は省略）

部課等名	職員数（人）		増△減数 （人）
	平成 28 年度	平成 29 年度	
審議役	1	1	0
監査室	3	3	0
管理部	64（19）	66（22）	2（3）
総務企画課	19（6）	18（5）	△1（△1）
総務企画課情報企画支援室	—	5	5
会計課	12（4）	14（4）	2（0）
国立大学施設支援課	10（3）	10（6）	0（3）
学位審査課	20（6）	16（7）	△4（1）
評価事業部	90（58）	59（29）	△31（△29）
評価企画課	14（5）	24（12）	10（7）
評価企画課国立大学評価室	43（37）	—	△43（△37）
評価支援課	19（12）	19（12）	0（0）
国際課	13（4）	15（5）	2（1）
研究開発部	19	18	△1
合 計	177（77）	147（51）	△30（△26）

平成29年度計画

- 3 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）により決定された「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、適正化を推進するため、機構が策定する「調達等合理化計画」に沿って、取組を着実に推進するとともに、その取組状況を公表する。

実績・参考データ

調達等合理化計画に沿った取組の着実な実施

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）により決定された「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、「平成29年度調達等合理化計画」を策定し、当該計画に沿って、単年度契約のうち、4件について複数年度契約に移行するとともに、各課の契約手続に携わる職員を対象に勉強会を実施し、契約手続業務の知識の向上並びに情報共有を図った。

また、「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構内部監査規則」に基づき、機構における業務、予算執行及び会計処理の適正を期すことを目的として、定期監査を平成30年2月19日、20日、23日に実施した。このほか、会計伝票、契約書類等の決裁書類の確認により、日常監査を行っており、業務の適切かつ効率的な執行が図られている。

さらに、契約監視委員会（第1回6月15日、第2回平成30年3月書面審議）において、平成28年度調達等合理化計画の自己評価及び平成29年度調達等合理化計画の策定の点検を行うとともに、平成28年10月より平成29年9月までの契約案件のうち随意契約、一者応札・応募を中心に8件の点検を行い、契約手続が適正に行われていることを確認した。

今後、当該計画の取組状況の評価結果について、ウェブサイトにおいて公表する。

○ 平成29年度契約状況及び一者応札・応募状況

		件数	金額（千円）
契約状況	競争入札等	26	601,775
	企画競争、公募	3	21,870
	競争性のある契約（小計）	29	623,645
	競争性のない随意契約	4	8,465
	合計	33	632,110
一者応札・ 応募状況	2者以上	18	461,234
	1者以下	11	162,411
	合計	29	623,645

平成29年度計画

4 業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、政府の方針を踏まえ、次のとおり情報システム環境の見直しと事務情報化の推進を図る。

- ① 情報セキュリティポリシーの見直し等を図りつつ、業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進する。
- ② ITの積極的な活用を推進する。また、TV会議システム及びWeb会議システム等を活用し、情報伝達の迅速化、情報の共有化等に取り組む。

実績・参考データ

情報セキュリティ対策の推進

情報セキュリティ委員会において、以下のPDCAサイクルに基づき、セキュリティ対策を行うことが承認され、取組を行った。

- ・ Plan（セキュリティ対応計画）
情報資産の洗い出しとリスク分析を行い、セキュリティ対応計画を立案。（平成29年6月～）
- ・ Do（情報セキュリティ対策実施）
セキュリティ対応計画をもとに情報セキュリティへの意識向上を目的とした研修を実施。（平成29年9月）
政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成28年度版）に基づき、情報セキュリティポリシー対策基準を改訂。（平成29年9月）
平成28年度の情報セキュリティインシデントを踏まえ、セキュリティ対応計画をもとに不審メール対応訓練を実施した。（平成29年10月～12月）
- ・ Check（内部監査）
情報セキュリティの自己点検として、情報資産の管理状況に関する調査を実施した。（平成29年12月～平成30年1月）
- ・ Act（ポリシーの見直し・改訂）
自己点検内容の結果を確認したところ、情報セキュリティポリシーの改訂は不要であった。（平成30年3月）

情報伝達の迅速化、情報の共有化

情報伝達の迅速化、情報の共有化等を推進するため、以下の取組を行った。

- ・ 竹橋オフィスにおいてはタブレットを導入し、外部委員が出席する会議でペーパーレス会議の実施を支援している。また、小平本館においても、外部委員が出席する会議でパソコンを活用したペーパーレス会議の実施を支援した。
- ・ 会議や打合せについて、TV会議システムで小平・竹橋間を中継することにより、職員の移動を減らし、業務の効率化を図った。
- ・ Web会議システムについて、業務への活用を図り、学位授与事業の口頭試問に利用するための接続テストを支援した。
- ・ オンラインストレージの導入により、情報伝達の迅速化及びセキュリティの確保を図った。

平成29年度計画

5 機構長のリーダーシップの下、適切な業務運営を行うため、次のとおり内部統制の充実・強化を図る。

- ① 機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の把握・対応状況について、役職員と監事が共有し、適切な対応を行う。
- ② 機構の幹部職員で構成する企画調整会議を毎月開催し、機構にとって重要な情報の把握に努めるとともに、機構のミッションや管理・運営方針の役職員への周知徹底を図る。
- ③ 監事と連携の上、内部監査を行う。
さらに、機構業務の総合的な運営の改善に資することを目的として、監事監査を実施する。内部統制の充実に向けて、監事、会計監査人及び監査担当部署間の連携を強化する。
- ④ 戦略的・機動的に予算を配分するため、各担当から予算ヒアリングを実施するとともに、機構長裁量経費を確保する。また、予算が業務別に計画どおりに適正に執行されているかを四半期毎にモニタリングを行い、効率的な執行に努める。
- ⑤ 事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。

実績・参考データ

機構のミッション等を阻害する要因の把握・対応

平成29年度の内部統制の機能状況のモニタリングとして、平成30年1月24日付で「機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因（リスク）」の調査を行った。調査結果については、平成30年3月13日開催の「内部統制委員会（平成29年度第1回）」において報告され、役職員と監事で共有がなされた。その結果、各項目ごとに設定されたチェック項目に対しそれぞれ必要な対応がなされていることが確認された。

重要情報の把握及び役職員への周知徹底

機構の管理・運営及び業務等に対し企画立案を行うとともに、その実施について必要な連絡調整を行うことを目的として、機構長を議長とする企画調整会議を月1回開催し、情報の把握や役職員への周知徹底に努めた。なお、8月については、特段の案件がなく、夏季休暇期間のため不開催とした。

監査の実施

内部監査については、「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構内部監査規則」に基づき、機構における業務、予算執行及び会計処理の適正を期すことを目的として、平成30年2月19日、20日、23日に定期監査を実施した。また、会計伝票、契約書類等の決裁書類

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

の確認により、日常監査を行っており、業務の適切かつ効率的な執行が図られている。

監事監査については、企画調整会議、運営委員会、評議員会、自己点検・評価委員会などの諸会議に監事が出席し、監査室のバックアップ体制により、その会議の席上で意見聴取しながら監査を実施し、法人の長がリーダーシップを発揮できる環境整備、法人のミッションの役職員への周知徹底、組織全体で取り組むべき重要な課題（リスク）の把握・対応等を確認することで監査機能の充実を図っている。そのうちの会計監査に関しては、平成28事業年度の財務諸表等に対する意見聴取を会計監査人と連携し、平成29年6月30日に実施した。また、業務に関する監査に関しては、上半期の業務の進捗状況を踏まえて、機構の事務・事業のうち大学ポートレート事業について平成29年11月17日に関係部局からヒアリング等を実施し、内部統制の現状把握・課題への対応についての確認を行った。

そのほか、役員と会計監査人のディスカッションを平成29年12月6日、監事と会計監査人とのディスカッションを平成29年12月12日に行い、役員との意思疎通や会計監査人との連携を図っている。

予算の戦略的な配分と執行管理

予算編成前に、各部署に対して予算ヒアリングを実施し、重点分野と効率化を進める分野を明確にした戦略的かつメリハリのある予算配分を行った。

また、機構長のリーダーシップの下、戦略的に予算を配分するための機構長裁量経費を確保し、平成29年度は、法人統合によるシナジー効果の十分な発揮のため、国立大学法人等財務分析経費（12,208千円）等を支出するなど、戦略的な予算執行を行った。

さらに、業務別に予算の計画的な執行と管理がなされているかを把握するため、四半期ごとに予算執行モニタリングを行い、運営費交付金が業務達成基準により収益化されることを踏まえて、各事業単位ごとに予算執行並びに収益化額を把握した。また、予算執行モニタリング結果に基づき、戦略的に予算の再配分（増額・減額）を行うなど、効率的な執行に努めた。

事業ごとの評価・分析の実施と結果を踏まえた見直し

年に3回自己点検・評価委員会を開催し、定期的に各事業の進捗状況や課題等について点検・評価を行うとともに、その結果を次年度の年度計画の策定に反映させた。また、業務量の変動に応じた人員の適正配置や、四半期ごとの各事業ごとの予算の執行状況の確認結果に基づく予算の再配分など、状況に応じて業務運営の効率化を図った。

さらに、以降の項目（「Ⅲ～Ⅳ－1 予算の適正かつ効率的な執行」）において詳述するように、内部監査の充実、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図ることにより、財務内容等の一層の透明性を確保した。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 総合的事項

(1) 自主性・自立性の確保という趣旨を十分に踏まえ、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て次の組織を設置し、業務運営を行う。なお、次の組織における外部有識者（大学関係者及び有識者）の割合は、合計で80%以上とする。

また、評価事業及び学位授与事業の実施に当たっては、引き続き大学関係者及び学識経験者等について負担の軽減を図りつつ、計画的な確保を行う。

- ① 評議員会
- ② 運営委員会
- ③ 大学機関別認証評価委員会
- ④ 高等専門学校機関別認証評価委員会
- ⑤ 法科大学院認証評価委員会
- ⑥ 国立大学教育研究評価委員会
- ⑦ 学位審査会
- ⑧ 大学ポートレート運営会議
- ⑨ 国立大学施設支援センター審議委員会

(2) 自己点検・評価委員会を3回開催し、次のことを実施する。

- ① 平成28年度における業務の実績の自己点検・評価を実施し、業務実績等報告書を文部科学大臣に提出し、公表する。
- ② 平成29年度におけるすべての業務・事業に対して定期的に自己点検・評価を実施し、業務の適切な進行管理を行う。
- ③ 調査研究については、その結果及び成果について高等教育関係者による評価を受ける。
- ④ 次期中期目標期間における業務の改善に資する観点から、外部検証委員会において、平成26年度から平成28年度までの自己点検・評価の結果についての検証等を実施する。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

財務情報及び人員に関する情報

会議開催及び自己点検・評価のみに要した部分を切り出すことは不可能なため、当該評価項目の財務情報及び人員に関する情報は記載できない。

自己評価の結果

年度計画	評価	根拠
1 総合的事項 (1) 自主性・自立性の確保という趣旨を十分に踏まえ、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て次の組織を設置し、業務運営を行う。なお、次の組織における外部有識者（大学関係者及び有識者）の割合は、合計で80%以上とする。 また、評価事業及び学位授与事業の実施に当たっては、引き続き大学関係者及び学識経験者等について負担の軽減を図りつつ、計画的な確保を行う。 ① 評議員会 ② 運営委員会 ③ 大学機関別認証評価委員会 ④ 高等専門学校機関別認証評価委員会 ⑤ 法科大学院認証評価委員会 ⑥ 国立大学教育研究評価委員会 ⑦ 学位審査会 ⑧ 大学ポートレート運営会議 ⑨ 国立大学施設支援センター審議委員会	B	年度計画どおり大学関係者及び学識経験者等の参画を得て組織を設置し、必要な審議を行った。会議における外部有識者の割合は、合計で91.3%であり、目標の80%を上回った。 また、評価事業及び学位授与事業の実施にあたっては、会議資料の事前送付や臨時委員の確保等により、委員の負担軽減に取り組んだ。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。
		<課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。
(2) 自己点検・評価委員会を3回開催し、次のことを実施する。 ① 平成28年度における業務の実績の自己点検・評価を実施し、業務実績等報告書を文部科学大臣に提出し、公表する。 ② 平成29年度におけるすべての業務・事業に対して定期的に自己点検・評価を実施し、業務の適切な進捗管理を行う。 ③ 調査研究については、その結果及び成果について高等教育関係者による評価を受ける。 ④ 次期中期目標期間における業務の改善に資する観点から、外部検証委員会において、平成26年度から平成28年度までの自己点検・評価の結果についての検証等を実施する。	B	自己点検・評価委員会を3回開催し、平成28事業年度の業務実績と、平成29事業年度の業務等の進捗状況について、自己点検・評価を実施し、業務の適切な進捗管理を行った。また、自己点検・評価を反映し、平成30事業年度計画を作成した。 また、外部の有識者で構成される外部検証委員会において、平成26年度から平成28年度までの自己点検・評価の結果についての検証等を実施し、外部検証報告書を取りまとめ、公表した。 さらに、調査研究の成果及び結果については、高等教育関係者の評価を受けた。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。
		<課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。

平成29年度計画

1 総合的事項

(1) 自主性・自立性の確保という趣旨を十分に踏まえ、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て次の組織を設置し、業務運営を行う。なお、次の組織における外部有識者（大学関係者及び有識者）の割合は、合計で80%以上とする。

また、評価事業及び学位授与事業の実施に当たっては、引き続き大学関係者及び学識経験者等について負担の軽減を図りつつ、計画的な確保を行う。

- ① 評議員会
- ② 運営委員会
- ③ 大学機関別認証評価委員会
- ④ 高等専門学校機関別認証評価委員会
- ⑤ 法科大学院認証評価委員会
- ⑥ 国立大学教育研究評価委員会
- ⑦ 学位審査会
- ⑧ 大学ポートレート運営会議
- ⑨ 国立大学施設支援センター審議委員会

実績・参考データ

大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営

機構の業務運営に関する重要事項を審議する評議員会、事業の運営実施に関する事項を審議する運営委員会、評価事業を行う大学機関別認証評価委員会等及び学位授与事業を行う学位審査会等の諸会議について、大学の学長、学長経験者、大学の教授、産業界等各方面の有識者等の参画を得て運営した。

これらの組織では、業務・事業の内容に関し、幅広い見地から審議が行われ、機構の適切な運営のために重要な役割を果たした。

また、これらの組織における外部有識者（大学関係者及び有識者）の割合は、合計で91.3%（委員総数160人中146人）であった。

評議員会

機構長の諮問に応じ、機構の業務運営に関する重要事項を審議するため、大学等に関し広くかつ高い識見を有する者その他機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者の参画を得て、評議員会を組織した。

平成29年6月30日に評議員会（第38回）を開催し、各種委員会委員の選考、業務実績等報告書及び財務諸表等の作成、認証評価手数料規則の改正、外部検証委員会規則の改正及び委員の選考について審議を行うとともに、各事業の実施状況等について意見を聴取した。

また、平成30年3月22日に評議員会（第39回）を開催し、平成30年度計画、平成30年度機構内予算、各種委員会委員の選考等について審議を行うとともに、各事業の実施状況等について意見を聴取した。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

	H25	H26	H27	H28	H29
委員人数（人）	20	19	19	20	20
うち外部有識者数（人）	20	19	19	20	20

運営委員会

機構の事業の運営実施に関する事項を審議するため、機構の教授並びに大学の学長及び教員その他学識経験者の参画を得て、運営委員会を組織した。

平成29年6月23日に運営委員会（第50回）を開催し、評議員会との調整を図りつつ、各種委員会委員の選考、業務実績等報告書及び財務諸表等の作成、認証評価手数料規則の改正、外部検証委員会規則の改正及び委員の選考について審議を行うとともに、各事業の実施状況等について意見を聴取した。

また、平成29年12月19日に運営委員会（第51回）を開催し、教員の選考、給与規則の改正等について審議を行うとともに、各事業の実施状況等について意見を聴取した。

さらに、平成30年3月15日に運営委員会（第52回）を開催し、平成30年度計画、平成30年度機構内予算、規則等の改正、教員の選考、各種委員会委員の選考等について審議を行うとともに、各事業の実施状況等について意見を聴取した。

	H25	H26	H27	H28	H29
委員人数（人）	21	20	19	21	20
うち外部有識者数（人）	16	15	14	16	15

大学等機関別認証評価委員会

大学等の教育研究活動の状況について、評価を実施するため、大学機関別認証評価委員会（委員23人）、高等専門学校機関別認証評価委員会（委員18人）及び法科大学院認証評価委員会（委員23人）を設置した。

大学等からの求めに応じて機構が行う、教育研究等の総合的な状況に関する評価（機関別認証評価、機関別選択評価及び選択的評価事項に係る評価）について審議を行った。

上記委員会の実施にあたっては、タブレット端末を利用した会議資料の電子媒体での提供や、オンラインストレージを利用した会議資料の事前送付など、ペーパーレス化はもとより、業務の効率化、セキュリティの向上を図った。

○ 大学機関別認証評価委員会

	H25	H26	H27	H28	H29
委員人数	28	28	28	25	23
うち外部有識者数	25	25	26	24	22

○ 高等専門学校機関別認証評価委員会

	H25	H26え	H27	H28	H29
委員人数	19	17	16	18	18
うち外部有識者数	17	15	14	16	15

法科大学院認証評価委員会

法科大学院を置く大学からの求めに応じて機構が行う、教育活動等の状況に係る評価（法科大学院認証評価）について審議を行った。

上記委員会の実施にあたっては、タブレット端末を利用した会議資料の電子媒体での提供や、オンラインストレージを利用した会議資料の事前送付など、ペーパーレス化はもとより、業務の効率化、セキュリティの向上を図った。

	H25	H26	H27	H28	H29
委員人数	27	25	24	23	23
うち外部有識者数	27	25	24	23	23

国立大学教育研究評価委員会

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間における教育研究の状況について、評価を実施するため、国立大学教育研究評価委員会（委員数17人、うち外部有識者17人）を組織しており、文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請に基づいて機構が行う、第2期中期目標期間における教育研究の状況についての評価の審議を行い、評価結果を確定した。

また、第3期中期目標期間における教育研究評価の制度設計に向け、委員の改選を行い、新体制を発足（委員数15人、うち外部有識者15人）し、評価実施要項の策定に向けて検討を行い、平成30年3月15日に開催した当委員会において、評価実施要項（案）を審議・決定した上で、意見公募（パブリックコメント）を実施した。

	H25	H26	H27	H28	H29
委員人数（人）	14	14	15	17	15
うち外部有識者数（人）	14	14	15	17	15

学位審査会

機構が行う学位の授与、短大・高専の専攻科の認定及び省庁大学校の課程の認定等の審査を行うために、学位審査会を組織し、審査委員として、国公私立大学の教員等で高度な学識を有する者19人に委嘱した。なお、年度途中で2人が退任し、平成30年3月末現在委員数は17人となった。また、分野別に審査を行うために学位審査会の下に54の専門委員会及び部会を組織し、専門委員として、国公私立大学の教員等で学識経験のある者延べ396人（うち臨時専門委員は33人）に委嘱した。

委員の委嘱にあたっては、在任期間、年齢等を考慮した見直しを進め、平成26年度より、原則、在任期間が10年以上の者及び70歳を超える者については、引き続いての委嘱を行わないこととするとともに、学位授与の申請数や対応する分野等を考慮して、臨時専門委員を必要に応じて確保した。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

	H25	H26	H27	H28	H29
委員人数（人）	19	20	19	19	19
うち外部有識者数（人）	14	15	15	15	15

大学ポータルレート運営会議

大学ポータルレートによる情報の公表・活用など運営に関する重要事項について審議するため、平成26年度から大学ポータルレート運営会議を設置している。

平成29年9月22日に第7回を、平成30年1月31日に第8回を開催し、運営方針、改善策等について審議が行われた。

	H26	H27	H28	H29
委員人数（人）	11	12	12	12
うち外部有識者数（人）	10	11	11	11

国立大学施設支援センター審議委員会

国立大学施設支援センターの実施する事業に関し、国立大学法人等の財務・経営の現状及び課題並びに国立大学法人等が必要としている支援について整理し、より効果的な事業の在り方について審議を行うため、国立大学施設支援センター審議委員会を設置した。（委員数10人、うち外部有識者10人）

平成29年6月14日に国立大学施設支援センター審議委員会（第3回）を開催し、国立大学施設支援センターの平成28年度の業務実績及び平成29年度に実施する事業について審議を行い、事業がおおむね順調に進捗しているとの意見を得た。

また、平成30年3月1日に国立大学施設支援センター審議委員会（第4回）を開催し、国立大学施設支援センターの平成29年度の事業の進捗状況及び平成30年度計画（案）について審議を行い、事業が効果的なものとなっているとの意見を得た。

	H28	H29
委員人数（人）	10	10
うち外部有識者数（人）	10	10

平成29年度計画

1 総合的事項

(2) 自己点検・評価委員会を3回開催し、次のことを実施する。

- ① 平成28年度における業務の実績の自己点検・評価を実施し、業務実績等報告書を文部科学大臣に提出し、公表する。
- ② 平成29年度におけるすべての業務・事業に対して定期的に自己点検・評価を実施し、業務の適切な進行管理を行う。
- ③ 調査研究については、その結果及び成果について高等教育関係者による評価を受ける。
- ④ 次期中期目標期間における業務の改善に資する観点から、外部検証委員会において、平成26年度から平成28年度までの自己点検・評価の結果についての検証等を実施する。

実績・参考データ

平成28事業年度の業務実績に係る自己点検・評価

平成29年5月31日に監事を構成員に含む「自己点検・評価委員会（第1回）」を開催し、平成28事業年度における業務の実績についての自己点検・評価を実施した。同委員会において「業務実績等報告書（案）」をとりまとめ、平成29年6月開催の企画調整会議、運営委員会、評議員会での審議を経て、平成29年6月30日付けで『平成28事業年度業務実績等報告書』として文部科学大臣に提出するとともに、ウェブサイトで公表した。

なお、平成29年8月に通知された、文部科学大臣による「平成28年度における業務の実績に関する評価の結果」においては、「B（全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められる）」との評価を得た。

定期的な自己点検・評価の実施と業務の進行の管理

平成29年11月16日及び平成30年2月27日に自己点検・評価委員会（平成29年度第2回及び第3回）を開催し、平成29年度におけるすべての業務・事業に対する自己点検・評価を実施し、業務の適切な進行管理を行った。

また、平成30年2月27日開催の同委員会において、各部課室が作成した平成30事業年度計画（原案）に基づき、各業務に係る平成30年度以降の課題や展望、平成29事業年度の業務の進捗状況等を踏まえ、機構長の意向を反映させた上で、平成30事業年度計画（案）を策定した。平成30事業年度計画（案）については、平成30年3月開催の企画調整会議、運営委員会及び評議員会の議を経て確定し、平成30年3月27日付で文部科学大臣に届け出た。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

調査研究の結果及び成果の高等教育関係者による評価

高等教育関係者を中心とする外部検証委員会（次項参照）において、平成26年度から平成28年度までの調査研究の結果及び成果について検証を行い、機構の調査研究が中期計画の達成に向けて適切に進められているとの評価を受けた。

自己点検・評価の結果についての外部検証

第3期中期目標期間における機構の業務の進捗状況について検証するとともに、次期中期目標期間における機構の業務のあり方について検討することを目的として、外部の有識者で構成される「外部検証委員会」を設置した。

外部検証の実施にあたっては、役員、教員及び事務職員の協働組織である企画室において実施方針案等を検討し、各事業に係る業務実績のポイントと平成30年度までの見通しについてとりまとめた資料を作成した。

平成29年10月23日開催の第1回外部検証委員会では、まず外部検証の実施方法等について協議し、外部検証委員会においては、平成26年度から平成28年度に係る業務実績報告書、主務大臣による評価書のほか、各資料等に基づく書面調査及び機構からのヒアリング調査により、中期計画の達成に向けた進捗状況について検証を行い、第3期中期目標期間中の業務の進め方、次期中期目標期間に向けた展開等について意見を述べることにした。その後、機構の業務等についてヒアリングが行われた。12月12日開催の第2回外部検証委員会では、第1回委員会後各委員から提出されたコメントを踏まえ、意見交換が行われた。

平成30年1月22日開催の第3回外部検証委員会では、これまでに出示された意見に基づき、外部検証結果について協議が行われた。

外部検証の結果については、報告書としてとりまとめ、平成30年3月にウェブサイトにて公表した。



外部検証委員会の様子

- 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構外部検証報告書（平成30年3月）
https://www.niad.ac.jp/media/001/201803/gaibukensyo_houkoku_h30.pdf

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

2 教育研究活動等の評価

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

① 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等

- ア 研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況等について、それぞれ機構が定める基準に従って選択評価等の先導的な評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。
- イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。
- ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。
- エ 先導的役割を強化する観点から、評価の国際通用性や高等教育政策上の要請を踏まえた評価システムを構築するため、評価に関する調査研究の成果を反映した新たな評価基準等の策定に向けた検討を行う。

② 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

- ア 機構が定める評価基準に従って大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。
- イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。
- ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。また、中央教育審議会における認証評価制度の改善についての議論も踏まえ、3巡目に向けて、大学機関別認証評価の評価基準等を改訂する。
- エ 民間認証評価機関が評価を実施することが可能な教育機関の数や評価を受ける教育機関への影響を考慮しつつ、認証評価実施校数の段階的な削減や、将来的な廃止を含めた在り方について、検討を継続する。
- オ 認証評価制度全体の改善に資するための先導的な取組に関する部分を除き、原則として手数料収入で必要な経費を賄うよう、合理化・効率化を図る。
- カ 法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価については、政府における法曹養成制度の動向を踏まえ、第3期中期目標期間中における運営費交付金の削減目標に向けて取り組む。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

財務情報及び人員に関する情報

	H26	H27	H28	H29	H30
機関別認証評価					
経常費用（千円）	287,608	261,517	185,853	139,296	
経常収益（千円）	371,156	322,053	166,945	119,384	
うち運営費交付金収益（千円）	0	0	0	0	
うち手数料収入（千円）	369,900	320,641	166,223	118,325	
うちその他収入（千円）	1,256	1,412	722	1,059	
従事人員数（人）	27.8(0)	26.8(0)	18.4(0)	13.1(1)	
分野別認証評価					
経常費用（千円）	30,065	19,846	18,129	75,692	
経常収益（千円）	30,065	19,845	22,842	78,101	
うち運営費交付金収益（千円）	19,479	16,139	22,764	53,608	
うち手数料収入（千円）	10,500	3,596	0	24,041	
うちその他収入（千円）	87	110	78	452	
従事人員数（人）	5.4(0)	2.1(0)	2.2(0)	7.6(0)	

注）従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記）
 なお、評価項目Ⅱ-7（調査研究）の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

自己評価の結果

年度計画	評定	根 拠
2 教育研究活動等の評価 （１）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価 ① 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等 ア 研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況等について、それぞれ機構が定める基準に従って選択評価等の先導的な評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。 イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。 ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。 エ 先導的役割を強化する観点から、評価の国際通用性や高等教育政策上の要請を踏まえた評価システムを構築するため、評価に関する調査研究の成果を反映した新たな評価基準等の策定に向けた検討を行う。	B	年度当初に予定したすべての評価対象校について、所定の評価方法により選択評価を実施するとともに、次年度に予定するすべての対象校について、申請受付及び研修を実施した。 大学機関別選択評価は、認証評価とは別に機構が独自に実施する第三者評価であり、年度により評価実施校数にばらつきが生じる。なお、高等専門学校も同様であるが、慣例的に認証評価とあわせて評価を受ける対象校が多いため、認証評価の対象校数に比例する傾向がある。 評価の検証についても、計画どおり、ワーキンググループを開催し、年度内に報告書としてとりまとめ、公表するとともに、寄せられた意見に基づいて、説明会における理解向上など、評価の改善につなげた。 さらに、国際通用性や高等教育政策上の要請を踏まえた調査研究を着実に進めた。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。
② 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価 ア 機構が定める評価基準に従って大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。 イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。	B	年度当初に予定したすべての評価対象校について、所定の評価方法により認証評価を実施するとともに、法科大学院については予定した年次報告書等の分析・調査を実施した。また、次年度に予定するすべての対象校について、説明会、研修及び申請受付を実施した。 大学、高等専門学校及び法科大学院それぞれの申請状況に応じた適切な評価体制を整備する

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。また、中央教育審議会における認証評価制度の改善についての議論も踏まえ、3巡目に向けて、大学機関別認証評価の評価基準等を改訂する。 エ 民間認証評価機関が評価を実施することが可能な教育機関の数や評価を受ける教育機関への影響を考慮しつつ、認証評価実施校数の段階的な削減や、将来的な廃止を含めた在り方について、検討を継続する。 オ 認証評価制度全体の改善に資するための先導的な取組に関する部分を除き、原則として手数料収入で必要な経費を賄うよう、合理化・効率化を図る。 カ 法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価については、政府における法曹養成制度の動向を踏まえ、第3期中期目標期間中における運営費交付金の削減目標に向けて取り組む。	とともに、法科担当者向けの研修においては、担当者からおおむね肯定的な満足が得られた。 評価の検証についても、計画どおり、ワーキンググループを開催し、年度内に報告書としてとりまとめ、公表するとともに、説明会における理解向上や資料の工夫など評価の改善につなげた。また、大学機関別認証評価の見直しを行い、平成30年1月、機関別認証評価委員会として、「大学機関別認証評価実施大綱」、「大学機関別認証評価大学評価基準」としてとりまとめ、平成30年3月に文部科学大臣に届出を行い、公表した。 さらに、認証評価の在り方の検討、合理化・効率化、法科大学院認証評価に係る検討についても、当初の計画どおり取組を実施した。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 ＜課題と対応＞ 特記すべき課題は検出していない。
--	---

平成29年度計画

2 教育研究活動等の評価

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

① 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等

ア 研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況等について、それぞれ機構が定める基準に従って選択評価等の先導的な評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。

実績・参考データ

評価の実施

評価全体の改善に資するため先導的な取組として、以下のとおり、認証評価とは別に大学等の求めに応じて機構が独自に行う機関別選択評価を実施した。

大学からの求めに応じて、地域貢献活動の状況（2校）について、機構が定める基準に従って選択評価を行う体制を整備した。

また、高等専門学校については、研究活動の状況（4校）、正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況（4校）について、選択的評価事項に係る評価を行う体制を整備した。

大学及び高等専門学校からの求めに応じて機構が行う、研究活動の状況、地域貢献活動の状況等について、以下のとおり、評価（大学機関別選択評価及び高等専門学校選択的評価事項に係る評価）を行った。

① 書面調査を実施した。（平成29年9月まで）

評価対象の大学及び高等専門学校から6月末までに提出された自己評価書及びその根拠資料・データ等を踏まえ、機構の定める各評価事項をもとに、当該大学及び高等専門学校が有する目的の達成状況を中心に分析を行い、分析結果の整理及び訪問調査における調査内容の検討を行った。

② 訪問調査を実施した。（平成29年9月から12月まで）

書面調査の結果を踏まえ、評価部会に所属する委員及び専門委員が、書面調査で確認できなかった事項を中心として、各対象大学及び高等専門学校関係者等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査等を実施した。

③ 評価結果の審議等を行った。（平成30年3月まで）

書面調査及び訪問調査を経て、評価部会、専門部会及び大学機関別認証評価委員会・高等専門学校機関別認証評価委員会において審議の上、評価結果（案）をとりまとめ、当該大学及び高等専門学校に通知し、すべての対象大学及び高等専門学校から意見の申立ての有無にかかる回答を受け、評価結果を確定した。

④ 評価実施結果報告を当該大学、高等専門学校及び設置者に通知・提供し、並びに社会に公表した。（平成30年3月）

対象大学、高等専門学校及びその設置者に対して、対象大学及び高等専門学校の各評価事項における目的の達成状況の評価結果として通知するとともに、評価結果を「平成

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

29年度大学機関別選択評価実施結果報告」及び「平成29年度高等専門学校選択的評価事項に係る評価実施結果報告」としてとりまとめ、ウェブサイトに掲載した。

次年度に実施する評価について、大学及び高等専門学校に向けて、評価説明会と自己評価担当者の研修（大学：平成29年5月、高等専門学校：平成29年8月）を実施した。

次年度に実施する評価（大学機関別選択評価及び高等専門学校選択的評価事項に係る評価）について、9月末までに大学（1校）及び高等専門学校（6校）から申請を受け付けた。

【評価の実施状況】

〔大学〕

- 評価対象大学
 - ・ 選択評価事項B「地域貢献活動の状況」
（公立2大学） 奈良県立大学、県立広島大学

〔高等専門学校〕

- 評価対象高等専門学校
 - ・ 選択的評価事項A「研究活動の状況」
（国立3校） 旭川工業高等専門学校、広島商船高等専門学校、沖縄工業高等専門学校
（公立1校） 大阪府立大学工業高等専門学校
 - ・ 選択的評価事項B「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」
（国立3校） 旭川工業高等専門学校、広島商船高等専門学校、沖縄工業高等専門学校
（公立1校） 大阪府立大学工業高等専門学校

【評価の受付状況】

〔大学〕

- 評価対象大学
 - ・ 選択評価事項C「教育の国際化の状況」
（国立1大学） 岡山大学

〔高等専門学校〕

- 評価対象高等専門学校
 - ・ 選択的評価事項A「研究活動の状況」
（国立6校） 八戸工業高等専門学校、長野工業高等専門学校、沼津工業高等専門学校
鈴鹿工業高等専門学校、明石工業高等専門学校、阿南工業高等専門学校
 - ・ 選択的評価事項B「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」
（国立6校） 八戸工業高等専門学校、長野工業高等専門学校、沼津工業高等専門学校
鈴鹿工業高等専門学校、明石工業高等専門学校、阿南工業高等専門学校

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- 平成29年度に実施した大学機関別選択評価の評価結果について

https://www.niad.ac.jp/evaluation/selection_evaluation/se_university/daigakukika_hyouka_kikka/h_29.html

- 平成29年度に実施した高等専門学校を選択的評価事項に係る評価結果について

https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/specialized_specialty/koutou_hyoukakekka/h_29.html

平成29年度計画

2 教育研究活動等の評価

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

① 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等

- イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。

実績・参考データ

評価体制の整備等

地域貢献活動の状況（選択評価事項B）については、大学等からの評価の申請に応じた評価を行う体制として、大学機関別認証評価委員会の下に選択評価委員会（委員3人、専門委員1人）を設置した。

評価担当者の研修を平成29年6月に実施した。

平成29年度計画

2 教育研究活動等の評価

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

① 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等

ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。

実績・参考データ

平成28年度に実施した選択評価の検証

機構内に評価事業部と研究開発部による検討グループを組織し、平成29年6月、9月及び12月に検証ワーキンググループを開催して、平成28年度に実施した大学機関別選択評価、高等専門学校選択的評価事項に係る評価に関して、評価の有効性、適切性を検証した。具体的には、評価終了後に評価対象校及び評価担当者に対して実施したアンケート調査の回答の傾向や意見の内容を整理・分析し、機構が定める評価基準等が評価の目的に照らして適切であったか、評価が対象校にどのような効果・影響を与えたかなどを多面的に検証した。大学機関別選択評価（A、B）の検証結果については、報告書としてとりまとめ、平成30年3月に公表したが、大学機関別選択評価（C）及び高等専門学校選択的評価事項については、平成28年度の対象校が少数であったため、統計的な観点から、まとめて平成30年度以降に報告書を作成することとした。

なお、アンケート調査の結果については、検証に先立って機構内の評価実施担当者にフィードバックし、寄せられた意見に基づいて説明会における理解向上等に努めた。

○ 平成28年度に実施した選択評価に関する検証結果報告書

・ 大学機関別選択評価

https://www.niad.ac.jp/evaluation/re_verification/each_year/1326251_989.html

平成29年度に実施した選択評価の検証

平成29年度に評価を実施した大学及び高等専門学校の評価担当者に対しては平成29年12月に、対象校に対しては平成30年3月に、それぞれアンケートを送付した。

平成29年度計画

2 教育研究活動等の評価

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

① 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等

エ 先導的役割を強化する観点から、評価の国際通用性や高等教育政策上の要請を踏まえた評価システムを構築するため、評価に関する調査研究の成果を反映した新たな評価基準等の策定に向けた検討を行う。

実績・参考データ

新たな評価システム等の検討

中央教育審議会大学分科会における提言や、これまで文部科学省から委託されていた分野別質保証の在り方に関する調査研究の成果も踏まえながら、3巡目の大学機関別認証評価における新たな評価基準の策定に向けて大学機関別認証評価委員会の下に設置した検討WGにおいて検討を進め、平成29年10月の意見公募手続（パブリックコメント）を経て、大学機関別認証評価委員会として「大学機関別認証評価評価実施大綱」、「大学機関別認証評価大学評価基準」としてとりまとめ、平成30年3月に文部科学大臣に届出を行い、公表した。

平成29年度計画

2 教育研究活動等の評価

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

② 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

ア 機構が定める評価基準に従って大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。

実績・参考データ

評価の実施

大学等の教育研究活動の状況について、評価の実施体制を整備した。（評価部会、専門部会、運営小委員会、意見申立審査会等の編成、設置等）

大学及び高等専門学校からの求めに応じ、機関別認証評価を行った結果、大学機関別認証評価においては、「評価基準を満たしている」14校、「評価基準を満たしていない」0校、高等専門学校機関別認証評価においては、「評価基準を満たしている」4校、「評価基準を満たしていない」0校となった。

また、法科大学院を置く大学からの求めに応じ、法科大学院認証評価を行った結果、「評価基準適合」5校、「評価基準不適合」1校となった。

① 書面調査を実施した。（平成29年9月まで）

【大学・高等専門学校】

対象大学及び高等専門学校から6月末までに提出された自己評価書及びその根拠資料・データ等について、機構の定める評価基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析を行い、分析結果の整理及び訪問調査における調査内容の検討等を行った。

【法科大学院】

対象法科大学院を置く大学から6月末までに提出された自己評価書及びその根拠資料・データ等について、機構の定める評価基準に適合しているかどうかの判断を中心とした分析を評価部会において行い、また、教員組織については、より専門的・統一的な見地から評価を行うため、教員組織調査専門部会による調査を行った。これらの分析結果を踏まえ、分析結果の整理及び訪問調査の調査内容の検討等を行った。

② 訪問調査を実施した。（平成29年9月から12月まで）

【大学・高等専門学校】

書面調査の結果を踏まえ、評価部会に所属する委員及び専門委員が、書面調査で確認できなかった事項を中心として、各対象大学及び高等専門学校関係者等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査等を実施した。

【法科大学院】

書面調査の結果を踏まえ、評価部会に所属する委員及び専門委員が、書面調査で確認できなかった事項等を中心として、法科大学院の関係者等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査等を実施した。

③ 評価結果の審議等を行った。（平成30年3月まで）

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

【大学・高等専門学校】

書面調査及び訪問調査の結果を基に、評価部会、財務専門部会及び大学機関別認証評価委員会・高等専門学校機関別認証評価委員会において審議を行い、評価結果（案）をとりまとめ、対象大学及び高等専門学校に通知し、すべての対象大学及び高等専門学校からの意見の申立ての有無にかかる回答を受け、評価結果を確定した。

【法科大学院】

書面調査及び訪問調査の結果を基に、評価部会、運営連絡会議及び法科大学院認証評価委員会において審議を行い、評価結果（案）をとりまとめ、当該法科大学院を置く大学に通知し、すべての対象法科大学院を置く大学から意見の申立ての有無に係る回答を受け、評価結果を確定した。

- ④ 評価実施結果報告を当該大学等及び設置者に通知及び提供するとともに社会に公表した。（平成30年3月）

【大学・高等専門学校】

対象大学、高等専門学校及びその設置者に対して、対象大学及び高等専門学校が設置基準をはじめ関係法令に適合し、機構の定める評価基準を満たしていることを評価結果として通知するとともに、評価結果を「平成29年度大学機関別認証評価実施結果報告」及び「平成29年度高等専門学校機関別認証評価実施結果報告」としてとりまとめ、ウェブサイトに掲載した。

【法科大学院】

対象法科大学院を置く大学に対して、当該法科大学院が、機構の定める法科大学院評価基準に適合していると認められた場合には適格認定を与え、評価結果として通知するとともに、評価結果を「平成29年度法科大学院認証評価実施結果報告」としてとりまとめ、ウェブサイトに掲載した。

法科大学院については、以下のとおり、年次報告書等の分析・調査を実施した。

- ① 書面調査を実施した。（平成29年9月まで）

機構の評価において適格認定を受けた法科大学院を置く大学から次の評価を受けるまでの間に提出される法科大学院年次報告書及び対応状況報告書について、年次報告書等専門部会において評価結果に対し教育課程、教員組織その他法科大学院の教育活動全般にかかる重要な変更又は状況の変化があるかどうかの判断を中心とした分析を行った。

- ② 評価結果への付記事項の審議等を行った。（平成30年3月まで）

年次報告書等専門部会の調査結果を基に、運営連絡会議及び法科大学院認証評価委員会において審議を行い、評価結果への付記事項（案）をとりまとめ、当該法科大学院を置く大学の意見を聞いた上で、評価結果への付記事項を確定した。

- ③ 評価結果への付記事項の通知、公表を行った。（平成30年3月）

当該法科大学院を置く大学に対して、評価結果への付記事項を通知した。また、評価結果への付記事項を「教育課程又は教員組織に係る重要な変更に対する評価結果への付記事項及び法科大学院年次報告書の提出について」としてウェブサイトに掲載した。

次年度に実施する評価について、大学等に向けて、評価説明会と自己評価担当者の研修を実施した。

【大学・高等専門学校】

大学機関別認証評価及び大学機関別選択評価（東京：5月）並びに高等専門学校機関別

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

認証評価及び選択的評価事項に係る評価（東京：8月）に関する説明会を実施し、機構の行う認証評価等について周知に努めた。

なお、参加者数は、大学で132人、高等専門学校で49人である。また、説明会終了後に行うアンケート調査（設問に対し「4：そう思う」から「1：そう思わない」を4段階で調査、大学81%、高等専門学校83%の参加者が回答）では、それぞれの設問に対する平均値は次のとおりであり、おおむね肯定的な回答が得られている。

（【 】内は大学の数値、（ ）内は高等専門学校の数値）

「機関別認証評価に関する理解が深まった」	：	【3.44】	(3.33)
「機関別選択評価に関する理解が深まった」	：	【3.22】	(設問無)
「説明が分かりやすかった」	：	【3.29】	(2.98)
「資料が分かりやすかった」	：	【3.31】	(3.11)
「説明内容の分量が十分であった」	：	【3.20】	(3.11)
「この説明会に満足した」	：	【3.23】	(3.16)

【法科大学院】

法科大学院認証評価に関する説明会（東京：6月）を実施し、機構の行う認証評価等について周知に努めた。

なお、参加者数は、74人であった。また、説明会終了後に行うアンケート調査（設問に対し「4：そう思う」から「1：そう思わない」を4段階で調査、61%の参加者が回答）では、それぞれの設問に対する平均値は次のとおりであり、おおむね肯定的な回答が得られている。

「法科大学院認証評価に関する理解が深まった」	：	3.24
「自己評価書作成に関する理解が深まった」	：	3.09
「説明が分かりやすかった」	：	2.82
「資料が分かりやすかった」	：	2.96
「説明内容の分量が十分であった」	：	3.07
「この説明会に満足した」	：	2.98

大学及び高等専門学校の評価申請の受付については、平成30年度に機構で実施する評価を受審可能な条件を満たしている大学及び高等専門学校に対して、申請を受け付けるため、7月に「平成30年度に実施する大学機関別認証評価及び大学機関別選択評価の申請手続について」及び「平成30年度に実施する高等専門学校機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価の申請手続について」を送付した。

法科大学院については、平成30年度に実施する評価の申請を受け付けるため、7月に「平成30年度に実施する法科大学院認証評価（本評価）の申請手続について」を法科大学院を置く大学に送付した。

平成30年度に実施する評価（認証評価）については、9月末までに大学（5校）及び高等専門学校（6校）並びに法科大学院（13校）から申請を受け付けた。

【各委員会等開催状況】

〔大学〕

○ 大学機関別認証評価委員会

第1回 平成29年5月22日

- ・評価部会の編成等、運営小委員会の編成、大学機関別認証評価自己評価実施要項、大学機関別認証評価に係る3巡目の評価基準等の検討について審議

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

第2回 平成29年9月20日

- ・大学機関別認証評価に係る3巡目の実施大綱・大学評価基準等について審議

第3回 平成30年1月10日

- ・評価結果（案）、評価部会及び専門部会の編成、大学機関別認証評価に係る3巡目の実施大綱・大学評価基準等について審議、平成30年度申請状況について報告

第4回 平成30年3月7日

- ・評価結果、専門委員の選考について（平成30年度実施分）、大学機関別認証評価に係る3巡目の評価方法等について審議

○ 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

第1回 平成29年8月22日

- ・今後評価部会で審議するにあたっての確認事項等についての調整

第2回 平成29年12月13日

- ・認証評価結果等についての調整

第3回 平成30年3月1日（書面審議）

- ・認証評価（案）についての調整

○ 大学機関別認証評価委員会評価部会及び財務専門部会

第1回 平成29年6月20日（評価部会）

平成29年6月20日（財務専門部会（書面審議））

- ・部会長及び副部会長の選出、役割分担（担当対象大学）、平成28年度評価部会に関するスケジュール、評価結果のまとめ方の方針について審議

第2回 平成29年8月28日（第1部会）、8月29日（財務専門部会、選択部会、第2部会）、8月31日（第3部会）

- ・書面調査による分析状況等、訪問調査関係依頼事項について審議

第3回 平成29年12月18日（第1部会）、12月19日（財務専門部会）、12月22日（第3部会）、12月26日（第2部会、選択部会）

- ・評価結果（原案）、今後のスケジュール等について審議

〔高等専門学校〕

○ 高等専門学校機関別認証評価委員会

第1回 平成29年6月8日（書面審議）

- ・評価部会の編成等について審議

第2回 平成30年1月12日

- ・評価結果（案）、平成30年度 評価部会及び専門部会の体制等について審議

第3回 平成30年3月14日（書面審議）

- ・評価結果、専門委員の選考等について審議

○ 高等専門学校機関別認証評価委員会評価部会及び財務専門部会

第1回 平成29年6月14日（評価部会）、6月22日（財務専門部会（書面審議））

- ・部会長等の選出、役割分担（担当高等専門学校）の決定、平成29年度評価部会に関するスケジュールについて審議

第2回 平成29年8月9日（財務専門部会）、8月30日（評価部会）

- ・書面調査による分析状況等、訪問調査関係依頼事項について審議

第3回 平成29年12月7日（財務専門部会）、12月15日（評価部会）

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・評価結果（原案）、今後のスケジュール等について審議

〔法科大学院〕

○ 法科大学院認証評価委員会

第1回 平成29年6月1日（書面審議）

- ・評価部会等の編成、法科大学院評価基準の改定等について審議

第2回 平成29年1月24日

- ・評価結果原案（本評価）、「教育課程、教員組織その他法科大学院の教育活動全般に係る重要な変更又は状況の変化」に対する評価結果への付記事項等、平成30年度評価部会等の編成、法科大学院評価基準要綱の改定等について審議

第3回 平成30年3月12日

- ・評価結果、「教育課程、教員組織その他法科大学院の教育活動全般に係る重要な変更又は状況の変化」及び「対応状況報告書」の調査結果に対する評価結果への付記事項（案）に対する意見、重点基準を満たさないおそれがある事項（案）に対する意見、専門委員の選考、法科大学院評価基準要綱等の改定について審議

○ 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議

第1回 平成29年9月11日

- ・評価部会における書面調査による分析結果、関係法令の改正について審議

第2回 平成30年1月24日

- ・評価結果原案（本評価）、「教育課程、教員組織その他法科大学院の教育活動全般に係る重要な変更又は状況の変化」に対する評価結果への付記事項等、平成30年度評価部会等の編成、法科大学院評価基準要綱の改定等について審議

第3回 平成30年3月12日

- ・評価結果、「教育課程、教員組織その他法科大学院の教育活動全般に係る重要な変更又は状況の変化」及び「対応状況報告書」の調査結果に対する評価結果への付記事項（案）に対する意見、重点基準を満たさないおそれがある事項（案）に対する意見、専門委員の選考、法科大学院評価基準要綱等の改定について審議

○ 法科大学院認証評価委員会評価部会

第1回（第1部会） 平成29年6月15日

（第2部会） 平成29年6月23日

（第3部会） 平成29年6月23日

- ・部会長及び副部会長の選任、評価部会に関するスケジュール、授業科目調査、成績分布一覧、試験問題・答案、法学既修者認定試験の確認、訪問調査スケジュール等について審議

第2回（第1部会） 平成29年8月24日

（第2部会） 平成29年8月28日

（第3部会） 平成29年8月31日

- ・教員組織調査結果、訪問調査スケジュール、書面調査による分析結果等について審議

第3回（第1部会） 平成29年12月7日

（第2部会） 平成29年12月5日

（第3部会） 平成29年12月12日

- ・評価結果案（原案）等について審議

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- 法科大学院認証評価委員会教員組織調査専門部会
第1回 平成29年8月18日
・部会長及び副部会長の選任、教員の授業科目適合性の調査結果について審議
- 法科大学院認証評価委員会年次報告書等専門部会
第1回（第1部会） 平成29年9月19日
（第2部会） 平成29年9月13日
・部会長及び副部会長の選任、年次報告書の調査結果、対応状況報告書の調査結果等について審議

【評価の実施状況】

〔大学〕

- 評価対象大学：18大学
（国立） ・帯広畜産大学 ・筑波大学 ・東京芸術大学 ・東京学芸大学
・富山大学 ・琉球大学 ・政策研究大学院大学
（公立） ・福島県立医科大学 ・愛知県立芸術大学 ・京都府立医科大学
・奈良県立大学 ・県立広島大学
（私立） ・大阪女学院大学 ・放送大学

〔高等専門学校〕

- 評価対象高等専門学校：4高等専門学校
（国立） ・旭川工業高等専門学校 ・広島商船高等専門学校 ・沖縄工業高等専門学校
（公立） ・大阪府立大学工業高等専門学校

〔法科大学院〕

- 評価対象法科大学院：6法科大学院
（国立） ・北海道大学大学院法学研究科 ・一橋大学大学院法学研究科
・金沢大学大学院法務研究科 ・熊本大学大学院法曹養成研究科
（私立） ・上智大学大学院法学研究科 ・愛知大学大学院法務研究科

【評価の受付状況】

〔大学〕

- 評価対象大学：5大学
（国立） ・筑波技術大学
（公立） ・公立はこだて未来大学 ・秋田公立美術大学 ・山梨県立大学
・愛知県立大学

〔高等専門学校〕

- 評価対象高等専門学校：6高等専門学校
（国立） ・八戸工業高等専門学校 ・長野工業高等専門学校 ・沼津工業高等専門学校
・鈴鹿工業高等専門学校 ・明石工業高等専門学校 ・阿南工業高等専門学校

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

〔法科大学院〕

○ 評価対象法科大学院：13法科大学院

- (国立) ・東北大学法学研究科 ・東京大学法学政治学研究科
・横浜国立大学国際社会科学府 ・名古屋大学法学研究科
・京都大学法学研究科 ・大阪大学高等司法研究科 ・神戸大学法学研究科
・広島大学法務研究科 ・九州大学法務学府
- (公立) ・首都大学東京社会科学部研究科 ・大阪市立大学法学研究科
- (私立) ・学習院大学法務研究科 ・近畿大学法務研究科

○ 平成29年度に実施した大学機関別認証評価の評価結果について

https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/ce_university/daigaku_hyoukak_ekka/h_29.html

○ 平成29年度に実施した高等専門学校機関別認証評価の評価結果について

https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/specialized_specialty/koutou_hyoukak_ekka/h_29.html

○ 平成29年度に実施した法科大学院認証評価の評価結果について

https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/graduate_certification/houka_hyoukak_ekka/h_29.html

平成29年度計画

2 教育研究活動等の評価

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

② 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

- イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。

実績・参考データ

評価体制の整備等

大学等からの評価の申請状況に応じて評価体制等を適宜見直すために、評価の申請の受付に先立って、各大学、高等専門学校及び法科大学院を置く大学に対し、認証評価等の実施予定年度等についての意向調査を実施するとともに、機構への申請を検討している大学等から相談を受けた場合には、より詳細な内容の説明を行った。

【大学】

大学の評価体制については、14校からの申請に応じた評価を実施するため、大学機関別認証評価委員会の下に設置される評価部会を3部会とした（委員13人、専門委員33人）。このほか、財務専門部会（委員2人、専門委員4人）、各評価部会間の横断的な事項や評価結果（原案）の調整等を行う運営小委員会（委員6人）、評価基準を満たしていないとの評価結果（案）の判断に対する意見申立てについて審議を行う意見申立審査会（専門委員5人）をそれぞれ設置した。

【高等専門学校】

高等専門学校の評価体制については、4校からの申請に応じた評価を実施するため、高等専門学校機関別認証評価委員会の下に設置される評価部会を1部会とした（委員4人、専門委員4人）。このほか、財務専門部会（委員1人、専門委員2人）、評価基準を満たしていないとの評価結果（案）の判断に対する意見申立てについて審議を行う意見申立審査会（専門委員5人）をそれぞれ設置した。

【法科大学院】

法科大学院の評価体制については、6校からの申請に応じた評価を実施するため、法科大学院認証評価委員会の下に設置される評価部会を3部会とした（委員4人、専門委員19人）。このほか、法科大学院認証評価委員会の会議の議案を整理する運営連絡会議（委員12人、専門委員4人）、授業科目の内容と担当教員の教育研究業績等の適合性について調査を行う教員組織調査専門部会（委員5人、専門委員9人）、適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立ての審査を行う意見申立審査専門部会1部会（専門委員5人）をそれぞれ設置した。また、機構の評価において適格認定を受けた法科大学院を置く大学から次の評価を受けるまでの間に提出される法科大学院年次報告書等の調査を行う年次報告書等専門部会2部会（委員2人、専門委員10人）を設置した。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

評価の実施に必要な評価担当者を確保した。

【大学・高等専門学校】

平成30年度評価の実施に必要な評価担当者を確保するため、大学機関別認証評価委員会及び高等専門学校機関別認証評価委員会の中に専門委員選考委員会をそれぞれ設置し、大学及び高等専門学校関係団体、学協会及び経済団体等から推薦される候補者の中から、対象大学及び高等専門学校の学部及び学科等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を専門委員として選考した。

【法科大学院】

平成30年度評価の実施に必要な評価担当者を確保するため、国公立大学、法曹三者及び関係団体に対して広く推薦を求め、専門委員を選考した。

評価担当者の研修

評価担当者の研修を平成29年6月に実施した。

【大学・高等専門学校】

評価担当者（大学37人、高等専門学校7人）に対する研修については、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう「評価作業マニュアル」等を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を図りつつ、大学及び高等専門学校機関別認証評価等の目的、内容及び方法等に関する研修を実施し、質疑応答や意見交換等により、評価担当者の共通認識を深めた。

なお、研修終了後に行うアンケート調査（設問に対し「4：そう思う」から「1：そう思わない」を4段階で調査、大学は78%、高等専門学校は100%の参加者が回答）では、それぞれの設問に対する平均値は次のとおりであり、おおむね肯定的な回答が得られている。（【 】内は大学の数値、（ ）内は高等専門学校の数値）

「評価作業に関する理解が深まった」	：	【3.55】	（4.00）
「説明が分かりやすかった」	：	【3.10】	（3.86）
「資料が分かりやすかった」	：	【3.24】	（3.86）
「研修内容の分量が十分であった」	：	【3.24】	（3.71）
「進捗が適切であった」	：	【設問無】	（3.71）
「この研修会に満足した」	：	【3.28】	（4.00）

【法科大学院】

評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、法科大学院認証評価に係る評価担当者（24人）に対する研修を実施した。

評価担当者に対する研修では、「自己評価書（イメージ）」や「書面調査票記入例」等の資料を用いて、実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を図り、質疑応答や意見交換等を通じて評価担当者としての共通認識を深めた。

なお、研修終了後に行うアンケート調査（設問に対し「4：そう思う」から「1：そう思わない」を4段階で調査、74%の参加者が回答）では、それぞれの設問に対する平均値は次のとおりであり、おおむね肯定的な回答が得られている。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

「法科大学院認証評価に関する理解が深まった」：3.76

「説明がわかりやすかった」：3.53

「資料がわかりやすかった」：3.59

「説明内容の分量が十分であった」：3.41

「進行が適切であった」：3.53

「この研修に満足した」：3.53

平成29年度計画

2 教育研究活動等の評価

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

② 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。また、中央教育審議会における認証評価制度の改善についての議論も踏まえ、3巡目に向けて、大学機関別認証評価の評価基準等を改訂する。

実績・参考データ

平成28年度に実施した認証評価の検証

機構内に評価事業部と研究開発部による検討グループを組織し、平成29年6月、9月及び12月に検証ワーキンググループを開催して、平成28年度に実施した大学機関別認証評価、高等専門学校機関別認証評価に関して、評価の有効性、適切性を検証した。具体的には、評価終了後に評価対象校及び評価担当者に対して実施したアンケート調査の回答の傾向や意見の内容を整理・分析し、機構が定める評価基準等が評価の目的に照らして適切であったか、評価が対象校にどのような効果・影響を与えたかなどを多面的に検証した。大学機関別認証評価の検証結果については、報告書としてとりまとめ、平成30年3月に公表した。なお、高等専門学校機関別認証評価については、平成28年度の対象校が少数であったため、統計的な観点から、まとめて平成30年度以降に報告書を作成することとした。

アンケート調査の結果については、検証に先立って機構内の評価実施担当者にフィードバックし、寄せられた意見に基づいて説明会における理解向上や、資料の工夫に努めた。

○ 平成28年度に実施した認証評価に関する検証結果報告書

・大学機関別認証評価

https://www.niad.ac.jp/evaluation/re_verification/each_year/1326251_989.html

平成29年度に実施した認証評価の検証

平成29年度に評価を実施した大学、高等専門学校、法科大学院の評価担当者に対しては平成29年12月に、対象校に対しては平成29年3月にアンケートをそれぞれ送付した。

なお、法科大学院については、検証ワーキンググループにおいて3巡目のアンケートの見直しの検討を進め、評価担当者及び対象校それぞれに新様式によってアンケートを送付した。

3巡目に向けた基準改定等

大学機関別認証評価の見直しを行うため、大学機関別認証評価委員会の下に検討ワーキンググループを設置し、評価実施要項の見直しを行った。平成29年9月に実施大綱、大学評価基準の改訂案を確定し、平成29年10月、「大学機関別認証評価実施大綱（案）」、

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

「大学機関別認証評価大学評価基準（案）」としてとりまとめ、意見公募手続（パブリックコメント）を行った。その結果について、平成29年11月、12月に各1回の検討ワーキンググループを経て、平成30年1月、機関別認証評価委員会として、「大学機関別認証評価実施大綱」、「大学機関別認証評価大学評価基準」としてとりまとめ、平成30年3月に文部科学大臣に届出を行い、公表した。

平成29年度計画

2 教育研究活動等の評価

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

② 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

エ 民間認証評価機関が評価を実施することが可能な教育機関の数や評価を受ける教育機関への影響を考慮しつつ、認証評価実施校数の段階的な削減や、将来的な廃止を含めた在り方について、検討を継続する。

実績・参考データ

取組状況

実施校数の段階的な削減や、将来的な廃止も含めた在り方について検討するため、以下のような取組を行った。

- ・ 認証評価機関連絡協議会等を通じ、民間認証評価機関の動向等の情報の共有。
- ・ 平成30年度以降の申請校把握を目的とした意向調査の実施。

また、認証評価事業の今後の在り方を検討する「認証評価事業の将来検討タスクフォース」（平成27年9月設置）においてとりまとめた中間報告案に基づき、機構は、民間の認証評価機関における評価の実施体制の整備状況や評価を受ける教育機関への影響、中央教育審議会における認証評価制度の改善に向けた議論の状況を踏まえつつ、認証評価制度全体の質の保証・向上を担う先導的な機能をより重視し、我が国の認証評価を発展させていくべきと考えており、平成29年度においては、以下の取組などにより認証評価制度全体の先導的な役割を果たしている。

- ・ 我が国の質保証に関する人材の能力向上を支援するため、平成29年3月に作成した「教育の内部質保証に関するガイドライン」を活用して、人材育成セミナー「内部質保証ワークショップ」（平成29年11月、平成30年1月）を開催。
- ・ 認証評価機関13機関で構成する認証評価機関連絡協議会の事務局として、協議会2回（平成29年8月、平成30年3月）、その下に設置しているワーキンググループ1回（平成30年1月）及び評価担当職員研修1回（平成29年4月）を開催。ワーキンググループにおいては、機関別認証評価と分野別評価の関係について、日本医学教育評価機構等の分野別評価団体との意見交換を実施するなど、協議会全体における評価方法等に関する諸課題の改善等についての議論を主導。
- ・ 日中韓の政府が共同して実施する国際共同教育プログラム「キャンパス・アジア」（2013-2017）について、日中韓の質保証機関が共同でモニタリングを実施。平成29年6月には共同ガイドラインを三カ国合同で作成した。これらのモニタリング活動やガイドラインの成果発信を、APQN等の国際会議での発表やニュースレターの寄稿等で行った。上記取組が評価され、2018 APQNクオリティ・アワードを受賞（質保証における国際協力賞）。

平成29年度計画

2 教育研究活動等の評価

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

② 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

オ 認証評価制度全体の改善に資するための先導的な取組に関する部分を除き、原則として手数料収入で必要な経費を賄うよう、合理化・効率化を図る。

実績・参考データ

事業経費

平成29年度の機関別認証評価事業を実施するための経費については、合理化、効率化を図り、すべて評価手数料収入により賄った。

平成29年度計画

2 教育研究活動等の評価

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

② 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

カ 法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価については、政府における法曹養成制度の動向を踏まえ、第3期中期目標期間中における運営費交付金の削減目標に向けて取り組む。

実績・参考データ

検討状況

運営費交付金の具体的な削減目標の設定や、負担割合の段階的な削減について検討するため、以下のような取組を行った。

- ・ 政府における法曹養成制度の動向の継続的な把握。
- ・ 第3期中期目標期間中における運営費交付金投入率を70%以下に削減。
- ・ 運営費交付金投入率を削減する要因の一つとして、平成29年度実施分以降の法科大学院認証評価評価手数料額を改定。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

2 教育研究活動等の評価

(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価

国立大学法人及び大学共同利用機関法人90法人の第2期中期目標期間における教育研究の状況の評価を実施し、評価結果を確定する。

また、第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価について、第2期中期目標期間における教育研究の状況の評価についての検証を踏まえ、評価実施要項等の検討を行う。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

財務情報及び人員に関する情報

	H26	H27	H28	H29	H30
経常費用（千円）	94,701	230,661	614,081	141,021	
経常収益（千円）	94,701	230,661	614,137	152,476	
うち運営費交付金収益（千円）	88,353	221,351	604,359	148,893	
うちその他収入（千円）	6,348	9,310	9,778	3,583	
従事人員数（人）	7.8(1)	17.3(1)	46.1(15)	11.9(1)	

注）従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記）

なお、評価項目Ⅱ-7（調査研究）の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

自己評価の結果

年度計画	評価	根拠
2 教育研究活動等の評価 （2）国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価 国立大学法人及び大学共同利用機関法人 90 法人の第2期中期目標期間における教育研究の状況の評価を実施し、評価結果を確定する。 また、第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価について、第2期中期目標期間における教育研究の状況の評価についての検証を踏まえ、評価実施要項等の検討を行う。	B	国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間における教育研究の状況についての評価に係る評価報告書を確定し、文部科学省国立大学法人評価委員会に提供したほか、ウェブサイトにて公表した。 第2期中期目標期間における教育研究の状況についての評価の検証を行うため、評価者及び国立大学法人等にアンケート調査を実施し、アンケート結果を集計・分析の上とりまとめ、平成30年3月に検証結果報告書を公表した。 国立大学教育研究評価委員会ワーキンググループを設置したほか、評価事業連絡会議の下に国立大学法人評価ワーキンググループを組織するなど、第3期中期目標期間における教育研究の状況についての評価の検討を行うための体制を整備し、「評価実施要項（案）」等について検討を行った。「評価実施要項（案）」については、平成30年3月15日に開催した国立大学教育研究評価委員会において審議・決定の上、意見公募手続（パブリックコメント）を実施した。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 ＜課題と対応＞ 特記すべき課題は検出していない。

平成29年度計画

2 教育研究活動等の評価

(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価

国立大学法人及び大学共同利用機関法人90法人の第2期中期目標期間における教育研究の状況の評価を実施し、評価結果を確定する。

また、第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価について、第2期中期目標期間における教育研究の状況の評価についての検証を踏まえ、評価実施要項等の検討を行う。

実績・参考データ

第2期中期目標期間における教育研究の状況の評価

国立大学法人及び大学共同利用機関法人90法人の第2期中期目標期間における教育研究の状況の評価について、意見申立審査会を経て国立大学教育研究評価委員会において評価結果を確定し、文部科学省国立大学法人評価委員会に提供した。評価結果についてはウェブサイトにて公表し、社会に向けて情報発信を行った。

第2期中期目標期間における教育研究の状況の評価の検証を行うため、評価者1,010名及び国立大学等90法人にアンケート調査を実施し、アンケート結果を集計・分析の上とりまとめ、平成30年3月に検証結果報告書を公表した。

- 国立大学法人等の第2期中期目標期間における教育研究の状況の評価結果について
https://www.niad.ac.jp/evaluation/research_evaluation/kokuritukyoudou/hyoukakeka_h28/
- 「国立大学法人及び大学共同利用機関法人における教育研究の状況についての評価」に関する検証結果報告書（第2期中期目標期間）
https://www.niad.ac.jp/evaluation/research_evaluation/kokuritukyoudou/kanren_h28/1325601_926.html

第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価方法の検討

国立大学教育研究評価委員会ワーキンググループを設置したほか、評価事業連絡会議の下に国立大学法人評価ワーキンググループを組織するなど、第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価の検討を行うための体制を整備し、「評価実施要項（案）」等について検討を行った。「評価実施要項（案）」については、平成30年3月15日に開催した国立大学教育研究評価委員会において審議・決定の上、意見公募（パブリックコメント）を実施した。

また、評価方法の改善の一環として、分野ごとの特性を踏まえた評価方法の検討を行う学系別検討チームを国立大学教育研究評価委員会ワーキンググループの下に立ち上げることとし、具体的なチームの構成や人選方法等について検討を行っている。

中期目標期間における教育研究の状況の評価に関する法人からの意見の集約や共通理解の促進のため、平成30年2月6日に「中期目標期間における教育研究の状況の評価に係る

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

意見交換会」を実施した。その際の法人からの意見については、第3期中期目標期間の評価の設計への活用を図っている。

第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価に活用するデータ収集について、第2期中期目標期間と同様の指標及び項目に基づき収集を行い、提出されたデータの整理作業を行っている。また、第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価に活用する指標及び項目についての検討を行っている。

○ 国立大学教育研究評価委員会

第45回 平成29年4月18日

- ・第2期中期目標期間における教育研究の状況の評価に係る意見申立てへの対応、評価結果の確定及び公表についての審議

第46回 平成29年6月21日

- ・第2期中期目標期間における教育研究の状況の評価に係る評価結果の公表及び評価者アンケートの集計結果についての報告
- ・第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価に係る評価実施要項の策定に向けた課題についての審議

第47回 平成29年7月19日

- ・第2期中期目標期間における教育研究の状況の評価の制度及び結果等についての報告
- ・第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価に向けた課題の検討、国立大学教育研究評価委員会ワーキンググループの設置についての審議

第48回 平成29年11月30日

- ・第2期中期目標期間における教育研究の状況の評価に係る法人アンケートの集計結果についての報告
- ・第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価、分析項目の学系別検討体制についての審議

第49回 平成30年3月15日

- ・第2期中期目標期間における教育研究の状況の評価に関する検証結果報告書についての報告
- ・第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価に係る評価実施要項（素案）、学系別検討チームについての審議

○ 国立大学教育研究評価委員会ワーキンググループ

第1回 平成29年6月1日、第2回 平成29年10月26日、第3回 平成29年11月16日

第4回 平成30年2月5日、第5回 平成30年2月27日

- ・第2期中期目標期間における教育研究の状況の評価の検証、第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価方法の検討等についての審議

○ 第3期中期目標期間の教育研究の状況の評価に係る「評価実施要項（案）」に関する意見募集の実施について

https://www.niad.ac.jp/evaluation/research_evaluation/kokuritukyoudou/kanren_h29/1326501_926.html

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

3 施設費貸付事業及び施設費交付事業

(1) 施設費貸付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行う。
- ② 貸付事業に必要な財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。
その際、国立大学法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。
- ③ 貸付けの審査に当たって、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。
また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。
なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。
- ④ 貸付事業に係る債権について、貸付先に払込通知書を発行するなど長期借入金債務等の償還を確実に行う。
また、年間5箇所以上の貸付先訪問調査を実施する。
- ⑤ 民間資金の調達に当たり、IR（インベスター・リレーションズ）活動として年間5箇所以上の投資家を訪問し、説明及び情報発信を行う。
- ⑥ 機構が蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うため、国立大学の財務に係る調査、分析を行う。

(2) 施設費交付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。
- ② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。
また、そのために年間5箇所以上の交付先訪問調査を実施する。
- ③ 交付事業財源の確保について、文部科学省及び国立大学法人等の関係機関との連携を図り、外部有識者、専門家を講師とした研修会等を実施する。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

財務情報及び人員に関する情報

	H26	H27	H28	H29	H30
経常費用（千円）	18,887,793	16,890,220	13,340,682	11,080,051	
経常利益（千円）	16,516,690	14,490,638	13,346,947	10,545,271	
行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	
従事人員数（人）	7	7	11.0(3)	13.1(4)	

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

表中の情報は、センターの事業（施設費貸付事業・施設費交付事業・承継財産等処理）にかかるものを合算

自己評価の結果

年度計画	評価	根拠
3 施設費貸付事業及び施設費交付事業 (1) 施設費貸付事業 ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行う。 ② 貸付事業に必要な財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。 その際、国立大学法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。 ③ 貸付けの審査に当たって、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。 また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。 なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。 ④ 貸付事業に係る債権について、貸付先に払込通知書を発行するなど長期借入金債務等の償還を確実に行う。 また、年間5箇所以上の貸付先訪問調査を実施する。 ⑤ 民間資金の調達に当たり、IR（インベスター・リレーションズ）活動として年間5箇所以上の投資家を訪問し、説明及び情報発信を行う。 ⑥ 機構が蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うため、国立大学の財務に係る調査、分析を行う。	B	施設費貸付事業の適切な執行に向け、文部科学省及び国立大学法人と連携し、情報共有等を図りつつ、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを適切に行っている。 施設費貸付事業の財源として財政融資資金から長期借入れを行うとともに、債券の発行により市場から効率的に資金調達を行っている。 施設費貸付事業については、「国立大学施設支援センター貸付審査会」を設置し、関係規則に基づき、事業目的及び内容が文部科学大臣の定めた範囲内であり、かつ償還能力及び担保能力があるか、大学附属病院の公的使命を果たしているか等を総合的に審査する体制を構築しており、内部統制の強化及び審査の向上に努めつつ、適正に実施している。 貸付金の回収にあたっては、貸付先に払込通知書を発行・送付するとともに、各国立大学法人から提出される状況報告書や財務諸表等により、財務状況等の確認を行っている。また7法人に対して、貸付対象事業に係る現地調査を実施し、事業の執行状況の確認や法人からの意見聴取等を行っている。国立大学法人からの債権回収率及び財政融資資金への債務償還率はともに100%であり、適切に実施している。 資金調達に係る債券の発行に際し、IR活動の一環として、主幹事証券会社の販売戦略に基づき最適な投資家層を把握し、地方投資家等を対象に個別投資家訪問を23箇所実施している。 「病院経営分析検討チーム」、「国立大学附属病院の財務・経営分析の在り方WG」、「国立大学法人の財務等に関する勉強会」を開催し、貸付事業を効果的・効率的に行うための調査、分析を行っている。また、その成果として、ワークショップの開催や冊子・データのとりまとめを行い、国立大学法人へ提供している。 さらに、各国立大学法人の前事業年度にの財務諸表等について、国立大学の財務に係る調査、分析、データのとりまとめを行い、当該成果物である「国立大学法人の財務」を年度末に刊行している。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

		以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。
(2) 施設費交付事業 ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。 ② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。 また、そのために年間5箇所以上の交付先訪問調査を実施する。 ③ 交付事業財源の確保について、文部科学省及び国立大学法人等の関係機関との連携を図り、外部有識者、専門家を講師とした研修会等を実施する。	B	施設費交付事業の適切な執行に向け、文部科学省及び国立大学法人と連携し、情報共有等を図りつつ、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として適切に交付を行っている。 各国立大学法人等の交付申請額や事業目的・内容の審査と交付決定後の事業実績の審査を適切に行っており、また、10法人に対し、施設費交付対象事業に係る現地調査を実施するなど、施設費交付事業に係る予算執行の適正を期している。 国立大学法人等が保有している資産（未利用の土地、建物及び資金等）の有効活用方策等の検討に資するため、文部科学省、民間金融機関及び私立大学の資金運用を行っている民間団体から講師を招き、「資産活用に関する勉強会」を開催している。また、「施設費交付事業財源の確保等に関する検討会」を開催し、その検討結果を踏まえ、交付事業財源の確保等についての結論をとりまとめている 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。

平成29年度計画

3 施設費貸付事業及び施設費交付事業

(1) 施設費貸付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行う。

実績・参考データ

施設費貸付事業の実績

文部科学大臣の定め（平成29年3月30日付け）に基づき、国立大学法人に対し、附属病院の施設整備等に必要な資金として、平成30年3月末までに35大学、79件、67,060百万円の貸付けを行った。（平成29年度計画：36大学、80件、68,905百万円）

なお、翌年度繰越額632百万円については、当初想定していなかったアスベスト撤去等により施設工事の遅延が生じたこと、施設工事の遅延に伴い病院設備の年度内納入が困難となったこと等によるものであり、貸付不用額1,213百万円については、落札価格と予定価格との差額により貸付けを行う必要がなくなったこと等によるものである。

また、文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」（平成29年5月、9月及び平成30年1月）において、当該貸付けに係る国立大学法人等の事業の適切な執行に資するよう、各法人の施設担当部課長等に対し、貸付事業の留意点等について説明を行った。平成29年8月には各国立大学法人に対して事務連絡を発出し、平成29年度最終貸付けのスケジュールについて周知徹底を図った。

各国立大学法人の工事進捗状況については、大学からの報告（平成29年5月～平成30年3月）に基づき、文部科学省に定期的に報告し、情報共有を図った。

○ 平成29年度施設費貸付事業（繰越額・不用額含む）

（単位：百万円）

	当初計画額	貸付実績額	繰越額	不用額
平成29年度	(36法人/80事業) 68,905	(35法人/79事業) 67,060	(3法人/4事業) 632	(22法人/33事業) 1,213

※当初計画額、貸付実績額には前年度繰越額を含む。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

○ 施設費貸付事業による整備例



【中央診療棟 B】
(名古屋大学)

- ◆ 手術室、ICU の増設など、附属病院の機能強化を図ることを目的として整備を実施。手術待ち期間の短縮と早期の診療提供が可能となり、また、将来の手術件数増加に対応した ICU 増床により、看護管理上安全かつ質の高い診療を実現。



【診療棟】
(鹿児島大学)

- ◆ 老朽化と狭あい化に加えて耐震性も低いため（Is 値=0.4）、改築整備により災害に強い病院整備を進めるとともに、老朽狭あいの解消により「病院機能強化」、「教育・研究環境の充実」、「合理的な経営基盤の確立」を強化。



【磁気共鳴診断装置】
(金沢大学)

- ◆ 画像診断における医療の質を十分に確保するため、現有機器の老朽化に伴い、近年の診療の高度化に対応できる性能を備えた機器に更新。



【統合型高規格救急初療システム】
(東北大学)

- ◆ 世界最高水準の医療を提供するための医療用設備の整備・強化を図るため、重症患者へのより迅速な処置を可能とする設備を設置。

平成29年度計画

3 施設費貸付事業及び施設費交付事業

(1) 施設費貸付事業

- ② 貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。

その際、国立大学法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。

実績・参考データ

施設費貸付事業の財源の調達

《長期借入れによる資金の調達》

施設費貸付事業の財源として、平成30年3月末までに、財政融資資金から62,567百万円の長期借入れを行った。

(平成29年度計画：64,413百万円（平成28年度からの繰越額9,313百万円を含む。))

《債券発行による資金の調達》

第2回独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券(5年債・50億円)を平成30年2月に発行した。発行に向けては、8月に主幹事証券会社、受託会社及び格付け機関の選定を行い、IR(インベスター・リレーションズ)資料を作成し、ウェブサイトへ掲載するとともに、12月から1月にかけて個別投資家訪問を行うなど、IR活動を積極的に実施した。また、投資家向けの債券内容説明書を作成し公開することで、機構の事業内容や財務状況等の透明性の確保に努めた。また、発行体(機構)及び債券の信用格付取得のため格付会社による調査を受審し、発行体及び債券の信用格付は、ともに前年度までと同じAAを取得した。

○ 平成29年度の資金調達実績

(単位：百万円)

区分	調達額				不用額等	
	財政融資資金			債券 発行	財政融資資金	
	計画額	繰越額	計		繰越額	不用額
施設整備費	30,791	4,213	35,004	—	452	764
病院特別医療 機械整備費	22,605	4,958	27,564	4,493	180	449
合計	53,396	9,171	62,567	4,493	632	1,213

※単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

※債券発行額は、既発行債券の償還分(507百万円)を除いた額である。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

○ IR資料＜抜粋＞



平成29年度計画

3 施設費貸付事業及び施設費交付事業

(1) 施設費貸付事業

③ 貸付けの審査に当たって、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。

また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。

なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。

実績・参考データ

償還確実性の審査等

貸付けの審査にあたり「国立大学施設支援センター貸付審査会」を設置し、「施設費貸付規則」、「貸付金債権管理規則」、「施設費貸付事業審査基準」等に基づき、事業目的・内容、償還能力、担保力及び公的使命を果たしているか等を総合的に審査する体制を構築しており、平成30年3月末までに12回の開催及び審査を行った。

○ 平成29年度貸付審査会開催概要

開催回	開催日	議 事
第1回	平成29年4月14日	1. 第1・四半期長期借入金の借入れの認可申請時審査について
第2回	平成29年5月22日	1. 平成29年6月借入申込み時審査について 2. 第2・四半期長期借入金の借入れの認可申請時審査について 3. 施設費貸付事業（設備整備）に係る貸付金利（平成29年6月～平成30年2月）の決定について
第3回	平成29年6月20日	1. 平成29年7月借入申込み時審査について
第4回	平成29年7月5日	1. 平成30年度借入事業要求時審査 2. 平成29年8月借入申込み時審査について 3. 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券の発行により調達する資金の管理運用手続き第6に基づく施設費貸付事業に係る収支状況の確認について
第5回	平成29年8月21日	1. 平成29年9月借入申込み時審査について 2. 第3・四半期長期借入金の借入れの認可申請時審査について
第6回	平成29年9月20日	1. 平成29年10月借入申込み時審査について 2. 施設費貸付事業に係る見直し金利（平成29年9月20日見直し分）の決定について
第7回	平成29年10月27日	1. 平成29年11月借入申込み時審査について 2. 平成28年事業年度貸付後の確認（事業状況等の確認）について
第8回	平成29年11月20日	1. 平成29年12月借入申込み時審査について 2. 第4・四半期長期借入金の借入れの認可申請時審査について
第9回	平成29年12月20日	1. 平成30年1月借入申込み時審査について
第10回	平成30年1月22日	1. 平成30年2月借入申込み時審査について
第11回	平成30年2月26日	1. 平成30年3月借入申込み時審査について
第12回	平成30年3月16日	1. 施設費貸付事業に係る貸付金利（平成30年3月）及び見直し金利（平成30年3月20日見直し分）の決定について

平成29年度計画

3 施設費貸付事業及び施設費交付事業

(1) 施設費貸付事業

- ④ 貸付事業に係る債権について、貸付先に払込通知書を発行するなど長期借入金債務等の償還を確実に行う。
また、年間5箇所以上の貸付先訪問調査を実施する。

実績・参考データ

債権回収及び債務償還の確実な実施

「貸付金債権管理規則」等に基づき、平成29年度分（309億円）の国立大学法人からの貸付金債権の回収及び財政融資資金への長期借入金債務の償還を確実に行った。（回収及び償還は毎年度9月及び3月）

貸付金の回収については、貸付先に払込通知書を発行・送付するとともに、各国立大学法人から提出される状況報告書や財務諸表等により、財務状況等の確認を行った。平成29年度の国立大学法人からの債権回収率及び財政融資資金への債務償還率はこれまでどおり100%である。（平成28年度末債務残高：5,594億円、平成29年度償還予定額：309億円、平成29年度償還実績：309億円）

貸付先訪問調査（現地調査）については、過去の調査実績等を総合的に勘案して、7法人を対象に平成29年11月から12月にかけて実施し、事業の執行状況の確認や法人からの意見聴取等を行った。

○ 平成29年度の債権回収実績

（単位：百万円）

元金回収額	年度末 債権額	利子回収額
35,384	591,064	3,434

○ 平成29年度の債務償還実績

（単位：百万円）

区分	前年度末 債務残高	借入額	前年度 繰越借入額	元金償還額	年度末 債務残高	利子支払額
財政融資 資金	534,388	53,396	9,171	30,891	566,064	3,284
債券	25,000	5,000	—	5,000	25,000	39

※単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

※国立大学法人からの元金回収額と財政融資資金への元金償還額の差額は、債券償還財源に充当している。

※国立大学法人からの利子回収額と財政融資資金への利子支払額の差額は、債券に係る利子支払額及び債券発行諸費用に充当している。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

○ 平成29年度現地調査実績（施設費貸付事業）

No.	法 人 名	調 査 日
1	筑波大学	平成29年11月15日（水）
2	山梨大学	平成29年12月7日（木）
3	滋賀医科大学	平成29年12月5日（火）
4	鳥取大学	平成29年12月13日（水）～15日（金）
5	島根大学	
6	九州大学	平成29年11月28日（火）～29日（水）
7	宮崎大学	平成29年12月11日（月）～12日（火）

平成29年度計画

3 施設費貸付事業及び施設費交付事業

(1) 施設費貸付事業

- ⑤ 民間資金の調達に当たり、I R（インベスター・リレーションズ）活動として年間5箇所以上の投資家を訪問し、説明及び情報発信を行う。

実績・参考データ

I R活動の実績

貸付事業にかかる民間資金調達としての機構債券の発行に際し、I R活動の一環として、主幹事証券会社の販売戦略に基づき、中央及び地方の個別投資家訪問を計23箇所実施した。また、投資家と直接対話する主幹事証券会社の販売担当者に対する説明を実施した。説明の際には、文部科学省監修の下制作・発行した、国立大学附属病院の現状等を収載した「大学病院の現状」と併せて、国立大学附属病院長会議発行の「将来像実現化行動計画2017」を活用し、個別投資家等に対し機構の事業内容のみならず、国立大学附属病院の教育・研究・診療の各機能について広報した。

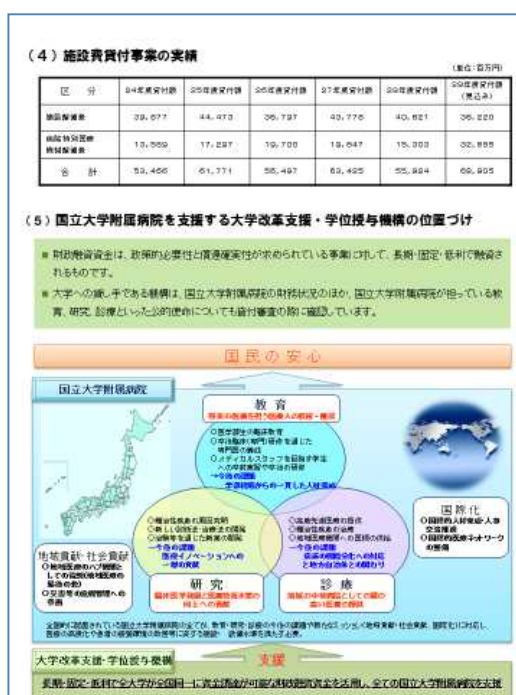
また、主幹事証券会社による施設費貸付先訪問を実施し、国立大学附属病院の役割や意義について、主幹事証券会社のレポートを通じて投資家へ発信した。

○ I R訪問実績

訪問日時	訪問先・件数
平成29年12月14日（木）～15日（金）	関西 4 箇所
平成29年12月18日（月）	関東 3 箇所
平成30年 1 月12日（金）	関東 2 箇所
平成30年 1 月15日（月）	関東 2 箇所
平成30年 1 月17日（水）～18日（木）	関東 3 箇所
平成30年 1 月23日（火）～24日（水）	四国 4 箇所
平成30年 1 月25日（木）～26日（金）	中部 5 箇所
計	23箇所

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

○ 大学病院の現状＜抜粋＞



平成29年度計画

3 施設費貸付事業及び施設費交付事業

(1) 施設費貸付事業

- ⑥ 機構が蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うため、国立大学の財務に係る調査、分析を行う。

実績・参考データ

国立大学の財務に係る調査、分析

《病院経営分析検討チーム及び国立大学附属病院の財務・経営分析の在り方WG》

「病院経営分析検討チーム」とその下に設置された「国立大学附属病院の財務・経営分析の在り方WG」について、平成30年3月末までにチーム会議を3回、WG会議を5回開催した。また、平成29年度はWGを、国立大学附属病院セグメントの貸借対照表について検討するユニット（BSユニット）並びに「国立大学附属病院経営分析ワークショップ」及び「病院経営次世代リーダー養成塾」の開催について検討を行うユニット（WSユニット）に分け、平成30年3月末までにBSユニット会議を3回、WSユニット会議を24回開催した。

WGのBSユニットにおいて、国立大学附属病院における従来までの開示情報である損益情報と資金情報だけでは、①投資に対するリターン（財務面での効果）が不明であること、②借入金による財源確保のシミュレーションを行う際の必要データがなく経営判断に大きな支障が生じていること等から、事業継続性の担保及び内部での経営判断の材料として活用することを目的に、貸借対照表の作成について検討を行い、「国立大学附属病院セグメントの貸借対照表の試作について」をとりまとめ、平成29年9月の全国国立大学病院事務部長会議総会で報告を行った。

WGのWSユニットにおいて、全国国立大学病院事務部長会議総務委員会及び国立大学附属病院長会議事務局と連携して「国立大学附属病院経営分析ワークショップ」（平成30年1月）を企画・開催し、係長相当職を含む若手事務職員を対象に、財務的及び医事的知識を駆使した経営分析の手法について検討を行った。ワークショップには、各病院から44人の参加があった。また、国立大学附属病院長会議及び全国国立大学病院事務部長会議と連携して「病院経営次世代リーダー養成塾」（平成30年2月）を企画・開催し、次世代の病院経営に参画することが期待される医師・歯科医師・メディカルスタッフを対象に、病院経営に関する基礎的知識の修得と併せて、経営改善策のための様々なデータ分析の手法を確認した。ワークショップには、各病院から82人の参加があった。

また、各附属病院の平成28年度決算情報を基に「国立大学附属病院における決算資料から見る経営判断の指標について」の更新版を作成し、平成30年3月に各大学へ提供した。

○ 平成29年度国立大学附属病院経営分析ワークショップ（概要）

本ワークショップは、全国国立大学病院事務部長会議総務委員会及び国立大学附属病院長会議事務局と連携し、財務的及び医事的知識を駆使しつつ経営分析を行うことが出来る人材の裾野を広げることを目的として開催し、各病院から経営分析担当係長等44人の参加を得た。開催にあたっては、「国立大学附属病院の財務・経営分析の在り方WG」においてワークショップのコンテンツ作りを行った。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

具体的には、事前にサンプル大学病院のデータを基に現在の収益と費用の課題及び今後の見込みを分析し、グループワークにおいて各自分析した課題について議論した。その後、各グループ別に作成した財務計画及び経営改善のためのストーリーボードについて発表を行い、経営改善策のための様々なデータ分析の手法の確認を行ったものである。

【グループワーク】



【各グループの発表】



○ 病院経営次世代リーダー養成塾（概要）

本ワークショップは、国立大学附属病院長会議及び全国国立大学病院事務部長会議と連携し、次世代の病院経営に参画することが期待される医師・歯科医師・メディカルスタッフを対象に、病院経営に関する基礎的知識を修得するとともに病院データの分析によって病院の未来を探ることにより、次世代の病院執行部を担う人材の育成を目的として開催し、各病院から82人の参加を得た。開催にあたっては、「国立大学附属病院の財務・経営分析の在り方WG」においてワークショップのコンテンツ作りを行った。

具体的には、病院経営に関する財務会計及び管理会計の基礎的知識の修得を目的とした講義の後、CVP分析を利用した経営改善策の立案についてグループディスカッションを行った。その後、経営判断にあたっては、単に費用・収益を考えるだけでなく、地域医療の要素もかんがみる必要性から、地域医療に関する講義を行い、グループごとの発表、モデル解答の解説・講評を経て、経営改善策のための様々なデータ分析の手法の確認を行ったものである。

【グループディスカッション】



【各グループの発表】



Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

○ 国立大学附属病院における決算資料から見る経営判断の指標（概要）

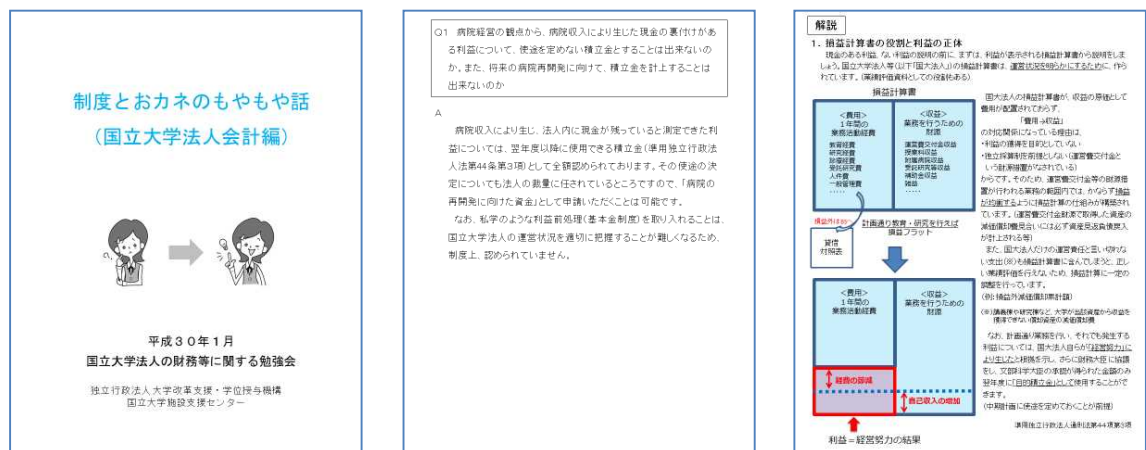
各国立大学附属病院における経営判断等に寄与することを目的に、42国立大学附属病院（歯学部附属病院等含む）の財務諸表等から見た病院経営のアラームとなる財務指標（『附属病院収益と借入金等返済額』『診療活動収入と経費率』『長期借入金等債務負担額』『貸借対照表からみた資金状況』『損益分岐点（CVP）分析図表』『設備充実度及び設備投資必要額』）について、平成28年度決算値を基に更新を図り、各大学に配布した。



《国立大学法人の財務等に関する勉強会》

国立大学法人における財務マネジメント機能の向上を図るため、国立大学施設支援センターが行う支援事業の在り方について検討することを目的とした「国立大学法人の財務等に関する勉強会」を、平成30年3月末までに4回開催した。本勉強会では、国立大学法人の財務に関する制度の運用に際して理解が十分ではない又は曖昧となっている事例を収集した上で、各事例の解説を作成し、1月末に冊子「制度とおカネのもやもや話（国立大学法人会計編）」としてとりまとめたほか、委員の所属大学における資金運用拡大に向けた取組や契約事例集の紹介等を行った。2月には文部科学省及び各国立大学法人へ冊子を配布するとともに、文部科学省主催の「平成30年度国立大学法人運営費交付金等に関する説明会」（全国8箇所）において、本勉強会の取組について説明を行った。また、財務等に関する取組事例発表集の更新版を3月末に冊子としてとりまとめ、文部科学省及び各国立大学法人へ配布することとした。

○ 制度とおカネのもやもや話（国立大学法人会計編）＜抜粋＞



Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

《国立大学法人の財務》

貸付事業を効果的・効率的に行うため、各国立大学法人の前事業年度に係る財務諸表等の集計・分析結果について、平成28年度の財務データを平成29年9月末までに整理し、分析を行う研究開発部の教員へ提供した。また、12月末までに各国立大学法人から収集した情報及び大学ポートレートセンターの情報を活用し、大学別概要をとりまとめた。平成30年3月には、国立大学法人の財務に係る調査、分析結果をとりまとめ、当該成果物を刊行し、文部科学省及び各国立大学法人へ配布した。今後、より詳細な分析等を行うため、各国立大学法人の財務諸表等の円単位データについて、平成30年度から文部科学省より提供が受けられるよう調整を図り、3月末に各国立大学法人へ周知した。さらに、より有用な情報の提供を図るため、平成30年度に財務分析指標の有用性や妥当性等について有識者から意見を伺う機会を検討することとした。

○ 平成29年度版国立大学法人の財務＜抜粋＞



平成29年度計画

3 施設費貸付事業及び施設費交付事業

(2) 施設費交付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。

実績・参考データ

施設費交付事業の実績

文部科学大臣の定め（平成29年4月3日付け及び平成29年6月9日付け）に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として、平成30年3月末までに90法人、91件、3,783百万円の交付を行った。（平成29年度計画：90法人、91件、3,783百万円）

○ 施設費交付事業による整備例

施工前



施工後



【外壁等改修工事】
(鹿屋体育大学)

◆ 学生寮について、老朽化・機能劣化が進んでいたため、学生の生活に支障を来たすことがないように外壁等の改修工事を実施。

施工前



施工後



【道路舗装工事】
(広島大学)

◆ バイク・自転車の転倒事故が発生しており、安全・安心な交通環境を整備するため道路工事を実施。

平成29年度計画

3 施設費貸付事業及び施設費交付事業

(2) 施設費交付事業

- ② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。

また、そのために年間5箇所以上の交付先訪問調査を実施する。

実績・参考データ

施設費交付事業の適正な実施

「大学改革支援・学位授与機構法（平成15年7月16日法律第114号）」及び同法により準用する「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」、「施設費交付事業費交付規則」等に基づき、各国立大学法人等からの交付申請額、事業の目的・内容等について審査し、適正と認められることを確認し、平成29年度分の交付決定を行った。また、平成28年度事業完了後に各国立大学法人等から提出される実績報告書により、事業が上記法令等に違反することなく実施されたか、交付決定の内容、及びこれに付した条件に適合しているかなどの審査を行い、適正と認められた事業について交付金の額の確定を行った。

文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」（平成29年5月、9月及び平成30年1月）において、当該交付に係る国立大学法人等の事業の適切な執行に資するよう、各法人の施設担当部課長等に対して、工事進捗状況の管理の徹底と早期執行への協力要請及び財産処分制限について説明を行った。

交付先訪問調査（現地調査）については、過去の調査実績等を総合的に勘案し、10法人を対象に平成29年11月から12月にかけて実施した。調査にあたっては、施設費交付事業の財源が国立大学法人等の土地処分収入によるところから、当該法人における土地処分等の計画についても聴取し、状況把握に努めた。

○ 平成29年度現地調査実績（施設費交付事業）

No.	法人名	調査日
1	筑波大学	平成29年11月15日（水）
2	山梨大学	平成29年12月7日（木）
3	滋賀医科大学	平成29年12月4日（月）～5日（火）
4	京都教育大学	
5	鳥取大学	平成29年12月13日（水）～15日（金）
6	島根大学	
7	九州大学	平成29年11月28日（火）～30日（木）
8	九州工業大学	
9	宮崎大学	平成29年12月11日（月）～13日（水）
10	鹿屋体育大学	

平成29年度計画

3 施設費貸付事業及び施設費交付事業

(2) 施設費交付事業

- ③ 交付事業財源の確保について、文部科学省及び国立大学法人等の関係機関との連携を図り、外部有識者、専門家を講師とした研修会等を実施する。

実績・参考データ

施設費交付事業の財源の確保

《資産活用に関する勉強会》

国立大学法人等が保有している資産（未利用の土地、建物及び資金等）の有効活用方策等の検討に資するため、文部科学省、民間金融機関及び私立大学の資金運用を行っている民間団体から講師を招き、平成30年3月末までに「資産活用に関する勉強会」を4回開催した。

開催回	開催日	講演内容
第10回	平成29年4月28日	「国立大学法人法改正を受けた土地等の貸付けについて」 「民間資金を活用した学生寮の整備について」
第11回	平成29年11月10日	「国立大学法人における資金の運用について」
第12回	平成29年12月11日	「資産運用の基礎知識」
第13回	平成30年2月8日	「大学共同基金（UPF）」投資戦略について

【平成29年4月28日開催 第10回資産活用に関する勉強会の様子】



Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

《施設費交付事業財源の確保等に関する検討会》

交付事業財源の確保等について検討することを目的として、平成30年1月に機構職員及び文部科学省職員を委員とする「施設費交付事業財源の確保等に関する検討会」を設置した。平成30年3月末までに3回（平成30年1月31日、2月21日、3月12日）開催し、検討結果を3月28日に報告書にまとめた。

当該検討会での検討結果を踏まえ、機構の次期中期目標期間である平成31年度から35年度までは、施設費交付事業を現在の規模（毎年度約40億円程度）で行うことは可能との結論をとりまとめた。

また、より長期的な視点で考えた場合には、この施設費交付事業の仕組み上、財源は有限であり、いずれ枯渇することを考慮しつつ、今後の国立大学法人等の施設を良好な状態に保っていくためには、全国的に均衡のとれた整備を図る仕組みとしての施設費交付事業の役割を踏まえ、国を中心としながら、国、機構及び国立大学法人等が連携を図り必要な財源措置等の施策について検討を行うことが必要と考える。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

4 国から承継した財産等の処理

(1) 旧特定学校財産の管理処分等

- ① 国から承継した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地については、施設費交付事業等の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し国立新美術館用地として、予算に応じて分割して売却する。なお、未売却部分については国立新美術館用地として、貸付を継続する。
- ② 処分後の財産の利用状況について、適切に把握する。

(2) 承継債務償還

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する43国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

財務情報及び人員に関する情報

	H26	H27	H28	H29	H30
経常費用（千円）	18,887,793	16,890,220	13,340,682	11,080,051	
経常利益（千円）	16,516,690	14,490,638	13,346,947	10,545,271	
行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	
従事人員数（人）	7	7	11.0(3)	13.1(4)	

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

表中の情報は、センターの事業（施設費貸付事業・施設費交付事業・承継財産等処理）にかかるものを合算

自己評価の結果

年度計画	評価	根拠
4 国から承継した財産等の処理 （１）旧特定学校財産の管理処分等 ① 国から承継した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地については、施設費交付事業等の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し国立新美術館用地として、予算に応じて分割して売却する。なお、未売却部分については国立新美術館用地として、貸付を継続する。 ② 処分後の財産の利用状況について、適切に把握する。 （２）承継債務償還 国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する43国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。	B	東京大学生産技術研究所跡地については、順調に売却が進んでおり、未売却の土地については、使用契約を締結し、使用料を徴収している。また、平成25年度に処分が完了した広島大学本部地区跡地については、広島市と広島大が進めるプロジェクトの実施状況を適切に把握している。 平成29年度の国立大学法人からの債権回収及び財政融資資金への債務償還については、回収率及び償還率はともに100%であり、適切に実施している。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 ＜課題と対応＞ 特記すべき課題は検出していない。

平成29年度計画

4 国から承継した財産等の処理

(1) 旧特定学校財産の管理処分等

- ① 国から承継した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地については、施設費交付事業等の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し国立新美術館用地として、予算に応じて分割して売却する。なお、未売却部分については国立新美術館用地として、貸付を継続する。

実績・参考データ

東京大学生産技術研究所跡地の売却等

東京大学生産技術研究所跡地については、平成19年度から独立行政法人国立美術館に措置される予算の範囲内で段階的に売却を行っているところであり、平成29年5月には、土地全体面積（29,974.81㎡）のうち3.05%（914.57㎡）を2,010百万円で売却した。これにより、土地全体面積の86.90%（26,049.30㎡）の売却が完了し、未売却の土地は13.10%（3,925.51㎡）となった。未売却の土地については、独立行政法人国立美術館と使用契約を締結し、6月に使用料※を徴収した。売却完了時期については、予算額や土地価格の変動に左右されるが、平成33年度に完了する見込みである。

※土地使用料には、当該土地に係る固定資産税相当分が含まれる。

年度	土地全体 評価額	土地全体 面積	売却額	既売却 面積	当該年度 売却面積	未売却 面積	当該年度 売却持分 比率	売却持分 累計比率	未売却 持分 比率
29 年 度	65,875 百万円	29,974.81 ㎡	2,010 百万円	25,134.73 ㎡	914.57 ㎡	3,925.51 ㎡	3.05%	86.9%	13.1%

平成29年度計画

4 国から承継した財産等の処理

(1) 旧特定学校財産の管理処分等

- ② 処分後の財産の利用状況について、適切に把握する。

実績・参考データ

処分後の財産の利用状況の適切な把握

平成25年度に処分が完了した広島大学本部地区跡地については、広島市と広島大学が主体となり進めている「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」において「知の拠点を支えるゾーン」と位置づけられ、事業者として選定されている三菱地所レジデンス株式会社を代表とするグループが事業を進めているところであり、平成30年3月末現在において、平成32年7月に事業完了予定と把握している。

平成29年度計画

4 国から承継した財産等の処理

(2) 承継債務償還

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する43国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。

実績・参考データ

承継債務の償還等の確実な実施

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの借入に係る債務について、平成29年度分（合計377億円）の国立大学法人からの債権の回収及び財政融資資金への債務の償還を確実に行った。（回収及び償還は毎年度9月及び3月、又は5月及び11月）

平成29年5月25日、9月29日、11月27日及び平成30年3月29日の国立大学法人からの債権回収率及び財政融資資金への債務償還率はこれまでどおり100%である。（平成28年度末債務残高：2,019億円、平成29年度償還予定額：377億円、平成29年度償還実績：377億円）

○ 平成29年度承継債務償還額

（単位：百万円）

	元金相当額	利息相当額	合計償還額
平成29年度	37,658	3,330	40,987

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

5 学位授与

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

① 単位積み上げ型による学士の学位授与については、4月期と10月期の年2回の申請を受け付け、学位審査会による審査を行い、各専攻分野の学士の水準を有しているかどうかを総合的に判定し、申請者に対して6月以内に判定結果を通知し、合格者に対し学位を授与する。

また、引き続き、インターネットを利用した電子申請の推進、不合格者に対する個別理由の通知など、利便性向上の取組を推進するとともに、必要に応じて、専攻の区分や修得単位の審査の基準等について見直しを行う。

② 学校教育法第104条第4項第1号に規定する文部科学大臣の定める学習として、短期大学及び高等専門学校の特攻科のうち本機構が定める要件を満たすものの認定に当たっては、短期大学及び高等専門学校に設置する専攻科からの認定申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学教育に相当する水準を有しているかについて学位審査会において審査を行い、可とされた専攻科について認定する。

また、認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに当該専攻科の教育水準が大学教育に相当する水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

③ 機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の専攻科の修了見込み者に対する特例の適用を希望する専攻科からの申出を受け付け、学位審査会による審査を行い、適用の可否を決定する。

また、特例の適用認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに認定専攻科における教育の水準の維持に加え、特例の適用を受けるための水準が維持されているか、学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

適用を可とされた専攻科の修了見込み者からの、特例適用による学位授与申請を4月期と10月期の年2回受け付け、学位審査会による審査を行い、6月以内に、合格者に対し学位を授与する。

④ 学位授与事業の実施に当たっては、事業全体について効率化及び合理化を図り、運営費交付金の負担割合を引き下げる。

⑤ 学位授与業務の改善及び学位授与事業の検証等に資することを目的に、調査研究事業との連携・協力を図りながら、機構の学位を取得した者に対するアンケート調査を実施する。

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

① 学校教育法第104条第4項第2号に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているかについて学位審査会による審査を行い、可とされた課程について認定する。

また、認定された課程については、一定期間ごとに当該課程の教育水準が大学又は大学院と同等の水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

② 認定された省庁大学校の課程修了者に対する学位授与については、学士は、学位審査会による単位修得状況及び課程修了証明書に基づき学位審査会による審査を行い、申請後1月以内に、学士としての水準を有していると認められる者に学位を授与する。

修士及び博士は、学位審査会による単位修得状況の審査、論文及び口頭試問による審査を行い、原則として申請後6月以内に、修士又は博士としての水準を有していると認められる者にそれぞれの学位を授与する。

③ 学位授与事業の実施に当たっては、事業全体について効率化及び合理化を図るとともに、省庁大学校修了者に対する学位授与については、引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡させる。

(3) 学位授与事業についての広報

単位積み上げ型の学位授与に申請を希望する潜在的な学習者に対する支援のため、また、学位授与事業に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進や申請者の拡大に資するために、ウェブサイトを通じた情報発信や学位授与制度を紹介するパンフレット等の関係機関等への配布を行うほか、学位授与事業に関する説明会を3回開催する。

財務情報及び人員に関する情報

	H26	H27	H28	H29	H30
経常費用（千円）	345,190	297,417	275,082	258,404	
経常収益（千円）	345,190	297,417	275,731	274,214	
うち運営費交付金収益（千円）	205,005	159,369	149,947	143,468	
うち手数料収入	124,433	121,912	118,404	123,002	
うちその他収入（千円）	15,752	16,135	7,380	7,743	
従事人員数（人）	23.5(5)	20.4(5)	19.3(4)	17.3(6)	

注）従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記）

なお、評価項目Ⅱ-7（調査研究）の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

自己評価の結果

年度計画	評価	根拠
5 学位授与 （１）単位積み上げ型による学士の学位授与 ① 単位積み上げ型による学士の学位授与については、4月期と10月期の年2回の申請を受け付け、学位審査会による審査を行い、各専攻分野の学士の水準を有しているかどうかを総合的に判定し、申請者に対して6月以内に判定結果を通知し、合格者に対し学位を授与する。 また、引き続き、インターネットを利用した電子申請の推進、不合格者に対する個別理由の通知など、利便性向上の取組を推進するとともに、必要に応じて、専攻の区分や修得単位の審査の基準等について見直しを行う。 ② 学校教育法第104条第4項第1号に規定する文部科学大臣の定める学習として、短期大学及び高等専門学校の専攻科のうち本機構が定める要件を満たすものの認定に当たっては、短期大学及び高等専門学校に設置する専攻科からの認定申請に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学教育に相当する水準を有しているかについて学位審査会において審査を行い、可とされた専攻科について認定する。 また、認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに当該専攻科の教育水準が大学教育に相当する水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。 ③ 機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の専攻科の修了見込み者に対する特例の適用を希望する専攻科からの申請を受け付け、学位審査会による審査を行い、適用の可否を決定する。 また、特例の適用認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに認定専攻科における教育の水準の維持に加え、特例の適用を受けるための水準が維持されているか、学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。 適用を可とされた専攻科の修了見込み者からの、特例適用による学位授与申請を4月期と10月期の年2回受け付け、学位審査会による審査を行い、6月	B	単位積み上げ型による学士の学位授与について、年度計画のとおり確実に学位授与を行った。 また、インターネットを利用した電子申請の利用率は平成28年度に比較して上昇しており、特例による学位授与申請においてはすべて電子申請により受け付けている。また、不合格者に対する個別理由の通知なども行っているほか、必要に応じて、修得単位の審査の基準等について見直しを行った。 申出のあった短期大学及び高等専門学校の専攻科について、年度計画のとおり、審査を行い認定を行った。 また、認定を受けている専攻科に対し、教育の実施状況等の審査を実施し、必要に応じて審査結果に基づく所要の改善等を求めた。 特例の適用を希望する専攻科の審査については、機構の認定を受けた高等専門学校の専攻科からの申請を受け付け、年度計画のとおり、審査を行い適用認定を行った。また、特例適用専攻科に対し、教育の実施状況等の審査を実施し、必要に応じて審査結果に基づく所要の改善等を求めた。 さらに、4月期と10月期に特例による学位授与申請を受け付け、年度計画のとおり、審査を行い、6月以内に学位を授与した。 事業の効率化・合理化として、学位審査会など関連会議をタブレット端末によるペーパーレス会議として実施することを推進し、専門委員会・部会においては、段階的にパソコンを活用した会議として実施した。それを踏まえ、専攻科の認定等の各種審査に必要な書類の提出部数を削減するとともに、データでの資料提出をするため、関係規程を改正した。また、特例適用専攻科の教育の実施状況等の審査について、従来の認定専攻科の教育の実施状況等の審査と一本化することや特例適用専攻科の変更の届出について審査の簡素化を図るため、関係内規を新設した。これらの取組により事業全体の効率化

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

以内に、合格者に対し学位を授与する。 ④ 学位授与事業の実施に当たっては、事業全体について効率化及び合理化を図り、運営費交付金の負担割合を引き下げる。 ⑤ 学位授与業務の改善及び学位授与事業の検証等に資することを目的に、調査研究事業との連携・協力を図りながら、機構の学位を取得した者に対するアンケート調査を実施する。		及び合理化を図った。 学位取得者に対するアンケート調査を実施し、その結果は、研究開発部と共有し、学位授与業務の改善及び学位授与事業の検証等を行う際のデータとして確実に蓄積している。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。
(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与 ① 学校教育法第104条第4項第2号に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているかについて学位審査会による審査を行い、可とされた課程について認定する。 また、認定された課程については、一定期間ごとに当該課程の教育水準が大学又は大学院と同等の水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。 ② 認定された省庁大学校の課程修了者に対する学位授与については、学士は、学位審査会による単位修得状況及び課程修了証明書に基づき学位審査会による審査を行い、申請後1月以内に、学士としての水準を有していると認められる者に学位を授与する。 修士及び博士は、学位審査会による単位修得状況の審査、論文及び口頭試問による審査を行い、原則として申請後6月以内に、修士又は博士としての水準を有していると認められる者にそれぞれの学位を授与する。 ③ 学位授与事業の実施に当たっては、事業全体について効率化及び合理化を図るとともに、省庁大学校修了者に対する学位授与については、引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡させる。	B	認定を受けている課程に対し、教育の実施状況等の審査を実施した。また、教育課程について重要な変更が生じると認められた課程に対し、審査を実施した。 認定された省庁大学校の課程修了者に対する学位授与について、学士、修士、博士の学位授与の申請があったものに対し、所定の審査を行い定められた期間内に学位の授与を行った。 口頭試問の開催日程を調整し、集中開催とすることや、審査スケジュールの見直しと併せて遠隔会議システムによる口頭試問を実施することにより、年度計画どおり、事業の合理化・効率化に努め、収支均衡を図った。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。
(3) 学位授与事業についての広報 単位積み上げ型の学位授与に申請を希望する潜在的な学習者に対する支援のため、また、学位授与事業に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進や申請者の拡大に資するために、ウェブサイトを通じた情報発信や学位授与制度を紹介するパンフレット等の関係機関等への配布を行うほか、学位授与事業に関する説明会を3回開催する。	B	学位授与制度を紹介するリーフレット（『学士を目指そう』）及び機構が授与する学位を説明したリーフレット（『機構が授与する学士の学位』）について、申請者の拡大や学位授与事業の社会における理解の増進の観点から、効果的に配布先を見直した。また今後の申請者の増加につなげるため、学位授与申請者数の傾向を分析し今後の広報活動などに活かすこととした。 さらに、学位授与制度や学位授与申請、認定等の手続に係る説明会を3回開催するほか、「機構ニュース」の発行等を通じ、学位授与事業に関する情報発信を行った。 学士を取得した者を対象とした「学位取得者表彰制度」については、候補者の選定を開始した。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。

平成29年度計画

5 学位授与

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

- ① 単位積み上げ型による学士の学位授与については、4月期と10月期の年2回の申請を受け付け、学位審査会による審査を行い、各専攻分野の学士の水準を有しているかどうかを総合的に判定し、申請者に対して6月以内に判定結果を通知し、合格者に対し学位を授与する。

また、引き続き、インターネットを利用した電子申請の推進、不合格者に対する個別理由の通知など、利便性向上の取組を推進するとともに、必要に応じて、専攻の区分や修得単位の審査の基準等について見直しを行う。

実績・参考データ

単位積み上げ型による学士の学位授与

短期大学・高等専門学校卒業生、専門学校修了者等に対する単位積み上げ型の学士の学位授与を以下のとおり行った。

① 申請の受付

4月期は平成29年4月1日から4月7日まで、10月期は10月1日から10月7日まで申請の受付を行った。

また、電子申請のデータ入力については、申請者の利便を考慮して平成29年3月14日から開始し4月6日まで、10月期は9月12日から10月6日までとした。平成29年度4月期の電子申請の利用率は77.9%（特例による学位授与申請を除く通例申請分のみ。10月期同じ。）であり、平成28年度4月期の71.5%と比較して6.4ポイント上昇、10月期は81.2%であり、平成28年度10月期の75.6%と比較して5.6ポイント上昇した。なお、申請者の利便性に配慮した上で、平成31年度から、申請の受付は、原則として、電子申請のみとすることとした。

② 修得単位の審査

申請のあった専攻の区分を担当する専門委員会及び部会を開催し、専攻の区分ごとに、申請者の修得単位が機構の定める基準を満たしているかどうかを判定した。

③ 学修成果・試験の実施及び審査

申請者が提出した学修成果（レポート・作品等）に基づいて、4月期は6月4日に小論文試験及び面接試験を実施し、10月期は12月10日に面接試験、12月17日に小論文試験を実施した。専門委員会及び部会を7月及び平成30年1月に開催し、専攻の区分ごとに、各申請者が当該専攻に係る学士の学力の水準を有していると認められるか（学修成果のテーマが専攻に関するものとして適切か、学修成果の内容が学士の水準に達しているか、学修成果の内容が申請者の学力として定着しているか）を判定した。

なお、10月期の小論文試験において視覚障害のある申請者に対し、試験問題の文字拡大等の措置を講じた。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

④ 合否判定

各専門委員会・部会の判定案をとりまとめ、4月期は8月18日に開催した学位審査会において、通例申請者290人のうち245人を合格と判定し、9月末までに学士の学位を授与した。

10月期は、平成30年2月15日に開催された学位審査会において、通例申請者649人のうち595人を合格と判定し、修了見込みでの申請者に対しては、修了及び単位の修得の確認を行い、結果591人に3月末までに学士の学位を授与した。

なお、平成28年度の学位規則の改正に伴い、基礎資格に新設された「高等学校等専攻科修了者」にも初めて学位を授与した。

⑤ 不合格者に対する配慮

学修成果・試験で不可となった申請者全員（試験欠席者を除く。）に対して、個別に具体的な不可判定の理由を通知している。

4月期は、不合格者45人のうち学修成果・試験で不可となった39人に対して、不可判定の理由通知文を作成・送付した。

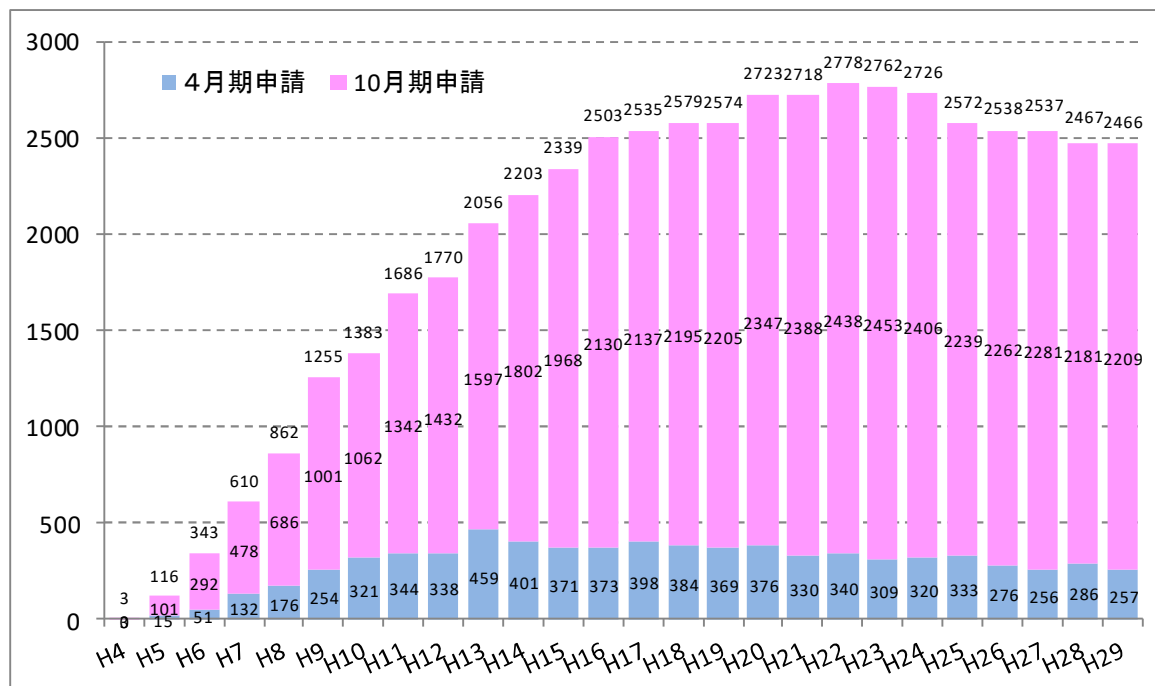
10月期は、不合格者58人のうち、学修成果・試験で不可となった49人に対して、不可判定の理由通知文を作成・送付した。

⑥ 基礎資格や専攻の区分の見直し

学問の進展や大学における教育の実施状況等を踏まえ、平成29年度に新たに新設した専攻の区分「演劇」について、平成30年度より申請を受け付けるため、7月28日及び11月20日に開催した演劇部会において、学修成果（作品等）・試験の審査方法などの検討を行い、申請案内への記載事項等を確定させた。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

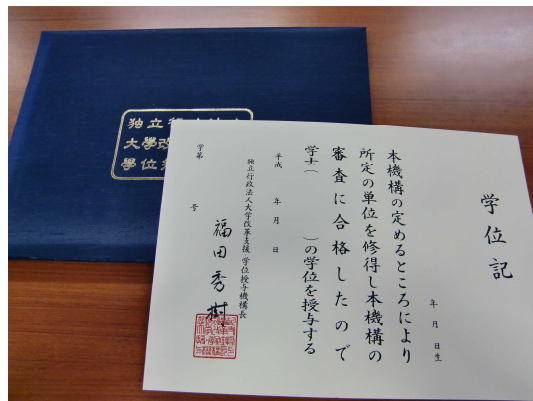
○ 短期大学・高等専門学校卒業生等に係る学士の学位取得者数の推移



○ 試験会場



○ 学位記



平成29年度計画

5 学位授与

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

- ② 学校教育法第104条第4項第1号に規定する文部科学大臣の定める学習として、短期大学及び高等専門学校の特攻科のうち本機構が定める要件を満たすものの認定に当たっては、短期大学及び高等専門学校に設置する専攻科からの認定申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学教育に相当する水準を有しているかについて学位審査会において審査を行い、可とされた専攻科について認定する。

また、認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに当該専攻科の教育水準が大学教育に相当する水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

実績・参考データ

専攻科の認定及び教育の実施状況等の審査

平成30年度に組織改編を予定し、「特例の適用認定」と併せて「専攻科の認定」を希望する高等専門学校1校3専攻から、4月末までに申出を受け付けた。

5月12日に開催された学位審査会において審査を付託し、5月及び7月に専門委員会・部会において審査が行われた。

各専門委員会・部会の審査結果をとりまとめ、8月18日に開催された学位審査会において、認定の申出のあった1校3専攻を「可」と判定し、専攻科の設置者に結果を通知した。

また、審査対象専攻に対して、可否の通知と併せて、専門委員会及び部会からの教員組織に対する意見を伝達することにより、今後のさらなる改善を求めた。

平成30年度に「専攻科の認定」を希望する短期大学1校2専攻から、9月末までに申出を受け付けた。

また、教育課程について重要な変更が生じると認められた短期大学の1校1専攻の再審査を行い、10月20日までに書類の提出を受けた。

平成29年度の教育の実施状況等に関する審査については、短期大学3校3専攻の審査を実施するため、5月末及び9月末までに書類の提出を受けた。

8月18日及び11月8日に開催された学位審査会において審査を付託し、11月及び平成30年1月に専門委員会・部会において審査が行われた。

各専門委員会・部会の審査結果をとりまとめ、平成30年2月15日に開催された学位審査会において、認定の申出のあった1校2専攻を「可」、再審査を実施した1校1専攻を「可」、教育の実施状況等に係る審査を実施した3校3専攻を「適」と判定し、専攻科の設置者に結果を通知した。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

○ 平成30年度認定専攻科（組織改編による認定）

名 称	専 攻 名	入学 定員	修業 年限	設 置 者
函館工業高等専門学校	生産システム工学専攻	12	2	独立行政法人国立高等 専門学校機構
	物質環境工学専攻	4	2	
	社会基盤工学専攻	4	2	

○ 平成30年度認定専攻科

名 称	専 攻 名	入学 定員	修業 年限	設 置 者
桐朋学園芸術短期大学	音楽専攻	20	2	学校法人桐朋学園
	演劇専攻	20	2	

○ 再審査実施専攻科

名 称	専 攻 名	入学 定員	修業 年限	設 置 者
常葉大学短期大学部	音楽専攻	20	2	学校法人常葉学園

○ 平成29年度認定専攻科に係る教育の実施状況等の審査実施専攻科

名 称	専 攻 名	入学 定員	修業 年限	設 置 者
日本歯科大学東京短期大学	歯科技工学専攻	5	2	学校法人日本歯科大学
山野美容芸術短期大学	芸術専攻	40	2	学校法人山野学苑
富山短期大学	健康生活学専攻	5	2	学校法人富山国際学園

平成 29 年度計画

5 学位授与

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

- ③ 機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の専攻科の修了見込み者に対する特例の適用を希望する専攻科からの申出を受け付け、学位審査会による審査を行い、適用の可否を決定する。

また、特例の適用認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに認定専攻科における教育の水準の維持に加え、特例の適用を受けるための水準が維持されているか、学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

適用を可とされた専攻科の修了見込み者からの、特例適用による学位授与申請を4月期と10月期の年2回受け付け、学位審査会による審査を行い、6月以内に、合格者に対し学位を授与する。

実績・参考データ

特例の適用認定の申出に係る審査

平成 30 年度に組織改編を予定し、「専攻科の認定」と併せて「特例の適用認定」を希望する、高等専門学校 1 校 3 専攻から、4 月末までに申出を受け付けた。

5 月 12 日に開催された学位審査会において審査を付託し、5 月及び 7 月に専門委員会・部会において、大学学部教育に相当する概ね 4 年間の教育課程が機構の定める基準と適合しているかどうか、「学修総まとめ科目」が適切に設定されているかどうか等について審査が行われた。

各専門委員会及び部会の審査結果をとりまとめ、8 月 18 日に開催された学位審査会において高等専門学校 1 校 3 専攻を可と判定し、設置者に通知した。また、審査対象専攻に対して、可否の通知と併せて、専門委員会及び部会からの教員組織に対する意見を伝達することにより、今後のさらなる改善を求めた。

特例適用専攻科の変更に係る審査

平成 30 年度から科目表又は学修総まとめ科目に変更が生じるものについて、短期大学 15 校 18 専攻、高等専門学校 56 校 107 専攻から平成 29 年 9 月末までに届出を受け付けた。

11 月 8 日に開催された学位審査会において審査の必要のある変更について審査を付託し、11 月及び平成 30 年 1 月に専門委員会・部会において審査が行われた。

各専門委員会及び部会の審査結果をとりまとめ、平成 30 年 2 月 15 日に開催された学位審査会において、判定の結果に基づく特例の適用認定の変更の可否を判定し、専攻科の設置者に結果を通知した。

特例適用専攻科の教育の実施状況等の審査

平成 29 年度の特例適用専攻科の教育の実施状況等に関する審査については、短期大学 2

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

校 3 専攻及び高等専門学校 10 校 23 専攻の審査を実施するため、5 月末及び 9 月末までに書類の提出を受けた。

8 月 18 日に開催された学位審査会において審査を付託し、11 月及び平成 30 年 1 月に専門委員会・部会において審査が行われた。

各専門委員会及び部会の審査結果をとりまとめ、平成 30 年 2 月 15 日に開催された学位審査会において、特例適用専攻科の教育の実施状況等に関する審査を実施した 24 専攻を「適」、2 専攻を「保留」と判定し、「適」と判定した専攻科の設置者に結果を通知した。

なお、「保留」となった 2 専攻については、平成 30 年 3 月 9 日に開催された学位審査会において「適」と判定するとともに、これまで、未整備であった不利益処分に係る聴聞手続規則を制定した。

また、平成 30 年度に実施予定の特例適用専攻科の教育の実施状況等の審査について、8 月 18 日に開催された学位審査会で対象となる専攻を決定し、設置者に通知した。

特例適用による学士の学位授与

特例適用による学位授与の申請及び受付について、以下のとおり行った。

① 申請の受付

申請はすべて電子申請システムを利用し、4 月期はデータ入力及び送信を平成 29 年 3 月 21 日から 4 月 13 日まで、書類送付を 4 月 7 日から 4 月 14 日の期間として 12 件を受け付けた。10 月期はデータ入力及び送信を 9 月 19 日から 10 月 12 日まで、書類送付を 10 月 6 日から 10 月 13 日の期間として 1,634 件受け付けた。

電子申請システムにおいて、申請者の修得単位とあらかじめ専門委員会・部会で審査した科目表との照合により、申請者の修得単位が機構の定める基準を満たしているかどうかを確認した。

② 学修総まとめ科目の履修に関する審査

申請者が提出した学修総まとめ科目の履修計画書について、専門委員会及び部会において審査した。また、4 月期は 8 月から 9 月にかけて、10 月期は 2 月から 3 月にかけて学修総まとめ科目の履修終了時に申請者が提出した成果の要旨等により履修に関する審査を行った。

③ 合否判定

4 月期は、8 月 18 日に開催された学位審査会において申請者 12 人全員を、単位修得、学修総まとめ科目の成果の要旨等及び専攻科の修了を確認した上で最終的な合否を確定するものとして合格と判定し、確認の結果 12 人に 9 月末までに学士の学位を授与した。

また、平成 28 年度 10 月期の学位授与申請者に係る審査結果に基づき、各特例適用専攻科の学修総まとめ科目の実施状況等について学位審査会で検証し、必要に応じて各特例適用専攻科に改善を求めた。

10 月期は、平成 30 年 2 月 15 日に開催された学位審査会において 1,633 人を、単位修得、学修総まとめ科目の成果の要旨等及び専攻科の終了を確認した上で最終的な合否を確定するものとして合格と判定し、確認の結果 1,618 人に 3 月末までに学士の学位を授与した。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

○ 平成30年度特例適用専攻科（組織改編による認定）

名 称	専 攻 名	入学 定員	修業 年限	設 置 者
函館工業高等専門学校	生産システム工学専攻	12	2	独立行政法人国立高等 専門学校機構
	物質環境工学専攻	4	2	
	社会基盤工学専攻	4	2	

○ 平成29年度特例適用専攻科に係る教育の実施状況等の審査実施専攻科

名 称	専 攻 名	入学 定員	修業 年限	設 置 者
湊川短期大学	幼児教育専攻	10	2	学校法人湊川相野学園
	健康教育専攻	10	2	
別府大学短期大学部	初等教育専攻	10	2	学校法人別府大学
釧路工業高等専門学校	建設・生産システム工学 専攻	8	2	独立行政法人国立高等 専門学校機構
	電子情報システム工学専 攻	12	2	
福井工業高等専門学校	生産システム工学専攻	12	2	独立行政法人国立高等 専門学校機構
	環境システム工学専攻	8	2	
米子工業高等専門学校	生産システム工学専攻	12	2	独立行政法人国立高等 専門学校機構
	物質工学専攻	4	2	
	建築学専攻	4	2	
阿南工業高等専門学校	構造設計工学専攻	8	2	独立行政法人国立高等 専門学校機構
	電気・制御システム工学 専攻	8	2	
香川高等専門学校	創造工学専攻	24	2	独立行政法人国立高等 専門学校機構
	電子情報通信工学専攻	18	2	
新居浜工業高等専門学校	生産工学専攻	8	2	独立行政法人国立高等 専門学校機構
	電子工学専攻	8	2	
	生物応用化学専攻	4	2	

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

名 称	専 攻 名	入学 定員	修業 年限	設 置 者
佐世保工業高等専門学校	複合工学専攻	16	2	独立行政法人国立高等 専門学校機構
熊本高等専門学校	電子情報システム工学専 攻	24	2	独立行政法人国立高等 専門学校機構
	生産システム工学専攻	24	2	
大分工業高等専門学校	機械・環境システム工学 専攻	8	2	独立行政法人国立高等 専門学校機構
	電気電子情報工学専攻	8	2	
神戸市立工業高等専門学校	機械システム工学専攻	8	2	神戸市
	電気電子工学専攻	8	2	
	応用化学専攻	4	2	
	都市工学専攻	4	2	

平成29年度計画

5 学位授与

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

- ④ 学位授与事業の実施に当たっては、事業全体について効率化及び合理化を図り、運営費交付金の負担割合を引き下げる。

実績・参考データ

事業の効率化及び合理化

- ・ 平成29年度より実施する特例適用専攻科の教育の実施状況等の審査については、従来の認定専攻科の教育の実施状況等の審査と一本化することにより合理化を図り、5月末及び9月末までに書類の提出を受け付けた。今後、審査を行うにあたり、効率化を図った。
- ・ 学位審査会など関連会議において、配付資料をタブレット端末によるペーパーレス会議とするとともに、専門委員会・部会においては、段階的にパソコンを活用した会議とすることにより、業務の効率化及び合理化を行った。
- ・ 専門委員会・部会のペーパーレス化を導入・推進してきたことに伴い、専攻科の認定等の各種審査に必要な書類の提出部数を削減するとともに、データでの資料提出をするため、関係規程を改正した。また、効率化及び合理化が図られた結果、複写機の利用枚数として、平成28年度と比較して約23万枚のコピー用紙が削減され、次年度以降は複写機の契約台数を削減した。
- ・ 特例適用専攻科の変更の届出について、審査の簡素化を図るため、関係内規を新設し、審査の効率化及び合理化を行った。

平成29年度計画

5 学位授与

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

- ⑤ 学位授与業務の改善及び学位授与事業の検証等に資することを目的に、調査研究事業との連携・協力を図りながら、機構の学位を取得した者に対するアンケート調査を実施する。

実績・参考データ

アンケート調査の実施

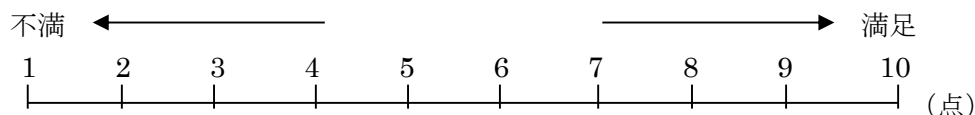
今後の学位授与業務の改善の参考とするため、学位取得者の満足度、「新しい学士への途」の分かりやすさ等に関するアンケート調査を、学位取得者に学位記を送付する際に同封し実施した。4月期には257人に送付し、188人から回答を得た。

なお、通例による学位取得者245人については、オンラインでの回答も可能とした。

また、10月期については、研究開発部と調査項目を精査の上、通例による学位取得者591人については、4月期と同様の方法によりアンケートを実施し、特例適用による学位取得者1,618人については、オンラインによるアンケート調査を実施した。なお、10月期については年度末に調査協力等を依頼しているため、回答は翌年度となる。

○ アンケート調査結果（抄）

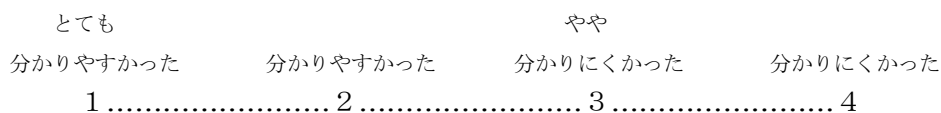
問) 学位を取得したことに対する現時点での満足度は10点満点で何点くらいですか。
下のスケールのあてはまる点数に○をつけてください。



結果) 平成28年度10月期：平均8.5点（当該項目の回答者数1,272人の平均）

平成29年度4月期：平均8.7点（当該項目の回答者数188人の平均）

問) 「新しい学士への途」の中の単位の履修方法、学修成果の作成などの説明文は分かりやすいものでしたか。（通例申請者のみ）



結果) 平成28年度10月期：平均2.2点（当該項目の回答者数457人の平均）

平成29年度4月期：平均2.6点（当該項目の回答者数180人の平均）

問) 分かりにくかった点を具体的にご記入ください。

回答例)

- ・自身がどの基礎資格を有する者の区分に該当するかが分かりにくかった。
- ・修得単位の分類が分かりにくかった。

など

平成29年度計画

5 学位授与

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

- ① 学校教育法第104条第4項第2号に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているかについて学位審査会による審査を行い、可とされた課程について認定する。

また、認定された課程については、一定期間ごとに当該課程の教育水準が大学又は大学院と同等の水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

実績・参考データ

省庁大学校の課程の再審査及び教育の実施状況等の審査

省庁大学校の認定課程に対する教育の実施状況等の審査については、海上保安大学校本科、気象大学校大学部の計2課程を対象に、以下のとおり審査を行った。

教育の実施状況等の審査に係る書類を対象課程から5月末までに受理し、7月、11月及び平成30年1月に開催した専門委員会及び部会において、大学設置基準等の関係規定に照らして、当該課程の教員組織や教育課程が大学の学部に相当する水準を有しているかを審査した。

各専門委員会及び部会の審査結果をとりまとめ、平成30年2月15日に開催された学位審査会において、教育の実施状況等に関する審査を実施した2課程を「適」と判定し、所管省庁を経由して大学校長に結果を通知した。

省庁大学校の教育課程について重要な変更が生じると認められた職業能力開発総合大学校総合課程1課程の再審査について、以下のとおり審査を行った。

再審査に係る書類を対象課程から9月末までに受理し、11月及び平成30年1月に開催した専門委員会及び部会において、大学設置基準等の関係規定に照らして、当該課程の教員組織や教育課程が大学の学部に相当する水準を有しているかを審査した。

各専門委員会及び部会の審査結果をとりまとめ、平成30年2月15日に開催された学位審査会において、再審査を実施した1課程を「可」と判定し、所管省庁を経由して大学校長に結果を通知した。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

○ 認定課程一覧（平成 30 年 3 月 31 日現在）

（１）大学の学部に対応する教育を行う課程

認定課程名	修業 年限	認定年月日	学位に付記する 専攻分野の名称
防衛医科大学校医学教育部医学科	6	平成 3年 8月30日	医学
防衛大学校本科	4	平成 3年12月18日	理学、工学、 社会科学
		平成13年3月12日	人文科学
水産大学校本科	4	平成 3年12月18日	水産学
海上保安大学校本科	4	平成 3年12月18日	海上保安
気象大学校大学部	4	平成 3年12月18日	理学
職業能力開発総合大学校長期課程*	4	平成 3年12月18日	工学
国立看護大学校看護学部看護学科	4	平成13年 3月26日	看護学
職業能力開発総合大学校総合課程	4	平成24年 2月13日	生産技術
防衛医科大学校医学教育部看護学科	4	平成29年 2月15日	看護学

* 平成 28 年度末廃止

（２）大学院の修士課程に対応する教育を行う課程

認定課程名	修業 年限	認定年月日	学位に付記する 専攻分野の名称
防衛大学校理工学研究科(前期課程)	2	平成 3年12月18日	理学、工学
職業能力開発総合大学校研究課程*	2	平成 3年12月18日	工学
水産大学校水産学研究科	2	平成 6年 6月23日	水産学
防衛大学校総合安全保障研究科(前期課程)	2	平成 9年 3月11日	安全保障学
国立看護大学校研究課程部看護学研究科 (前期課程)	2	平成17年 2月10日	看護学
職業能力開発総合大学校長期養成課程職業 能力開発研究学域	2	平成28年 2月12日	生産工学

* 平成 24 年度末廃止

（３）大学院の博士課程に対応する教育を行う課程

認定課程名	修業 年限	認定年月日	学位に付記する 専攻分野の名称
防衛医科大学校医学教育部医学研究科	4	平成 3年 8月30日	医学
防衛大学校理工学研究科(後期課程)	3	平成13年 3月12日	理学、工学
防衛大学校総合安全保障研究科(後期課程)	3	平成21年 2月13日	安全保障学
国立看護大学校研究課程部看護学研究科 (後期課程)	3	平成27年 2月13日	看護学

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

○ 再審査実施課程

1. 大学の学部に対応する教育を行う課程

名 称	課 程	入学 定員	修業 年限	所管省庁
職業能力開発総合大学校	総合課程	80	4	厚生労働省

○ 平成29年度認定課程に係る教育の実施状況等の審査実施課程

1. 大学の学部に対応する教育を行う課程

名 称	課 程	入学 定員	修業 年限	所管省庁
海上保安大学校	本科	60	4	海上保安庁
気象大学校	大学部	15	4	気象庁

平成29年度計画

5 学位授与

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

- ② 認定された省庁大学校の課程修了者に対する学位授与については、学士は、学位審査会による単位修得状況及び課程修了証明書に基づき学位審査会による審査を行い、申請後1月以内に、学士としての水準を有していると認められる者に学位を授与する。

修士及び博士は、学位審査会による単位修得状況の審査、論文及び口頭試問による審査を行い、原則として申請後6月以内に、修士又は博士としての水準を有していると認められる者にそれぞれの学位を授与する。

実績・参考データ

省庁大学校修了者に対する学位授与

省庁大学校の認定課程の修了者に対し、以下のとおり審査を実施した。

① 学士

平成29年10月に水産大学校本科の修了者4人から申請を受け付け、単位修得及び課程修了に係る証明書に基づいて審査を行い、平成29年11月8日に開催した学位審査会において4人全員を合格と判定し、学位を授与した。

また、平成30年3月に各大学校の課程修了者1,081人から申請を受け付け、審査終了後、1,081人全員に学位を授与した。

② 修士

平成29年3月及び4月に3省庁大学校の認定課程4課程の修了者58人の申請を受け付け、証明書により単位修得と課程修了の確認を行うとともに、6月から7月にかけて論文の審査と面接による口頭試問を実施し、8月18日に開催した学位審査会において56人を合格、2人を保留と判定し、合格者に修士の学位を授与した。なお、保留となった2人については、論文の修正期限をつけて再提出を求め、今後、再提出があった場合に、審査を行うこととなった。このうち1人については、修正し再提出のあった論文について審査を実施し、平成30年2月15日に開催された学位審査会において合格と判定し、学位を授与した。

また、平成29年7月修了者1人の申請を受け付け、証明書により単位修得と課程修了の確認を行うとともに、10月に口頭試問を実施し、11月8日に開催した学位審査会において合否と判定し、合格者に修士の学位を授与した。

さらに、省庁大学校3校4課程から、平成30年1月に修了見込者18人の申請を受け付け、平成30年2月に論文の審査と面接による口頭試問を実施し、申請者が課程を修了した後に証明書により単位修得と課程修了を確認し、平成30年3月9日に開催した学位審査会において、16人を合格、1人を不合格、1人を保留と判定し、合格者に学位を授与した。なお、保留となった1人については、論文の修正期限をつけて再提出を求め、今後、再提出があった場合に、審査を行うこととなった。

加えて、留学生等配慮が必要な平成30年3月修了者38人の申請を受け付け、3月末までに論文の審査と面接による口頭試問を実施した。今後、証明書により単位修得と課程修了の確認を行った上で、次年度の開催の学位審査会で判定を行うこととなった。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

③ 博士

平成29年3月に防衛大学校の理工学研究科及び総合安全保障研究科を修了した7人の申請を受け付け、証明書により単位修得と課程修了の確認を行うとともに、6月から7月にかけて論文の審査と面接による口頭試問を実施し、8月18日に開催した学位審査会において6人を合格、1人を保留と判定し、合格者に博士の学位を授与した。なお、保留となった1人については、論文の修正期限をつけて再提出を求め、今後、再提出があった場合に、審査を行うこととなった。

また、平成29年10月に防衛医科大学校医学教育部医学研究科修了者16人について申請を受け付け、証明書により単位修得と課程修了の確認を行うとともに、12月から平成30年1月にかけて論文審査と面接による口頭試問を実施し、平成30年2月15日に開催した学位審査会において、16人全員を合格と判定し、学位を授与した。

さらに、平成29年12月に防衛大学校理工学研究科後期課程修了見込者5人の申請を受け付け、平成30年1月から2月にかけて論文の審査と面接による口頭試問を実施し、申請者が課程を修了した後に証明書により単位修得と課程修了を確認し、平成30年3月9日に開催した学位審査会において、4人を合格、1人を保留と判定し、合格者に博士の学位を授与した。なお、保留となった1人については、論文の修正期限をつけて再提出を求め、今後、再提出があった場合に、審査を行うこととなった。

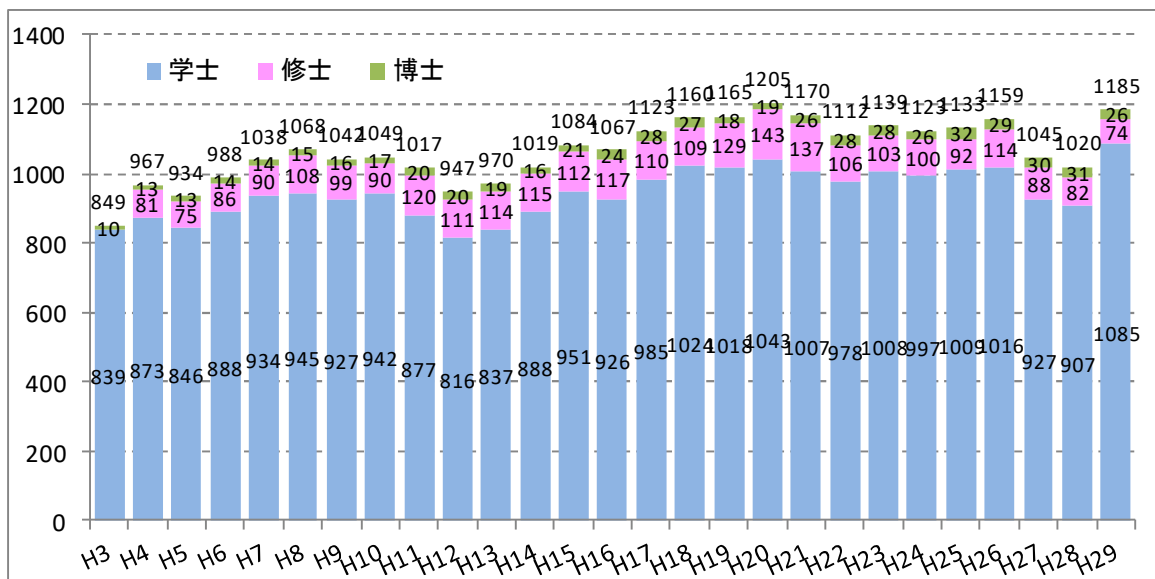
加えて、留学生等配慮が必要な平成30年3月修了者2人の申請を受け付け、3月末までに論文の審査と面接による口頭試問を実施した。今後、証明書により単位修得と課程修了の確認を行った上で、次年度の開催の学位審査会で判定を行うこととなった。

④ 学位記の伝達

省庁大学校の修士及び博士の学位の授与にあたっては、8月18日の学位審査会において合格と判定された者の学位の授与について、9月1日に学位記伝達式を開催し、関係の省庁大学校の代表者に伝達を行った。

また、平成30年2月15日に開催した学位審査会において合格と判定された者の学位の授与について、平成30年2月23日に学位記伝達式を開催し、関係の省庁大学校に伝達を行った。

○ 省庁大学校修了者に係る学位別取得者数の推移



Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

○ 平成 29 年度省庁大学校修了者の学位取得者数一覧
学士

認定課程名	修業年限	取得者数
防衛大学校本科	4	494
防衛医科大学校医学教育部医学科	6	77
水産大学校本科	4	180
海上保安大学校本科	4	42
気象大学校大学部	4	15
国立看護大学校看護学部看護学科	4	94
職業能力開発総合大学校総合課程	4	74
防衛医科大学校医学教育部看護学科	4	109
合 計		1,085

修士

認定課程名	修業年限	取得者数
防衛大学校理工学研究科（前期課程）	2	41（ 3）
防衛大学校総合安全保障研究科（前期課程）	2	14（ 9）
水産大学校水産学研究科	2	11（ 2）
国立看護大学校研究課程部看護学研究科	2	8（ 2）
合 計		74（16）

※（ ）は内数で、課程修了見込みでの申請者のうちの取得者数。

博士

認定課程名	修業年限	取得者数
防衛医科大学校医学教育部医学研究科	4	16（ 0）
防衛大学校理工学研究科(後期課程)	3	9（ 4）
防衛大学校総合安全保障研究科(後期課程)	3	1（ 0）
合 計		26（ 4）

※（ ）は内数で、課程修了見込みでの申請者のうちの取得者数。

平成29年度計画

5 学位授与

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

- ③ 学位授与事業の実施に当たっては、事業全体について効率化及び合理化を図るとともに、省庁大学校修了者に対する学位授与については、引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡させる。

実績・参考データ

事業の効率化及び合理化

口頭試問に係る日程について、専門委員会・部会の日程を考慮しながら適切に割り振り、審査委員の移動の負担や旅費等の支出が減少するよう努め、引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡させる。

平成29年度の口頭試問の実施については、6月から7月、12月から平成30年3月において、集中開催を行った。これにより、審査担当委員の移動の負担や旅費支出を抑制することができた。

また、9月から10月にかけて、遠隔会議システムの利用を希望する委員に対して、システムの接続テストを実施し、平成30年2月以降に実施する口頭試問でのシステム利用が可能な状況を整備した。

さらに、省庁大学校の課程修了者に対する論文の審査及び口頭試問について、配慮が必要な申請者に対して、平成30年3月までに実施できるようスケジュールを見直すとともに、遠隔会議システムを利用して口頭試問を実施することにより、審査に係る業務の効率化及び合理化を図った。

平成29年度計画

5 学位授与

(3) 学位授与事業についての広報

単位積み上げ型の学位授与に申請を希望する潜在的な学習者に対する支援のため、また、学位授与事業に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進や申請者の拡大に資するために、ウェブサイトを通じた情報発信や学位授与制度を紹介するパンフレット等の関係機関等への配布を行うほか、学位授与事業に関する説明会を3回開催する。

実績・参考データ

学位授与制度を紹介するリーフレット『学士をめざそう』について、これまで配布していた短期大学、高等専門学校、専門学校、都道府県の公立図書館及び生涯学習センター等の関係機関に加え、新たに基礎資格に追加された高等学校専攻科も加えるなど、申請者の拡大に資するため配布先を見直した。

また、機構が授与する学位を説明したリーフレット『機構が授与する学士の学位』については、学位授与事業の社会における理解の増進の観点から、大学のほかハローワークや商工会議所などの産業界へも配布した。

なお、今後どのような対象者にアピールし申請者の増加につながるかを検討するため、学位授与申請者数の傾向を分析し、平成30年3月9日の学位審査会へ報告し、今後の広報活動などに活かすこととした。

ウェブサイトのパンフレット等を掲載したページに対しては、平成29年4月～平成30年3月の間に225,387件のアクセスがあった。

○ 各種広報物の配布先

名 称	配布数	主な配布先
新しい学士への途	4,039部	申請予定者、短期大学、高等専門学校、都道府県
学位授与申請書類	3,212部	申請予定者、短期大学、高等専門学校、国会図書館
学士をめざそう！	16,599部	短期大学、高等専門学校、専門学校、高等学校等専攻科
機構が授与する学士の学位	15,921部	大学、都道府県、学位取得者

平成28年度から一定の要件を満たす高等学校の専攻科、中等教育学校後期課程の専攻科及び特別支援学校高等部の専攻科の修了者についても基礎資格を有する者として学位授与申請の受付を開始したことに関し、5月23日に全国看護高等学校長協会主催で開催された総会・研究協議会や7月3日に文部科学省主催で開催された高等学校産業教育担当指導主事連絡協議会に、高等学校専攻科修了者向けの学位授与申請に係る資料を配布し、広報の充実に努めた。

申請者の拡大に資するため、放送大学との連携事業として機構の学位授与制度に関する

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

説明会を研究開発部との協働により平成30年2月4日に開催し、研究開発部教員及び学位審査課職員から参加者123人に対し学位取得までの流れについて説明を行ったほか、説明会終了後、参加者に対し個別相談会を実施した。なお、説明会の開催にあたっては、これまでのウェブサイトでの案内のほか、学位取得者アンケート調査の分析結果を踏まえ、新たに、学位取得者に対し、友人や知人等に紹介するよう依頼するなどの方法で、参加者を募った。

また、平成30年度に認定専攻科の教育の実施状況等の審査の対象となっている短期大学4校6専攻の事務担当者を対象として、審査書類の作成等に関する説明会を平成30年2月28日に開催した。

さらに、平成30年度に特例適用専攻科の教育の実施状況等の対象となっている短期大学3校3専攻、高等専門学校10校23専攻の事務担当者を対象として、審査書類の作成等に関する説明会を平成30年2月28日に開催した。

平成28年度に創設した表彰制度の対象者について、学位授与事業に関する情報を積極的に発信するため、平成29年度の学位取得者より表彰候補者の選考を開始した。

○ 「大学改革支援・学位授与機構で学士の学位をめざす方への説明会」



学位授与事業に関する情報発信

広報誌「機構ニュース」（第167号～第178号）をウェブサイトにおいて毎月発行し、学位授与事業に係る活動内容について掲載・情報発信を行った。

また、法人統合後のウェブサイト改修に伴い、ウェブサイトの利便性の向上に資するよう、各ページへのアクセスを容易とする導線の改良や効果的な情報発信についての具体的な手段等の実装について検討を行うとともに、広報委員会の下に設置した「ウェブサイト新デザイン作業チーム」において確認しつつ、平成30年3月末までに新規ウェブサイトの構築及び現行のウェブサイト上の情報の移行作業を完了した。

○ 広報誌 機構ニュース

https://www.niad.ac.jp/publication/kikou/kikou_news/

○学位記伝達式を開催 平成29年3月及び4月に大学院修士課程または博士課程学位を修了した者
当機構は、平成29年3月及び4月に筑波大学、千葉大学、国立情報大学院の大学院に相当する
教育課程を修了した者のうち、当機構における論文及び口頭試験を受け、合格した修士56名、
博士6名に対して、9月1日（金）千代田区一ツ橋の当機構竹橋オフィスにおいて、学位記伝達式を
開催しました。

伝達式では、各関係者列席のもと、各大学院の代表者へ学位記が伝達され、新田機構長から「当機構
としても、学位の付与を希望し、学位の厳格な追及を確保するよう引き続き努めるとともに、学位を
授与された方々の今後の活躍を祈念したい」との挨拶により伝達式は終了しました。

また、伝達式終了後、懇談会が行われ、機構長、理事、研究開発部の教員との意見交換が行われまし
た。



平成29年度学位記伝達式

学位授与事業

短期大学・高等専門学校卒業等をも対象とする専攻科及び一部の学位授与課程

○平成29年度10月期修士の学位授与申請に係る申請方法、受付期間及び試験日程等

1 申請方法

申請は、インターネットを利用した「電子申請」で行ってください。ただし、電子申請の場合であ
っても、証明書類や学修成果等の必要書類は、別途、期限までに機構に郵送（書留）する必要が
あります。

また、インターネットを利用できないなど、電子申請をすることができない場合には、すべての申
請書類を期限までに機構に郵送（書留）することとなる「郵送申請」を行うこともできます。

2 受付期間等

(1) 電子申請

申請時期	受 付 期 間
10月期申請	○ 入力 平成29年9月12日（火）～平成29年10月6日（金） （最終日は17時までに送付完了） ○ 書類送付 平成29年10月1日（日）～平成29年10月7日（土） （最終日は当日消印有効）

※ 書類送付は、郵送（書留）による提出のみ受け付けます。

(2) 郵送申請

申請時期	受 付 期 間
10月期申請	○ 書類送付 平成29年10月1日（日）～平成29年10月7日（土） （最終日は当日消印有効）

※ 書類送付は、郵送（書留）による提出のみ受け付けます。

(3) 申請書類等の送付先

〒187-8587 東京都小平市学園西町1-29-1
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構管理運営部学位審査課

（第172号（平成29年9月発行）掲載記事）

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

○ リニューアル後のウェブサイト

<https://www.niad.ac.jp>

独立行政法人
大学改革支援・学位授与機構
National Institution for Academic Degrees and Quality Enhancement of Higher Education

English | 文字サイズ 中 大 特大

English | 文字サイズ 中 大 特大

HOME 概要について 学位立候補 大学等の評価 国立大学等の 学位授与 推薦状・ 推薦書 推薦状 推薦書 イベント お問い合わせ

NIAD-QE
National Institution for Academic Degrees and Quality Enhancement of Higher Education

お知らせ

日付	内容
2018.04.17	大学等の評価に関するお知らせ、及び平成31年度に於ける学位授与の開催についてを掲載しました。
2018.04.09	法科大学院認定申請に関するお知らせ、及び平成31年度に於ける学位授与の開催についてを掲載しました。
2018.04.09	平成30年度4月期の学位立候補と学位授与について（受付終了）を掲載しました。
2018.04.04	推薦状の提出に関するお知らせのアンケート様式（推薦状用）を掲載しました。
2018.04.04	推薦状の提出に関するお知らせのアンケート様式（大学）を掲載しました。
2018.04.04	法科大学院認定申請に関するお知らせのアンケート様式を掲載しました。

今後の予定

日付	内容
2018.05.17	学位授与委員会（平成30年度第1回）
2018.04.23	平成30年度推薦状の提出に関するお知らせの提出期限（4月1日～7日）
2018.04.01	平成30年度4月期学位立候補と学位授与の開催（4月1日～7日）
2018.03.15	第49回国立大学教育研究評議委員会
2018.03.14	《第49回》推薦状の提出に関するお知らせの提出期限（第3回）
2018.03.13	平成30年度4月期学位立候補と学位授与の開催（3月13日～4月6日）

アクセス 採用先一覧 ご協賛・ご賛助 推薦状・推薦書 推薦状・推薦書 推薦状・推薦書 リンク

独立行政法人
大学改革支援・学位授与機構
National Institution for Academic Degrees and Quality Enhancement of Higher Education

〒187-8587 東京都小平市学園通り1-29-1
電話：042-367-1500（代）

Copyright © 1998 National Institution for Academic Degrees and Quality Enhancement of Higher Education

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

6 質保証連携

(1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組

① 大学等に関する情報の収集、整理及び提供

ア 大学等における評価活動や教育研究活動等の改善に資するため、教育研究活動等の状況に関する情報、大学等の自己点検・評価等の情報、及び国内の評価に関する情報等を収集・整理し、提供する。

イ 諸外国の質保証に関する概要資料について、当該国の制度改革・変更を踏まえて情報を提供する。また、質保証の最新動向や国際的な連携に基づく教育の質保証にかかる国内外の取組について、機構の国際連携ウェブサイト等で発信する。また、学習履歴の国際的な認証（recognition）促進のため、日本の教育制度及び高等教育機関に関する情報の整理を行う。

ウ 高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、大学における学位授与の状況や大学等における学習機会等に関する情報を収集・整理し、提供する。

エ 大学ポートレートを、日本私立学校振興・共済事業団と連携して運用する。その際、参加大学数やウェブサイトへのアクセス状況等の把握に努める。また、国際発信、教育改善のための情報の活用等に向けて、必要な取組を進める。

② 質保証人材育成

大学及び評価機関等の質保証に係る活動を実効性のあるものとするため、大学等の担当者に対する研修を実施するなど、自己点検・評価、IR（インスティテューショナル・リサーチ）、大学評価等の質保証に関わる人材に対して、大学等と連携し、能力向上のための取組を行う。

(2) 国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組

① 我が国の大学等の評価の効果的かつ効率的な実施のため、認証評価機関連絡協議会等を通じて、認証評価の改善・充実、認証評価の社会的認知度の向上等に資する取組を行い、認証評価機関連絡協議会のウェブサイトの充実を図る。また、国内の評価機関等に対して、調査研究の成果等の専門的知見を提供する。

② 国際的な質保証ネットワークに参画するとともに、諸外国の質保証機関と評価に係る相互信頼を高めるための交流を促進する。

また、日中韓質保証機関協議会における活動等、覚書締結機関と共同で行う取組を推進する。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

財務情報及び人員に関する情報

	H26	H27	H28	H29	H30
経常費用（千円）	415,468	483,222	441,961	509,416	
経常収益（千円）	415,468	483,222	438,335	511,989	
うち運営費交付金収益（千円）	254,948	293,026	259,289	330,751	
うち補助金等収益（千円）	28,592	17,138	0	0	
うちその他収入（千円）	131,928	173,057	179,047	181,238	
従事人員数（人）	19.2(2)	21.1(4)	24.3(6)	30.6(2)	

注）従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記）

なお、評価項目Ⅱ-7（調査研究）の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

自己評価の結果

年度計画	評定	根拠
6 質保証連携 （１）大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組 ① 大学等に関する情報の収集、整理及び提供 ア 大学等における評価活動や教育研究活動等の改善に資するため、教育研究活動等の状況に関する情報、大学等の自己点検・評価等の情報、及び国内の評価に関する情報等を収集・整理し、提供する。 イ 諸外国の質保証に関する概要資料について、当該国の制度改革・変更を踏まえて情報を提供する。また、質保証の最新動向や国際的な連携に基づく教育の質保証にかかる国内外の取組について、機構の国際連携ウェブサイト等で発信する。また、学習履歴の国際的な認証（recognition）促進のため、日本の教育制度及び高等教育機関に関する情報の整理を行う。 ウ 高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、大学における学位授与の状況や大学等における学習機会等に関する情報を収集・整理し、提供する。 エ 大学ポートレートと、日本私立学校振興・共済事業団と連携して運用する。その際、参加大学数やウェブサイトへのアクセス状況等の把握に努める。また、国際発信、教育改善のための情報の活用等に向けて、必要な取組を進める。	B	国公立大学・公立短期大学の大学基本情報について、平成29年度までの直近6年間の情報をウェブサイトに掲載した。 学位授与状況等調査を実施し、また、「大学改革支援・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧（平成29年度版）」を作成・公開した。「平成30年度科目等履修生制度の開設大学一覧」の作成・公開については、引き続き実施するとともに、新たに、機構の学位授与事業に関して、特別なプログラム等を設けている大学も紹介した。 諸外国の質保証に関する情報の収集、整理及び提供については、国際連携連絡会議のアクションプランに基づき、教職協働のもと、諸外国の質保証動向の収集、発信を積極的に行った。質保証概要等について、フランス第2版、オランダ第2版、台湾更新版を作成・刊行した。 広報用フライヤー（チラシ）を作成して幅広く広報した結果、メルマガ登録数が1,000人を超え（昨年度847人）、国際連携ウェブサイトの月平均アクセス数が計26,221件（前年度25,491件）となっている。 日本の教育（質保証）情報の海外発信については、国際会議で積極的に発信し、9件、延べ12名発表（前年度5件、延べ6名）した。 「大学質保証フォーラム」を開催し、参加者対象のアンケート結果で高い評価を得た。 外国学修履歴の国際的な認証促進のための教育情報整理に向けた調査については、機構内ワーキンググループを設置の上7回開催し、日本の教育制度、高等教育機関一覧及びディプロマ・サブリメントの活用状況等についての調査を実施した。 大学ポートレートについては、日本私立学校振興・共済事業団と連携して大学ポートレートを運用し、情報提供の充実を図った。 大学ポートレートへの大学の参加割合については増加傾向にある。また大学ポートレートへのアクセス数、新規訪問者数はいずれも増加傾向

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

	向にある。 《大学ポートレートの利用促進の取組》 ・ 学校関係者への広報チラシの配布やメールマガジンへの寄稿、機構twitterによる周知を行った。 《閲覧者の利便性向上のための取組》 ・ 大学ポートレート（国内版）の閲覧者の利便性を向上させるため、11月に一覧表示機能を追加した。 《大学ポートレートによる国際発信》 ・ 平成30年度の大学ポートレート国際発信版の運用開始に向けてシステムの構築を進めつつ、国際発信に関するTFにおいて広報活動等について協議を行った。また、国公立大学等を対象に大学ポートレート（国際発信版）に関する説明会を8月28日に開催した。 ・ 平成29年11月末に大学ポートレート国際発信版のシステム開発が終了した。運用開始は平成30年8月以降であるが希望する大学が当該大学のページを公開できるよう、平成30年1月より、大学のシステム入力を可能とした。 《大学情報の利活用について》 ・ 大学情報の利活用については、認証評価機関連絡協議会と連携して認証評価へ利用するための統一様式により大学ポートレートデータを各大学に提供する準備を進めている。 ・ 平成29年度より評価企画課（大学ポートレートセンター）に情報活用TFを設置し、収集、蓄積した大学情報を国公立大学・公立短期大学の担当者等が分析、活用を推進するための方策について検討を進めた。また、その一環として大学へのヒアリング、公立大学協会との連携に関する打合せを行った。さらに、国公立大学・短期大学の大学ポートレート担当部署及び国立大学の法人評価担当部署へ「大学における情報活用ガイドブック ― 大学ポートレート関連データの利用法」を平成30年3月28日に提供した。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 ＜課題と対応＞ 特記すべき課題は検出していない。
② 質保証人材育成 大学及び評価機関等の質保証に係る活動を実効性のあるものとするため、大学等の担当者に対する研修を実施するなど、自己点検・評価、IR（インスティテューショナル・リサーチ）、大学評価等の質保証に関わる人材に対して、大学等と連携し、能力向上のための取組を行う。	B 大学、高等専門学校及び法科大学院それぞれの自己評価担当者向けの研修を実施するとともに、研修後のアンケートにおいては、おおむね肯定的な回答が得られた。 「内部質保証ワークショップ」終了後に実施したアンケートでは、以下のとおり総合的な満足度について高い評価が得られた。 ＜アンケート結果＞ （回収率：第1回 94%、第2回 92%） 総合的な満足度： →「満足・やや満足」第1回：97%、第2回：91% ワークショップに対する意見・要望： →「今後も同様のワークショップを継続的に実施してほしい」

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

		「他大学の内部質保証に関する取組事例を示してほしい」 「評価指標や基準・水準のサンプルを例示してほしい」 また、機構内職員研修後に実施したアンケートでは、以下のとおり研修全般についておおむね肯定的な評価が得られた。 ＜アンケート結果（回収率 82%）＞ 全体を通じた理解度： →「理解しやすかった・やや理解しやすかった」：96% 研修の有効度： →「役に立つ・やや役に立つ」：89% 内部質保証に係る背景知識の理解度： →「深まった・やや深まった」：88% 研修に対する意見・要望： →「研修における講義内容の動画集を作成してほしい」 「説明動画の視聴と教員の講義の両方があるのが良かった」 「実施回数は短い時間で複数回行っても良いのではないか」 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 ＜課題と対応＞ 特記すべき課題は検出していない。
（２）国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組 ① 我が国の大学等の評価の効果的かつ効率的な実施のため、認証評価機関連絡協議会等を通じて、認証評価の改善・充実、認証評価の社会的認知度の向上等に資する取組を行い、認証評価機関連絡協議会のウェブサイトの充実を図る。また、国内の評価機関等に対して、調査研究の成果等の専門的知見を提供する。 ② 国際的な質保証ネットワークに参画するとともに、諸外国の質保証機関と評価に係る相互信頼を高めるための交流を促進する。 また、日中韓質保証機関協議会における活動等、覚書締結機関と共同で行う取組を推進する。	A	国内の評価機関との連携においては、社会認知度向上のための情報発信、大学ポータルサイトの活用検討、研修の実施、調査研究の成果の提供など、国内の認証評価機関との連携により、質保証向上への取組を進めた。 海外の質保証機関等との連携においては、年度当初に策定した国際連携連絡会議のアクションプランのもと、年度途中においても計画の充実を図りながら、教職協働で国際的な質保証ネットワーク会議等へ積極的に参加した。 覚書締結機関等との連携については、米国CIQGと新規覚書を締結し、14機関等と33件の国際連携活動を行った。特に豪州TEQSA、台湾HEEACTからはスタッフ交流プログラムによる受入を実施し、台湾HEEACT、韓国KCUE-KUAIと新たな共同研究を実施した。また、マレーシア資格機構（MQA）との合同専門委員会では、調査報告書を取りまとめ、「両機関における質保証の成果の信頼にかかる共同声明」への両機関長による署名を取り交わした。 日中韓の三カ国の質保証機関で実施しているキャンパス・アジアの共同モニタリングについては、平成27年度に実施した共同モニタリングの経験を基に、平成29年6月に共同ガイドラインを三カ国合同で作成した。モニタリングの成果発信を行うため、平成29年度は、5件の国際会議において、共同モニタリング及びガイドラインに関する発表を行った。また、INQAAHE等国際的な質保証ネットワークのニューズレター等にモニタリングに関する記事を寄稿した。さら

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

	に、日中韓三カ国の共同の取組が評価され、2018 APQNクオリティ・アワードを受賞（質保証における国際協力賞）した。 以上のことから年度計画における所期の目標を上回る成果が得られたと判断し、Aとした。 ＜課題と対応＞ 特記すべき課題は検出していない。
--	--

平成 29 年度計画

6 質保証連携

(1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組

① 大学等に関する情報の収集、整理及び提供

ア 大学等における評価活動や教育研究活動等の改善に資するため、教育研究活動等の状況に関する情報、大学等の自己点検・評価等の情報、及び国内の評価に関する情報等を収集・整理し、提供する。

実績・参考データ

国内の評価等に関する情報の収集、整理、提供

国公立大学・公立短期大学から提供された大学基本情報について、平成 29 年度までの直近 6 年間の情報をウェブサイトに掲載した。

- 大学基本情報 (<http://portal.niad.ac.jp/ptrt/table.html>)

大学基本情報 2017 (H29)		
学生教職員等	(7-A) 学生数	DOWNLOAD
	(7-B) 教員数（本務者）	DOWNLOAD
	(7-1) 教員数（本務者）（再掲）	DOWNLOAD
	(7-2) 教員数（兼務者）	DOWNLOAD
	(7-C) 職員数	DOWNLOAD
学部学生内訳	(8-D) 学科別学生数 入学志願者数 入学者数	DOWNLOAD
	(8-2) 学科別学生数のうち休学者数	DOWNLOAD
	(8-3) 学科別学生数のうち最低在学年超過学生数（編入学者は除く。）	DOWNLOAD
	(8-G) 出身高校の所在地県別入学者数	DOWNLOAD
	(8-O) 年齢別入学者数（再掲）	DOWNLOAD

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

質保証連携等に関する情報提供

広報誌「機構ニュース」（第167号～第178号）をウェブサイトにおいて毎月発行し、認証評価や大学等における内部質保証に係る活動内容について掲載・情報発信を行った。

また、法人統合後のウェブサイト改修に伴い、ウェブサイトの利便性の向上に資するよう、各ページへのアクセスを容易とする導線の改良や効果的な情報発信についての具体的な手段等の実装について検討を行うとともに、広報委員会の下に設置した「ウェブサイト新デザイン作業チーム」において確認しつつ、平成30年3月末までに新規ウェブサイトの構築及び現行のウェブサイト上の情報の移行作業を完了した。

○ 広報誌 機構ニュース

https://www.niad.ac.jp/publication/kikou/kikou_news/



(第168号（平成29年5月発行）掲載記事） (第175号（平成29年12月発行）掲載記事）

※リニューアル後のウェブサイトの画像及び平成29年度ウェブサイトアクセス件数については、「Ⅱ－3－（3） 学位授与事業についての広報」に前掲。

平成29年度計画

6 質保証連携

(1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組

① 大学等に関する情報の収集、整理及び提供

イ 諸外国の質保証に関する概要資料について、当該国の制度改正・変更を踏まえて情報を提供する。また、質保証の最新動向や国際的な連携に基づく教育の質保証にかかる国内外の取組について、機構の国際連携ウェブサイト等で発信する。また、学習履歴の国際的な認証（recognition）促進のため、日本の教育制度及び高等教育機関に関する情報の整理を行う。

実績・参考データ

諸外国の質保証に関する情報の収集、整理及び提供

諸外国等の高等教育や質保証の動向に関する情報収集、整理、及び発信については、教職協働のもと、国際連携連絡会議にて設定した「平成29年度国際連携アクションプラン」（以下、アクションプラン）のもと実施した。また、情報収集活動の成果物である「インフォメーション・パッケージ」や記事等を、国際連携ウェブサイトを集約して掲載するとともに、これらの周知を図るため、広報用フライヤー（チラシ）の作成・配布やメルマガ配信等により幅広い広報を行った。

《1. 国際連携連絡会議》

国際連携連絡会議では、教員及び事務職員が協働し、諸外国の質保証に係る制度情報や動向についての収集、整理及び提供等の方針等をまとめたアクションプランを設定した上で、国際連携活動を実施した。また活動の進捗状況も同会議にて毎回確認した。

○ 平成29年度 国際連携アクションプランのテーマ

- (1) 海外の高等教育及び質保証に関する情報発信（国内発信）
- (2) 日本の高等教育及び質保証に関する情報発信（海外発信）
- (3) 共同プロジェクトを含めた海外の質保証機関やネットワークとの連携事業の実施
- (4) 国際連携にかかる重点的調査研究

(a) 年間の国際連携連絡会議開催数

・平成29年4月から平成30年3月にかけて計11回開催

《2. 諸外国の質保証動向に関する情報収集と発信》

アクションプランに基づき、海外関係機関への現地調査、ウェブサイト等の文献調査、国際ネットワーク会議等への参加等を通じ、積極的に幅広い手段で情報収集を行った。

収集した情報のうち、最新の質保証動向については、我が国の高等教育関係者の質保証活動等に資するよう、日本語の記事を作成し、国際連携ウェブサイトで発信するとともに、機構内の各種会議でも配布し、教職員間の情報共有に努めた。教育系新聞への紹



国際連携ウェブサイト
トップページ

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

介記事の投稿も行った。諸外国の高等教育制度や質保証制度に関する基本的な情報は、「インフォメーション・パッケージ」の作成・改訂作業にも活用した。

また、海外の高等教育に関するセミナーを開催した。

広報活動として、「インフォメーション・パッケージ」や国際連携ウェブサイトの周知を図るため、これらのフライヤー類を作成・改訂し、大学関係者の集うフォーラムや会議（他機関主催も含む）で配布した。また、質保証動向の特設配信サイト「QA UPDATES」の改善やアクセス数増加に向けた方策を検討するため、1月から2月にかけて、SEO（検索エンジン最適化）ウェブコンサルティング調査を実施した。さらに、平成27年より開始したメルマガジン「海外高等教育質保証動向ニュース」を毎月配信している。メルマガ登録者数は毎年着実に増加しており、8月に1,000人を超えた。

- (a) 情報収集に関する会議等への参加：国際会議 24件、国内会議 10件
- (b) 国際連携ウェブサイトによる諸外国の質保証の動向記事の発信実績：114件
- (c) 教育学術新聞への記事投稿：5件
- (d) 諸外国の質保証に関する概要資料の作成・提供：

概要資料については、通常数か月から数年の編集期間を要するが、4月に英国の追補資料、1月にフランスの質保証概要第2版及び台湾のブリーフィング資料、3月にオランダの質保証概要第2版を作成し、ウェブサイトに掲載した。また、現在は、韓国の質保証概要及びタイのブリーフィング資料の改訂作業を進めている。

- (e) 海外の高等教育に関するセミナー等の開催
 - ・米国コンピテンスベース教育事情に関する講演会（平成29年4月）
 - ・フィジーの高等教育質保証に関するセミナー（平成29年9月）
 - ・台湾HEEACTとの共同セミナー（平成29年10月）
- (f) 国際連携事業報告会：5回
 - ・第1回（機構内向け：香港、台湾スタッフ交流出張報告）
 - ・第2回（機構内向け：NICに関する勉強会）
 - ・第3回（豪州の高等教育質保証に関するセミナー）
 - ・第4回（韓国KCUE-KUAIによる講演会）
 - ・第5回（機構内向け：フランス・オランダ質保証概要の更新に伴う報告会）
- (g) 広報活動：フライヤー配布：28件
記事掲載：他機関のウェブサイト等 3件
- (h) メルマガ配信：配信回数 15回（特別号含む）
登録者数 1,076人（平成28年度末847人）
- (i) 国際連携ウェブサイトアクセス数：月平均（4～3月） 26,221件
（平成28年度月平均 25,491件）



フランスの質保証概要第2版（左）、
オランダの質保証概要第2版（右）

台湾のブリーフィング資料

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

《 3. 国内の質保証動向に関する情報収集と発信》

国際会議での発表や海外からの来訪者への説明等を通じて、日本の高等教育に関する質保証制度や機構が行う質保証の取組について発信した。

(a) 国際会議等における発信

- ・アジア太平洋質保証ネットワーク(APQN)2017総会（平成29年5月、ロシア）
- ・ユネスコ地域会議（平成29年6月、中国）
- ・台湾高等教育評鑑中心基金会(HEEACT) -APQN 2017 Global Summit（平成29年9月、台湾）
- ・ASEAN+3 質保証専門家会合、2017ASEAN 質保証ネットワーク(AQAN)セミナー（平成29年9月、ラオス）
- ・マカオMPI主催国際会議（平成29年11月、マカオ）
- ・第6回日中韓大学間交流・連携推進会議（平成29年11月、韓国）
- ・桜美林・北京大学シンポジウム（平成29年12月、中国）
- ・NOKUT主催日本の資格に関するセミナー（平成30年2月、ノルウェー）
- ・アジア太平洋質保証ネットワーク(APQN)2018総会（平成30年3月、インド）

(b) 海外からの来訪者への情報提供

- ・韓国成均館大学校（平成29年6月）
- ・フィジー高等教育委員会（平成29年8、9月）
- ・台湾高等教育評鑑中心基金会(HEEACT)（平成29年10月）
- ・豪州高等教育質・基準機構(TEQSA)（平成29年11月）
- ・イラン・イスラム共和国大使館（平成29年11月）
- ・ドイツ研究振興協会（DFG）（平成29年11月）
- ・日中韓三国協力事務局（TCS）（平成30年3月）

(c) 海外発信向け資料等の作成実績

- ・機構事業ニュースの英訳記事：12件

(d) 海外機関誌等を通じた発信

- ・高等教育質保証機関の国際ネットワーク(INQAAHE) Bulletin（平成29年6月、平成30年3月）
- ・HEEACT「評鑑隔月刊第68期」（平成29年7月）
- ・米国高等教育アクレディテーション協議会国際質保証グループ(CIQG) Quality International（平成29年7月）
- ・アジア太平洋質保証ネットワーク（APQN）のニュースレター（APQNews）（平成29年12月）

《 4. 大学質保証フォーラムの開催（平成29年8月・東京）》

毎年、質保証に関する時宜を得たテーマを取り上げ、国内外の有識者の講演等を通じて、我が国の質保証文化の定着や大学等の質保証活動の改善に繋げることを目的とした「大学質保証フォーラム」を開催している。平成29年度は、平成29年8月7日、「教員と職員：学生のための大学をつくる」をテーマに開催し、国内外の事例から様々な実践を学び、教員と職員の質をいかに向上させ、両者が役割をどのように分担していくべきか、また、学生の視点に立った大学づくりと



大学質保証フォーラムの様子

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

は何かについて活発な議論が行われた。高等教育の関係者等、300人を超える参加を得た。また、翌日8日に、本フォーラムのテーマに関連した公開研究会を開催した。

(a) 参加者のアンケート結果

「とても良かった」「良かった」との回答が75.9% (※)

このほか、「大学の教職員による教育と研究のあり方について、今後も話題にしてほしい」や「海外の大学においても同様の問題意識を持っていると分かって良かった」等、高い満足度を示す結果が得られた。(※) 満足度は5段階で調査。回答数133件

《5. 外国学修履歴の国際的な認証促進のための教育情報整理に向けた調査》

平成29年5月、機構教員と職員で構成される機構内ワーキング・グループを設置し（平成30年3月末までに計7回開催）、日本の教育制度や高等教育機関一覧の情報整備を文部科学省と連携して行うとともに、7月に関連の勉強会を開催した。

日本の教育制度情報については、海外NICが発信する日本の教育情報等を調査し、項目・構成等を検討の上、日本語の概要案をまとめた。

高等教育機関一覧については、専修学校専門課程を含む日本の全高等教育機関（約4,000校）の機関名リスト（日本語・英語）の調査に着手した。特に専修学校専門課程については調査票を全機関に送付し、約80%の回答を得て、平成30年度にかけて調査結果を整備することとしている。

このほか、諸外国の資格の認証にかかる情報収集のため、国際会議の参加や、ディプロマ・サプリメントの活用状況調査、各種文献調査等を実施した。

平成29年度計画

6 質保証連携

(1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組

① 大学等に関する情報の収集・整理及び提供

ウ 高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、大学における学位授与の状況や大学等における学習機会等に関する情報を収集・整理し、提供する。

実績・参考データ

学位授与状況等調査

高等教育行政上の基礎資料を得ること及び学位授与に関連する情報を収集することを目的として、文部科学省と共同で、博士・修士・専門職学位の学位授与状況についての調査を実施している。

文部科学省と調整の上、平成29年9月12日付で、大学院を置く各国公私立大学（全633大学）へ調査票を送付した。平成30年1月末までにすべての対象大学から回答を回収し、集計の上、平成30年3月28日付で調査結果を文部科学省に提出した。

なお、調査結果については、文部科学省より公表されることとなっている。

学習機会等に関する情報の収集・整理及び提供

機構が認定した短期大学及び高等専門学校の特攻科の学生募集の概要について照会し、出願資格、選考方法、受験料及び学費等の情報を収集した。その結果をまとめ、「大学改革支援・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校特攻科一覧」を作成して、平成29年7月にウェブサイトで公開した。

なお、「平成30年度科目等履修生制度の開設大学一覧」については平成30年2月に作成し、公開するとともに、新たに、機構の学位授与事業に関して、特別なプログラム等を設けている大学も紹介した。

- 大学改革支援・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校特攻科一覧（平成29年度版）（参照）

https://www.niad.ac.jp/n_shuppan/senkouka/_icsFiles/afiedfile/2017/07/14/no9_12_H29senkouka_itiran.pdf

- 平成30年度科目等履修生制度の開設大学一覧（参照）

https://www.niad.ac.jp/n_shuppan/kamokutou/_icsFiles/afiedfile/2017/01/30/H30_kamoku.pdf

- 平成30年度 特別なプログラム等の開設大学紹介（掲載ページ）

https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/kamokutou/1323201_3711.html

平成29年度計画

6 質保証連携

(1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組

① 大学等に関する情報の収集、整理及び提供

エ 大学ポートレートを、日本私立学校振興・共済事業団と連携して運用する。その際、参加大学数やウェブサイトへのアクセス状況等の把握に努める。また、国際発信、教育改善のための情報の活用等に向けて、必要な取組を進める。

実績・参考データ

大学ポートレートによる教育情報の公表

日本私立学校振興・共済事業団と連携して大学ポートレートを運用し、情報提供の充実を図った。なお、大学ポートレートの掲載情報のうち国公立大学・公立短期大学等に関する情報については機構が、私立大学・私立短期大学に関する情報については日本私立学校振興・共済事業団が、それぞれ担当している。

○ 大学ポートレートウェブサイト

大学ポートレート公表のWEBサイト



Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

参加大学数及びアクセス件数

平成30年3月末日の参加大学数は、国立大学86校、公立大学76校、公立短期大学13校、株式会社立大学3校で参加割合は91.8%であった。なお私立大学586校、私立短期大学300校で、国公立全体との参加割合は96.2%である。

また、平成29年4月1日から平成30年3月末日までのアクセス件数は640,642件、新規訪問者数は200,966件である。日本私立学校振興・共済事業団の運用ページを含めた国公立全体のアクセス件数は3,604,296件であった。

利用促進のための取組

大学ポータルサイトの利用を促進するため、日本私立学校振興・共済事業団と連携し、学校関係者へのチラシ配布を行った。また、メールマガジンや機構Twitterへの寄稿・投稿などにより、進学希望者等を視野に入れた広報を実施した。また、大学ポータルサイト（国内版）の閲覧者の利便性を向上させるため、平成29年11月に一覧表示機能を追加した。

大学ポータルサイトによる国際発信

国公立大学等を対象に大学ポータルサイト（国際発信版）に関する説明会を8月28日に開催した。

平成29年11月末に大学ポータルサイト国際発信版のシステム開発が終了した。運用開始は平成30年8月以降であるが、希望する大学が当該大学のページを公開できるよう、平成30年1月より、大学のシステム入力を可能とした。

大学情報の利活用について

認証評価機関連絡協議会と連携し、認証評価へ利用するための統一様式により、大学ポータルサイトデータの各大学への提供に向け準備を進めた。

大学情報分析ツール（BIツール）を教育改善のための情報の活用に資するため、大学情報活用研究会を開催し、情報活用の方策について検討を進めた。

平成28年度に大学情報分析ツールを国公立大学（短期大学含む）へ提供したことを踏まえ、大学ポータルシステムを通じ各大学に提供している教育研究データについて、各大学におけるIR等での活用促進のため、国公立大学・短期大学の大学ポータルサイト担当部署及び国立大学の法人評価担当部署へ「大学における情報活用ガイドブック ―大学ポータルサイト関連データの利活用―」を平成30年3月28日に提供した。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

○「大学における情報活用ガイドブック ―大学ポートレート関連データの利用法―」



平成29年度計画

6 質保証連携

(1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組

② 質保証人材育成

大学及び評価機関等の質保証に係る活動を実効性のあるものとするため、大学等の担当者に対する研修を実施するなど、自己点検・評価、IR（インスティテューショナル・リサーチ）、大学評価等の質保証に関わる人材に対して、大学等と連携し、能力向上のための取組を行う。

実績・参考データ

大学等の評価関係者等に対する研修等

大学等の自己評価担当者等に対し実効性のあるものとするため、大学機関別認証評価及び大学機関別選択評価、高等専門学校機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価並びに法科大学院認証評価のそれぞれについて研修を実施し、大学で132人、高等専門学校で49人、法科大学院で74人の参加者数となった。

研修終了後にアンケート調査を行い、研修内容の改善を図った。

研修会終了後に行ったアンケート調査（設問に対し「4：そう思う」から「1：そう思わない」を4段階で調査、大学は81%、高等専門学校は82%、法科大学院は61%の参加者が回答）では、それぞれの設問に対する平均値は次のとおりであり、おおむね肯定的な回答が得られた。（【 】内は大学の数値、〔 〕内は高等専門学校の数値、[]内は法科大学院の数値）

「自己評価書作成に関する理解が深まった」	：	【3.28】	、	〔3.50〕	、	[3.09]
「説明が分かりやすかった」	：	【2.92】	、	〔2.75〕	、	[2.82]
「資料が分かりやすかった」	：	【3.14】	、	〔3.33〕	、	[2.96]
「研修内容の分量が十分であった」	：	【3.08】	、	〔3.13〕	、	[3.07]
「進捗が適切であった」	：	【設問無】	、	〔3.15〕	、	[設問無]
「この研修会に満足した」	：	【3.15】	、	〔3.18〕	、	[2.98]

質保証人材育成事業

評価事業部と研究開発部が連携し大学等の質保証関係者等に対する能力向上のための研修プログラムとして、内部質保証ガイドラインをテーマに人材育成セミナー「内部質保証ワークショップ」を2回開催した（平成29年11月6日及び平成30年1月29日開催、参加者数は2回合計75人）。ワークショップ終了後に実施したアンケートでは、以下のとおり総合的な満足度について高い評価が得られた。

<アンケート結果（回収率：第1回 94%、第2回 92%）>

総合的な満足度：

→「満足・やや満足」第1回：97%、第2回：91%

ワークショップに対する意見・要望：

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

「今後も同様のワークショップを継続的に実施してほしい」
「他大学の内部質保証に関する取組事例を示してほしい」
「評価指標や基準・水準のサンプルを例示してほしい」

また、実施内容を検証の上、当該ガイドラインや説明動画を用いた研修プログラムの検討を行い、これらを試行的に用いた機構内職員研修を実施した（平成30年3月19日開催、参加者数は22人）。研修後に実施したアンケートでは、以下のとおり研修全般についておむね肯定的な評価が得られた。

<アンケート結果（回収率82%）>

全体を通じた理解度：

→「理解しやすかった・やや理解しやすかった」：96%

研修の有効度：

→「役に立つ・やや役に立つ」：89%

内部質保証に係る背景知識の理解度：

→「深まった・やや深まった」：88%

研修に対する意見・要望：

「研修における講義内容の動画集を作成してほしい」
「説明動画の視聴と教員の講義の両方があるのが良かった」
「実施回数は短い時間で複数回行っても良いのではないか」

次に、大学における質保証人材育成に寄与するため、ウェブサイト「大学質保証ポータル」を平成29年10月下旬に立ち上げた。また、外部への公開に向けて、機構内の既存情報等を基にコンテンツの整理を行い、ポータルサイト内のページの充実を進めるとともに、上記の人材育成セミナーや機構内職員研修で使用した教材や説明動画を掲載するなど、大学等へのコンテンツ提供方法等を検討した。

○ 人材育成セミナー「内部質保証ワークショップ」

（第1回：平成29年11月6日（月）／第2回：平成30年1月29日（月）開催）

http://www.niad.ac.jp/n_kenkyukai/1309301_1207.html

<https://niadqe.jp/report/1084/>

○ 大学等の質保証に関する機構職員研修（平成30年3月19日（月）開催）



動画を視聴する参加者



講義する竹中教授

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

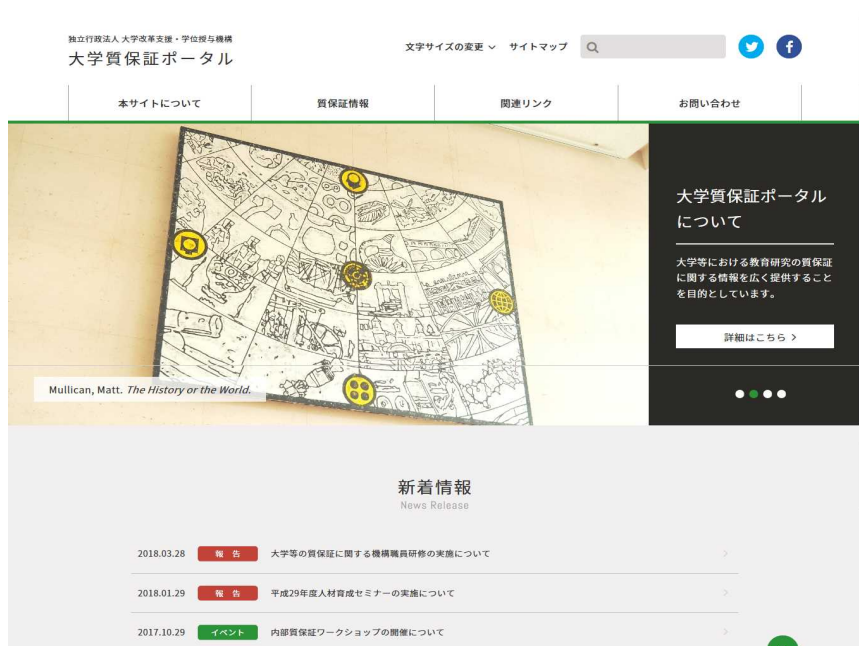


グループ発表



参加者と議論する竹中教授

○ 大学質保証ポータル <https://niadqe.jp/>



大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組に関する特記事項

教育研究情報・財務情報連携による大学経営手法のモデル開発に向けた取組

国立大学法人の教育研究情報と財務情報を連携させた大学経営手法のモデルを開発する共同研究の実施に向けて、そのフレームを検討するため、平成29年5月に「教育研究情報・財務情報連携による大学経営手法のフレーム検討ワーキンググループ」を設置した。本ワーキンググループは、平成29年9月末までに5回開催し、9月には「教育研究情報・財務情報連携による大学経営手法に関する共同プロジェクトのフレーム案」をとりまとめた。このとりまとめに基づく機構と国立大学法人との共同プロジェクトの実施に向け、複数の大学との間で意見交換を行った。

平成29年度計画

6 質保証連携

(2) 国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組

- ① 我が国の大学等の評価の効果的かつ効率的な実施のため、認証評価機関連絡協議会等を通じて、認証評価の改善・充実、認証評価の社会的認知度の向上等に資する取組を行い、認証評価機関連絡協議会のウェブサイトの充実を図る。また、国内の評価機関等に対して、調査研究の成果等の専門的知見を提供する。

実績・参考データ

国内の評価機関との連携

平成29年4月に認証評価機関連絡協議会のウェブサイトにおいて、平成28年度の評価結果と評価を受けた大学等の優れた点を取りまとめた資料を公表した。

また、平成29年8月に認証評価機関連絡協議会を開催し、上記取組や高等教育政策動向の共有を行い、平成30年1月に同協議会の下に設置しているワーキンググループを開催し、機関別認証評価と分野別評価の在り方等について意見交換を行った。

同協議会の下、平成29年4月に「平成29年度認証評価機関連絡協議会評価担当職員研修」を実施した。当該研修では、文部科学省担当者から高等教育政策の動向についての講演、今回の新たな企画として、各機関の業務上の課題や取組等の情報を共有し、意見交換し合う場となるカンバーセッションを実施した。

なお、研修終了後に行ったアンケート調査の結果は以下のとおりであり、当該研修については、意義、必要性等について参加者から高い評価を得ている。

- ・ 回答率 68%（講演者・運営者を除く参加者81人中55人から回答）
- ・ それぞれの設問に対する平均値（設問に対し「5：そう思う」から「1：そう思わない」の5段階）

「このような研修は必要だと思いますか」：4.35

「このような研修を定期的に行うべきだと思いますか」：4.11

「カンバーセッションの内容は今後の業務に有用だと思いますか」：4.20

また、同協議会において、平成30年度も研修を実施すること、同協議会参加機関の若手職員が研修を企画することを決定した。この決定に基づき、4機関の若手職員5人による検討会を開催し、平成30年度の研修企画案を作成した。

大学基準協会、短期大学基準協会及び日本高等教育評価機構との4機関で構成する機関別認証評価制度に関する連絡会を輪番制により4回（平成29年5月、7月、12月及び平成30年2月）開催し、認証評価の円滑な実施に向けた連絡調整、各機関が実施している評価についての情報交換等を行った。

平成28年度に行った文部科学省の委託事業である分野別質保証の調査研究についての報告書や、平成29年4月に刊行した高等教育質保証シリーズ「グローバル人材教育とその質保証」を他の認証評価機関にも配付し、専門的知見の提供を行った。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- 認証評価機関連絡協議会ウェブサイト
 - ・ 平成28年度実施の認証評価結果（概況）及び平成28年度実施の認証評価結果における大学等の優れた取組
<https://jncaaa.jp/result/gaikyo/gaikyo-h28/>

- 平成29年度評価担当職員研修の様子（平成29年4月）



平成29年度計画

6 質保証連携

(2) 国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組

- ② 国際的な質保証ネットワークに参画するとともに、諸外国の質保証機関と評価に係る相互信頼を高めるための交流を促進する。

また、日中韓質保証機関協議会における活動等、覚書締結機関と共同で行う取組を推進する。

実績・参考データ

国際的な質保証ネットワークへの参画及び海外の質保証機関との交流・取組

国際的な質保証ネットワークへの参画及び諸外国の質保証機関との交流については、教職協働の下、国際連携連絡会議にて、関係機関等との連携事項等をまとめたアクションプランを設定し、連携方針を随時協議しながら実施した。また、毎月進捗等を同会議において共有した。

《1. 国際ネットワーク及び海外の質保証機関との連携を通じた交流》

高等教育の質保証に関する国際会議への参加や、覚書締結機関等との連携活動を通じて、海外の質保証の取組に関する情報収集を行うのみならず、日本の取組の情報発信を行いながら、人的ネットワークを構築し、国際的な連携強化を図った。

(a) 国際ネットワークとの主な実績

- ・アジア太平洋質保証ネットワーク（APQN）2017総会への参加及び発表（平成29年5月）
- ・INQAAHE Bulletinへの投稿（平成29年6月、平成30年3月）
- ・CIQG Quality Internationalへの投稿（平成29年7月）
- ・APQNアンケート調査への協力（平成29年10月）
- ・アジア太平洋質保証ネットワーク（APQN）のニュースレター（APQNews）への寄稿（平成29年12月）
- ・米国CIQGとの覚書の締結（平成30年1月）
- ・アジア太平洋質保証ネットワーク（APQN）2018総会への参加及び発表（平成30年3月）
- ・INQAAHEアンケート調査への協力（平成30年3月）

(b) スタッフ交流

- ・豪州TEQSA、台湾HEEACTとのスタッフ交流を実施し両機関の職員を、それぞれ1週間機構で受け入れ、情報交換、セミナーの開催、認証評価のオブザーブ参加等を行うなど、相互理解を深めた。
- ・台湾HEEACTとのスタッフ交流（平成29年10月）
- ・台湾HEEACTとの共同セミナーの開催（平成29年10月）
- ・豪州TEQSAとのスタッフ交流（平成29年11月）

(c) マレーシア資格機構（MQA）との合同専門委員会



国際会議での発表の様子：
APQN 総会（上）、
HEEACT-APQN グローバルサ
ミット（下）

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

機構とマレーシア資格機構（MQA）は、平成26年に相互認証（相互信頼関係）の実現可能性を探るための合同専門委員会（JTC）を設置し、両機関における学士レベルの質保証プロセスや基準について比較調査を行ってきた。平成29年4月の第5回合同専門委員会を経て、調査報告書がまとまり、7月に、「両機関における質保証の成果の信頼にかかる共同声明」への両機関長による署名を取り交わした。11月に、文部科学省に成果報告を行った。

(d) 他の海外の質保証機関等との連携・交流実績

<アジア関連>

- ・台湾高等教育評鑑中心基金会(HEEACT)との質保証枠組に関する比較共同研究（平成29年7月～）
- ・タイ全国教育水準・質評価局(ONESQA)主催会議（SHAREシンポジウム）への参加（平成29年8～9月）
- ・台湾HEEACT-APQN 2017 Global Summitへの参加、発表及び覚書更新（平成29年9月）
- ・マレーシアMQAインターンシップへの参加（平成30年2月）
- ・機構によるタイONESQA現地調査（平成30年2月）
- ・韓国KCUE-KUAI院長による講演会及び共同研究打合せ（平成30年2月）

<欧米、オーストラリア関連>

- ・豪州高等教育質・基準機構(TEQSA)との覚書更新（平成29年8月）
- ・米国CIQGとの覚書締結（平成30年1月）
- ・ドイツGAC訪問（平成30年2月）



覚書締結機関とのスタッフ交流

台湾 HEEACT 董事長による講演（左）、豪州 TEQSA と機構職員（右）

《2. 日中韓三カ国の質保証機関による「キャンパス・アジア」共同モニタリングの成果発信》

日中韓三カ国の質保証機関が共同で実施しているキャンパス・アジアモニタリングについては、平成27年度に実施した共同モニタリングの経験を基に、平成29年6月に共同ガイドラインを三カ国合同で作成した。同ガイドラインには、国際共同教育プログラムの質保証を行う実施体制、手順、基準及び観点、留意事項等について詳細に明記されている。

また、モニタリングの成果発信を行うため、平成29年度は、5件の国際会議において、5月のAPQN総会（於：ロシア）の全体会において機構理事より、9月のHEEACT-APQN 2017 Global Summit及び第4回ASEAN+3 質保証専門家会合（於：ラオス）において、機構教員より共同モニタリング及びガイドラインに関する発表をおこなった。さらに、

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

INQAAHE及びCHEA CIQGのニューズレターにモニタリングに関する記事を寄稿した。

加えて、日中韓三カ国の共同の取組が評価され、2018 APQNクオリティ・アワードを受賞した（質保証における国際協力賞）。

2016年より向こう五カ年にかけて実施される「キャンパス・アジア」第2モードのモニタリングの手法については、平成28年度に引き続き、日中韓の質保証機関間で3者会合（平成29年12月、於：中国）等により自己評価書の様式等調整している。



2018 APQN クオリティ・アワード記念品の盾

(a) 「キャンパス・アジア」の成果発信

<国際会議での発表>

- ・APQN2017総会（平成29年5月、ロシア）
- ・HEEACT-APQN 2017 Global Summit（平成29年9月、台湾）
- ・ASEAN+3 質保証専門家会合（平成29年9月、ラオス）
- ・第6回日中韓大学間交流・連携推進会議（平成29年11月、韓国）
- ・桜美林大学・北京大学シンポジウム（平成29年12月、中国）

<記事掲載>

- ・INQAAHE Bulletin（平成29年6月）
- ・CIQG Quality International（平成29年7月）

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

7 調査研究

(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究

次の調査研究を行う。

① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究

ア 大学等の教育研究の評価の在り方に関する研究

我が国における大学等の教育研究活動等の評価の適切性や効果の検証を通じて、今後の我が国の大学等の評価の在り方を追究するとともに、評価の国際通用性を企図した教育研究活動等の評価の在り方及び高等教育政策の進展に伴う要請に対応した評価システムに関する研究を行う。

イ 機構の実施する教育研究活動等の評価の有効性に関する調査研究

機構の実施する大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、評価が大学等において有効に機能しているかどうかを検証するとともに、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に研究する。

② 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

ア 学位の要件となる学習の体系的に関する研究

学位授与の要件となる学習の体系的な構成と学位の構造・機能について、学位・単位制度に関する理論的基盤及び学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績を踏まえて研究する。

イ 機構の実施する学位授与の教育的・社会的機能に関する調査研究

高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。

③ 高等教育の質保証の確立に資する調査研究

ア 高等教育の質保証に係る情報の活用に関する研究

質保証を確立するための評価において必要とされる情報の収集・整理・分析・公表等の検討及び教育研究活動に関する指標の開発等、大学等における自己評価及び評価機関等による評価の活用に関する研究を行う。

イ 大学等における教育研究の質保証及び質保証システムの構築に関する研究

我が国の大学等における教育研究の質保証に資するため、学位授与に至る教育課程の編成及び学習成果の評価手法等の在り方に関する調査研究を行うとともに、自律的な質保証活動を機能させるための多様な自己評価手法等に関する参照指針とそれに基づく人材育成及び能力開発のためのプログラムの研究開発を進める。

ウ 高等教育の国際的な質保証と学位・単位の国際通用性に関する研究

質保証を伴う国際的な教育プログラムの在り方及び国内外で取得された学位及び単位の相互認証のための情報提供の在り方について調査研究を行い、大学等の支援のための仕組みを検討する。

(2) 調査研究の成果の活用及び評価

(1) で行った調査研究の成果について、次のとおり、機構の事業の改善に活用するとともに、社会に成果を提供する。

① 機構の事業への調査研究の成果の活用

大学評価及び学位授与の各事業の実施結果に対する実証的研究の成果を報告としてとりまとめて、事業の改善に活用する。また、その状況を、調査研究と事業を一体的に捉えた成果の活用状況として公表する。

② 社会への調査研究の成果の提供

質保証のための評価システムに関する研究成果、学位授与の要件等の学位システムに関する研究成果及び国際通用性のある質保証に係る研究成果等を、社会及び高等教育関係者へ参照情報として提供する。また、定期的に開催する大学質保証フォーラム等を通じて、これらの成果の普及を図る。

③ 調査研究の成果と実績の評価

基盤的研究及び実証的研究の研究成果を関連学協会等の学術論文誌及び機構で発行する学術誌『大学評価・学位研究』に査読を受けて公表する。また、各年度の各事業実施の検証等の結果及び事業によっては区切りとなる年度に当該期間の総括的な検証等の結果を高等教育関係者に報告する。さらに、各年度にシンポジウムを1回以上、研究会を3回以上開催し、調査研究の成果について議論を行う。これらを通じて、調査研究の実績を適切に評価して研究の質を確保するとともに、高等教育政策の動向に対応した調査研究の課題を不断に見直す。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

財務情報及び人員に関する情報

	H26	H27	H28	H29	H30
経常費用（千円）	299,232	270,851	308,566	323,298	
経常収益（千円）	299,232	270,851	308,575	331,319	
うち運営費交付金収益（千円）	294,986	264,829	303,874	324,681	
うちその他収入（千円）	4,247	264,829	4,702	6,638	
従事人員数（人）	18.4(2)	15.3(2)	18.3(2)	17.3(3)	

注）従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記）

自己評価の結果

年度計画	評価	根拠
7 調査研究 （１）大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究次の調査研究を行う。 ① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究 ア 大学等の教育研究の評価の在り方に関する研究 我が国における大学等の教育研究活動等の評価の適切性や効果の検証を通じて、今後の我が国の大学等の評価の在り方を追究するとともに、評価の国際通用性を企図した教育研究活動等の評価の在り方及び高等教育政策の進展に伴う要請に対応した評価システムに関する研究を行う。 イ 機構の実施する教育研究活動等の評価の有効性に関する調査研究 機構の実施する大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、評価が大学等において有効に機能しているかどうかを検証するとともに、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に研究する。	B	「ア 大学等の教育研究の評価の在り方に関する研究」において、内部質保証システムについてガイドラインの公表、学術論文執筆に加えて、ワークショップを実施したことは、今後の認証評価において重視されている内部質保証の導入を学術的にも実務的にも促進するものであり、我が国の質保証の課題に対応した先導的な役割として評価できる。また、それらの調査研究が第三サイクルの認証評価基準の策定にも寄与していることは、事業と調査研究が一体化したものであるとして評価できる。 平成28年度に機構が実施した国立大学法人等の教育研究活動の評価に関して実施した検証は、次期の法人評価の在り方の検討に資する調査研究として認められる。 本調査研究にあたっては、調査研究の成果を学術論文3編、学会発表13件、報告書1編で公表するとともに、研修会（3件）で普及を行った。 「イ 機構の実施する教育研究活動等の評価の有効性に関する調査研究」においては、平成28年度に実施した大学機関別認証評価、選択評価について、評価方法の適切性並びに評価の効果の検証を行い2編の報告書としてとりまとめ、評価の改善に反映させるための資料とした。また、評価結果の中の重要な観点についてその内容分析を行っていることは、今後の評価基準の策定にも資する重要な取組として評価される。 本調査研究の成果は学術論文1編、学会発表3件、報告書2編で公表した。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 ＜課題と対応＞ 特記すべき課題は検出していない。
② 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究 ア 学位の要件となる学習の体系的性に関する研究 学位授与の要件となる学習の体系的な構成と学位の構造・機能について、学位・単位制度に関する理論的基底及び学位授与業務を通じて蓄積された知見	B	「ア 学位の要件となる学習の体系的性に関する研究」で実施した《学位の構造・機能と学位制度の理論的基底に関する研究》においては、学位システム研究会を開催して、学位プログラムに関する7か国比較研究（アメリカ・イギリス・フランス・ドイツ・中国・韓国・日本）を

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

と実績を踏まえて研究する。 イ 機構の実施する学位授与の教育的・社会的機能に関する調査研究 高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。	実施した。文部科学大臣の諮問「我が国の高等教育に関する構想について」の政策課題を視野に入れ、3回の研究会を開催して国際比較の枠組みと共通の調査項目を検討し、ドイツ、英国、中国、及び韓国の大学における学位プログラムと大学の教育組織との関係について調査報告を行った。また、中央教育審議会大学分科会将来構想部会制度・教育改革ワーキンググループの依頼を受けて、生涯学習の推進の観点から、機構の学位授与制度と社会人学士取得者の傾向等について報告し、これまでの調査研究の成果を踏まえて機構の制度の意義と課題、及び大学での学修とリカレント教育について発表した。《機構の学位授与事業に関わる諸外国の学位・単位制度調査》では、外国での学習履歴を持つ学習者からの照会6件（韓国1件、イタリア1件、英国1件、アメリカ1件、中国1件、オーストラリア1件）に対して調査を行った。 本調査研究にあたっては、3回の研究会を開催するとともに、調査研究の成果を学術論文1編、学会発表等1件で公表した。 「イ 機構の実施する学位授与の教育的・社会的機能に関する調査研究」において実施した《学位授与における新たな単位累積加算の在り方の検討》では、平成27年度から実施されている特例適用専攻科修了見込み者に対する新たな審査方式による学位授与審査について、専門委員より付されたコメントを分析して、関係者に通知した。また、特例適用専攻科における教育の実施状況等の審査（特例適用専攻科レビュー）を平成29年度に初めて実施するにあたって、各専門委員会・部会で審議の運営を支援した。さらに、新たな審査方式による学士の学位授与に係る申請・審査等の全体について開始から3年間の状況を踏まえて検討し、問題点を明らかにして学位審査課と協働で対応策を協議した。《機構の学位取得者への調査と学位授与事業の検証》では、単位積み上げ型による学士の学位取得者を対象に、通例（従来の審査方式）と特例（新たな審査方式）の双方について学位取得直後のアンケート調査を実施し、その結果を分析して学位授与事業に反映させた。また、学位審査会専門委員会の退任委員への自由記述によるアンケートを実施し、回答の内容を整理し検討して学位授与事業の改善に活かした。学位授与事業の検証に係るこれらの調査に加えて、修士論文を課さずに特定の課題についての研究（以下、課題研究）の成果の審査に基づく修士の学位授与について検討するため、修士課程の多様化と学位審査に関する実態調査を実施した。課題研究の成果の審査により修士の学位を授与している大学院研究科・専攻への訪問調査を実施し、アンケート調査の質問項目を検討して、実際に課題研究の成果の審査に係る修了要件を学内規定として整備している大学の研究科・専攻を対象に、規定の実際の運用状況についてアンケート調査（第1次）を実施した。回答を得た大学のうち、課題研究の成果の審査に
--	--

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

	より修士の学位授与を実施している大学（269校、783 専攻）の教務担当職員及び各専攻の専攻長等の教員を対象に、アンケート調査（第2次）を平成 29 年 12 月から平成 30 年 1 月にかけて実施した。243 大学の教務担当職員と 574 専攻・コースの専攻科長等教員から回答があり、単純集計の結果を 3 月末までにまとめて、日本の大学院・研究科で課題研究の成果の審査に基づいて修士の学位を授与している各専攻の教育体制、研究指導と学位審査の実情等について、全体の傾向を把握した。《学位に付記する専攻分野の名称に関する調査》では、我が国の大学で授与する学位に付記する専攻分野の名称の調査を継続し、平成 29 年度の分析より初めて英語での学位の名称も併せて結果を機構ウェブサイトで公表した。また、付記名称とディプロマ・ポリシーの整合に関する調査研究を開始し、得られた知見を学会等で公表した。 本調査研究の成果は事業関連説明会・研修会（2 回）を通じて関係者に説明するとともに、学術論文 1 編、報告（ウェブサイト）1 件で公表した。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、B とした。 ＜課題と対応＞ 特記すべき課題は検出していない。
③ 高等教育の質保証の確立に資する調査研究 ア 高等教育の質保証に係る情報の活用に関する研究 質保証を確立するための評価において必要とされる情報の収集・整理・分析・公表等の検討及び教育研究活動に関する指標の開発等、大学等における自己評価及び評価機関等による評価の活用に関する研究を行う。 イ 大学等における教育研究の質保証及び質保証システムの構築に関する研究 我が国の大学等における教育研究の質保証に資するため、学位授与に至る教育課程の編成及び学習成果の評価手法等の在り方に関する調査研究を行うとともに、自律的な質保証活動を機能させるための多様な自己評価手法等に関する参照指針とそれに基づく人材育成及び能力開発のためのプログラムの研究開発を進める。 ウ 高等教育の国際的な質保証と学位・単位の国際通用性に関する研究 質保証を伴う国際的な教育プログラムの在り方及び国内外で取得された学位及び単位の相互認証のための情報提供の在り方について調査研究を行い、大学等の支援のための仕組みを検討する。	B 「ア 高等教育の質保証に係る情報の活用に関する研究」において実施した《大学ポートレートのための技術開発》では、大学ポートレートの公表情報の活用など大学ポートレートの改良・開発に資する実務的な研究開発を行った。《大学情報の活用のための分析ツールの開発》では、評価指標を探索するための支援システムの開発や大学情報の信頼度を高めるための方法を検討するなど大学情報の活用に係る研究開発及び機構事業の情報支援ツール等の開発を行った。《大学の財務情報と質保証情報の連携活用に関する調査研究》では、大学の財務情報の理解と集積、財務情報の表現言語の基礎的研究などを行った。 本調査研究にあたって、事業関連説明会（2 回）で説明するほか、ソフトウェアツールの開発（1 件）、分析ツールの提供（1 件）によって研究成果の事業への反映を行った。また調査研究の成果を学術論文 1 編、学会発表 3 件で公表した。 「イ 大学等における教育研究の質保証及び質保証システムの構築に関する研究」においては、《学習成果の評価手法の検討》、《質保証人材の能力開発プログラムの開発・提供》、《3 ポリシーの整合性と学位の付記名称の関係に関する研究》を実施し、特に内部質保証に関する基礎的かつ実証的な調査研究を推進して、それぞれの目的に叶った成果をあげている。 《学習成果の評価手法の検討》では、学習成果の設定に際して特定の教科分野を取りあげ、適切的な教授学習法・評価法の検討を進めた。研究協力者との研究会合を 3 回開催し、検討作業

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

	の前進がみられた。平成27年度から継続されている《質保証人材の能力開発プログラムの開発・提供》では、研究の焦点を内部質保証に不可欠なプログラム・レビューを大学の現場で実効的に実施する方策に移し、「プログラム・レビューのチェックリスト」（仮題）案の作成という成果をあげた。《3 ポリシーの整合性と学位の付記名称の関係に関する研究》では、学位に付記する専攻分野の名称とディプロマ・ポリシーの間の整合性を検証するアンケート及び機械学習に基づく調査を実施し、結果を公表すると共にさらなる分析を継続している。《大学運営のモデル構築と情報の活用に関する調査研究》では、大学内においてデータ分析に関する専門的知識を有しない教職員を補助する機能を果たすようなデータ分析ツールのプロトタイプの完成に至った。《大学における民間的手法の実態に関する調査研究》では、大学における民間的手法の成否に関して、政策レビュー、政策文書の計量分析、高等教育機関の事例分析等を行いその成果を報告書として公表した。 本調査研究の実施にあたって研修会（2回）を開催するとともに、調査研究の成果を報告書1編、学会発表4件で公表した。 「ウ 高等教育の国際的な質保証と学位・単位の国際通用性に関する研究」においては、《国際的な共同学位プログラムの質保証の在り方の検討》《国際的な共同学位プログラムの質保証の在り方の検討》として、平成28年度までに遂行した東アジア中心の調査研究を基に、国際的な共同学位プログラムの質保証に資するような「チェックリスト」の開発に努め、その経過を質保証の実務者の会合等で報告した。《学生移動に伴い国内外の高等教育機関に必要な情報提供の在り方の検討》では、平成26年度から実施しているNICの実態及びニーズに関する調査に基づき、国内外への成果の発信に努めた。さらに平成29年度には学習履歴の同等性の問題に関し、諸外国における国家資格枠組み（NQF）の近年の動向に関する調査研究に着手し、国内外の学会及び学会誌等を通じて成果を公表した。 《機構の学位授与事業に関わる諸外国の学位・単位制度調査》では、外国での学習履歴を持つ学習者からの照会について、機構の学位授与制度への申請資格の有無に関して調査を行い、結果を得た。 本調査研究の成果は共著書1編、学術論文4編、学会発表13件で公表した。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 ＜課題と対応＞ 特記すべき課題は検出していない。
--	---

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(2) 調査研究の成果の活用及び評価 (1) で行った調査研究の成果について、次のとおり、機構の事業の改善に活用するとともに、社会に成果を提供する。 ① 機構の事業への調査研究の成果の活用 大学評価及び学位授与の各事業の実施結果に対する実証的研究の成果を報告としてとりまとめて、事業の改善に活用する。また、その状況を、調査研究と事業を一体的に捉えた成果の活用状況として公表する。 ② 社会への調査研究の成果の提供 質保証のための評価システムに関する研究成果、学位授与の要件等の学位システムに関する研究成果及び国際通用性のある質保証に係る研究成果等を、社会及び高等教育関係者へ参照情報として提供する。また、定期的に開催する大学質保証フォーラム等を通じて、これらの成果の普及を図る。 ③ 調査研究の成果と実績の評価 基盤的研究及び実証的研究の研究成果を関連学会等の学術論文誌及び機構で発行する学術誌『大学評価・学位研究』に査読を受けて公表する。また、各年度の各事業実施の検証等の結果及び事業によっては区切りとなる年度に当該期間の総括的な検証等の結果を高等教育関係者に報告する。さらに、各年度にシンポジウムを1回以上、研究会を3回以上開催し、調査研究の成果について議論を行う。これらを通じて、調査研究の実績を適切に評価して研究の質を確保するとともに、高等教育政策の動向に対応した調査研究の課題を不断に見直す。	B 「① 機構の事業への調査研究の成果の活用」においては、大学評価及び学位授与の各事業、及び質保証連携に関して、研究開発部が中心となって実施する調査研究を事業担当部課との協働で行うことによって、その成果を事業に反映させた事例が多く見られるとともに、事業の実施結果に対する実証的研究の成果を報告としてとりまとめて事業の改善に活用した実績も得られ、機構の事業への調査研究の成果の活用が図られたといえる。 「② 社会への調査研究の成果の提供」においては、平成29年度の調査研究の各課題の中で社会への情報提供が適切に行われるとともに、機構が主催するフォーラムやシンポジウムを通じて、調査研究の成果の普及が図られたといえる。さらに、研究成果刊行物編集委員会による学術誌の編集・刊行が適切に行われるとともに、学術情報リポジトリを利用した成果の公表が行われたことから、平成29年度の計画は達成されたといえる。 「③ 調査研究の成果と実績の評価」においては、事業関連説明会・研修会12件、研究会19回により、機構の事業と密接に関連する調査研究の成果を公表し、基盤的研究及び実践的研究の成果を学協会等で学術論文11編、学会発表等37件、報告書等10編として公表した。さらに、調査研究をもとに、「平成29年度大学質保証フォーラム 教員と職員－学生のための大学をつくる－」を開催した。また、機構の研究成果刊行物編集委員会の下で、学術誌「大学評価・学位研究」第19号（平成30年3月）を刊行した。本号には、論文等5編を収録した。本誌を関係高等教育機関等へ送付するとともに、機構ウェブサイト「独立行政法人大学評価・学位授与機構学術情報リポジトリ」にも掲載し、公表・提供した。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。
---	--

平成29年度計画

7 調査研究

(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究

次の調査研究を行う。

① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究

ア 大学等の教育研究の評価の在り方に関する研究

我が国における大学等の教育研究活動等の評価の適切性や効果の検証を通じて、今後の我が国の大学等の評価の在り方を追究するとともに、評価の国際通用性を企図した教育研究活動等の評価の在り方及び高等教育政策の進展に伴う要請に対応した評価システムに関する研究を行う。

実績・参考データ

大学機関別認証評価や国立大学法人評価との関係を含め、我が国の大学評価システムの新たな在り方の検討に資する調査研究を行った。平成29年度には、主に内部質保証を中心とした機関別認証評価のあり方、第二期国立大学法人評価の検証について重点的に研究を進めた。

内部質保証を中心とする機関別認証評価の在り方に関する調査研究

大学機関別認証評価及び国立大学法人評価を含めた我が国の大学評価システムの新たな在り方の検討に資する調査研究を実施している。認証評価や分野別評価の在り方に関する調査研究として、平成28年度までに検討を行った「教育の内部質保証に関するガイドライン」をウェブサイトで公表した。また、その成果を学会等で報告し、関連論文を執筆した。さらに、ガイドラインを基にしたワークショップを平成29年11月と平成30年1月に開催した。ガイドラインは第三サイクル認証評価の検討材料となっている。

認証評価と他の分野別第三者評価との関係性を明確にするために、平成28年度に引き続き、平成29年度は助産学の評価団体のヒアリング調査を実施した。また、各種分野別評価機関の基準の比較分析を行い、学会発表で報告した。

国立大学法人評価の検証に関する調査研究

国立大学法人評価について、大学向けの検証アンケートの調査項目の設計を行い、評価事業部と連携して調査実施・回収・集計を行った。さらに5大学に対してヒアリング調査を行った。これらの結果をまとめ、平成30年3月に報告書を公表した。また、併行して法人評価における各種の評価結果の分析を進め、判定結果と自己評価との差異の分析について学会で発表した。さらに、判定内容の質的分析として基礎的整理を平成29年度に終え、次年度の次期法人評価の現況分析の基準策定に活用する。研究業績判定についても分析を行い、その成果を学会で発表した。

○ 事業関連説明会・研修会等

平成29年度 大学改革支援・学位授与機構 人材育成セミナー「内部質保証ワークショップ」

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

第1回 平成29年11月6日, 第2回 平成30年1月29日, 学術総合センター.
中期目標期間における教育研究の状況の評価に係る意見交換会, 平成30年2月6日, 一橋講堂.

○ 学術論文・学会発表等

(学術論文等)

林隆之 (2017)「研究評価の拡大と評価指標の多様化」, 『情報の科学と技術』67(4), pp.158-163.

林隆之 (2017)「プログラム・レビューを核とする内部質保証」, 『IDE現代の高等教育』, 2017年11月号, pp.45-49.

林隆之 (2018)「内部質保証システムの概念と要素: 先行研究のレビューと『教育の内部質保証に関するガイドライン』の定位」, 『大学評価・学位研究』19号, pp.1-22.

(学会発表等)

土屋俊 (2017)「内部質保証の評価」, 高等教育質保証学会大会, 2017年8月27日, 大阪大学.

Syun Tutiya (2018) "The Obvious Answer to the Question, Which Comes First," Programs or Institutions?" Talk at the Panel on Management Capacity between Program Accreditation and Institutional Audit, APQN Academic Meeting, Nagpur, India, March 24, 2018.

林隆之 (2017)「日本における内部質保証システムのあり方の検討: 『内部質保証ガイドライン』の策定に向けて」, 日本高等教育学会第20回大会, 2017年5月28日.

林隆之 (2017)「国立大学法人評価からみる国立大学の『卓越した研究業績』の特性」, 研究・イノベーション学会年次学術大会, 2017年10月28日.

T. Hayashi (2017) Research Impact Evaluation of National Universities and R&D program: Japanese perspective, G7 working group on research assessment, 2017年11月9日.

林隆之 (2018)「人文学・社会科学における研究評価の課題～大学評価の現場における現在進行形」, 第4回人文・社会科学系研究推進フォーラム, 2018年3月16日.

渋井進, 高橋望 (2017)「大学評価における自己評価と評価結果の関係～国立大学法人評価の現況分析結果をもとに～」, 電子情報通信学会ヒューマン情報処理研究会, 2017年5月17日.

渋井進, 高橋望 (2017)「自己評価と評価結果のギャップをもたらす要因の検討 - 国立大学法人評価のデータを用いて - 」, 日本心理学会第81回大会, 2017年9月21日.

渋井進, 坂口菊恵 (2018)「教育・研究水準の判定結果に影響する要因の検討～自己評価と評価結果の関係を中心に～」, 電子情報通信学会ヒューマンコミュニケーション基礎研究会, 2018年1月27日.

S. Shibui, E. Nakato (2018) An exploratory analysis of the factor affecting education and research performance levels in Japanese national universities based on the evaluation reports, 12th annual International Technology, Education and Development Conference, 2018年3月6日.

蝶慎一 (2017)「大学教育の分野別質保証の取り組みと特徴 - 分野別評価機関における「基準」の比較から - 」, 大学教育学会第39回大会・課題研究集会, 2017年6月11日, 広島大学東広島キャンパス.

蝶慎一 (2017)「米国学生支援における修士プログラム - 「CAS Standards」基準の枠組みとその評価 - 」, 大学行政管理学会第21回大会 定期総会・研究集会, 2017年9月3日, 西

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

南学院大学中央キャンパス.

Shinichi Cho (2017) Defining Student Affairs in the Standards of Evaluation by Academic Discipline in Japanese Higher Education, INTERNATIONAL CONFERENCE ON THE DEVELOPMENTS OF TEACHING AND LEARNING QUALITY ASSURANCE IN HIGHER EDUCATION, November 22, 2017, Macao Polytechnic Institute, Macao.

(報告書等)

大学改革支援・学位授与機構 (2018) 『「国立大学法人及び大学共同利用機関法人における教育研究の状況についての評価」に関する検証結果報告書（第2期中期目標期間）』.

平成29年度計画

7 調査研究

(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究

次の調査研究を行う。

① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究

イ 機構の実施する教育研究活動等の評価の有効性に関する調査研究

機構の実施する大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、評価が大学等において有効に機能しているかどうかを検証するとともに、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に研究する。

実績・参考データ

平成28年度に実施した各種の認証評価について、評価方法の適切性並びに評価の効果の検証を行うことにより、評価事業の説明責任を果たすとともに、評価の改善に反映させるための調査研究を行った。

アンケート調査等による各種評価の検証

平成28年度に実施した認証評価及び選択評価について、評価企画課と連携して、評価者と対象機関に対するアンケート調査によって評価方法の適切性並びに評価の効果の検証を行うとともに、評価支援課と連携してその結果の今後の評価への反映について検討した。これらの検証結果の報告書の構成の検討に基づき、報告書を作成して公表した。

平成29年度に法科大学院認証評価の3巡目の基準による実施が行われ、平成30年度からは3巡目の高等専門学校機関別認証評価が実施されることから、1、2巡目に実施された認証評価に関する評価者と対象機関に対するアンケート調査に基づいて評価項目の精選と新規追加項目について検討を行った。これを踏まえて、法科大学院認証評価の評価者に対する検証アンケートを実施した。平成27年度に終了した2巡目の法科大学院認証評価に関する報告について、必要な追加資料を収集し、報告書作成の準備を完了した。

2巡目全体での大学機関別認証評価の検証として、平成28年度までの評価結果報告書について、「単位制度の実質化」、「学習成果」、「成績評価の厳格化」に関する観点を対象に内容分析を行った。その成果の一部を平成29年10月に国際会議で発表を行うとともに、論文を公表した。

○ 事業関連説明会・研修会等

(説明会)

大学機関別認証評価説明会，平成29年5月30日，学術総合センター。

法科大学院認証評価説明会，平成29年6月19日，学術総合センター。

平成30年度から実施する3巡目の高等専門学校機関別認証評価に関する説明会，平成29年6月26日，TKPガーデンシティ神保町プレミアムガーデン。

高等専門学校機関別認証評価説明会，平成29年8月18日，学術総合センター。

(研修会)

大学機関別認証評価自己評価担当者に対する研修会，平成29年5月30日，学術総合センター。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

法科大学院認証評価自己評価担当者に対する研修会，平成29年6月19日，学術総合センター。
大学機関別認証評価評価担当者に対する研修会，平成29年6月20日，学術総合センター。
高等専門学校機関別認証評価評価担当者に対する研修会，平成29年6月14日，学術総合センター。
高等専門学校機関別認証評価自己評価担当者に対する研修会，平成29年8月18日，学術総合センター。

○ 学術論文・学会発表等

(学術論文等)

渋井進，野田文香 (2018)「評価書分析による『単位制度の実質化』に係る指標・エビデンスの可視化」，『大学評価・学位研究』19号，pp.39-55.

(学会発表等)

渋井進 (2017)「認証評価における内部質保証の考え方～内部質保証を評価する方法を中心に～」，高等教育質保証学会第7回大会，2017年8月27日。

A. Noda, S. Shibui (2017) Quality Assurance in University Student Learning, The 9th Asian Conference on Education, 2017年10月19日。

渋井進 (2017)「大学評価・IRと心理学」，日本基礎心理学会第36回大会，2017年12月2日。

(報告書等)

大学改革支援・学位授与機構 (2018)『平成 28 年度に実施した大学機関別認証評価に関する検証結果報告書』。

大学改革支援・学位授与機構 (2018)『平成 28 年度に実施した大学機関別選択評価に関する検証結果報告書 (大学) 』。

平成29年度計画

7 調査研究

(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究

次の調査研究を行う。

② 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

ア 学位の要件となる学習の体系的に関する研究

学位授与の要件となる学習の体系的な構成と学位の構造・機能について、学位・単位制度に関する理論的基底及び学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績を踏まえて研究する。

実績・参考データ

我が国の学位が国内外の高等教育機関と労働市場で適正に承認され、真正性を担保するために必要な制度的条件を明らかにすること、及び学位授与の要件となる学習の体系的な構成と学位・単位制度に関する理論的基底を把握することを目的として、機構の学位授与制度と我が国の高等教育政策に資する調査研究を行った。

学位の構造・機能と学位制度の理論的基底に関する研究

機構の第3期中期目標・中期計画期間に合わせて、高等教育研究を専門とする外部学識経験者と行政担当の文部科学省関係者、及び研究開発部教員からなる「学位システム研究会（第3期）」を平成26年度に発足させ、学位授与の要件となる学習の体系的な構成と学位の構造・機能について比較研究を進めている。

平成29年度には、研究会（第3期第8回、平成29年8月4日）において調査研究課題を検討し、大学での教育・学修を学位プログラム（学位を与える課程）と捉えて教育組織を構成する欧米諸国の状況と、中央教育審議会に対する文部科学大臣の諮問「我が国の高等教育に関する構想について」（平成29年3月6日）の政策課題を視野に入れて、学位プログラムに関する国際比較研究を開始した。学位システム研究会WG研究会（第3期第4回、9月13日）を開催し、7か国比較研究（アメリカ・イギリス・フランス・ドイツ・中国・韓国・日本）の具体的な調査事項について、ドイツの大学の学位プログラムと大学組織の事例をもとに討議し、大枠の方針を決定した。各国の基礎的調査に着手した後、英国、中国、韓国の大学の学位プログラムに関する調査報告と中央教育審議会（大学分科会将来構想部会制度・教育改革ワーキンググループ）の審議内容を踏まえてWG研究会（第3期第5回、12月20日）で議論し、国際比較の枠組みと共通の調査項目を検討して、各国調査を進めた。

このほか、大学等の質保証に関する機構職員研修において研究開発部教員が講義し、学位と大学に関するこれまでの研究の成果と高等教育の国際的な動向を基に学位と高等教育の質保証の必要性を概説した。また、中央教育審議会大学分科会将来構想部会制度・教育改革ワーキンググループの依頼を受けて、生涯学習の推進の観点から、機構の単位積み上げ型の学士の学位授与制度と社会人学士取得者の傾向等を説明し、機構の制度の意義と課題、及び大学での学修とリカレント教育について意見を発表した。

機構の学位授与事業に関わる諸外国の学位・単位制度調査

外国での学習履歴を持つ学習者からの照会6件（韓国1件、イタリア1件、英国1件、アメリカ1件、中国1件、オーストラリア1件）に対して調査を行い、機構の学位授与制度への申請資格の有無を判断して、学位審査課を通じて本人に結果を通知した。特に中国の大学の継続教育学院の中に組織されたネットワーク教育学院（和訳：ネットワーク教育カレッジ）の専科を、オンライン教育とパートタイム制で修了した者からの照会に対しては、中国高等教育研究の専門家である研究開発部客員教授にも調査を依頼し、申請資格の有無と基礎資格を有する者の区分（日本の大学等で学修を要する年数と修得単位数）を慎重に確認して判定した（③ウにも記載）。

○ 事業関連説明会・研修会等

（研修会）

平成29年度大学等の質保証に関する機構職員研修，平成29年7月27日，大学改革支援・学位授与機構。

吉川裕美子「学位と高等教育の質保証」

○ 研究会等

（研究会）

学位システム研究会 第3期第8回，平成29年8月4日，学術総合センター。

吉川裕美子「学位プログラムを支える大学組織・構造に関する比較研究－調査研究課題の提起」

学位システム研究会 WG研究会 第3期第4回，平成29年9月13日，学術総合センター。

吉川裕美子「学位プログラムの国際比較研究－調査項目の検討－」

学位システム研究会 WG研究会 第3期第5回，平成29年12月20日，学術総合センター。

吉川裕美子「学位プログラムの国際比較研究－調査項目の検討（2）」

○ 学術論文・学会発表等

（学術論文等）

森利枝（2018）「米国における学修成果可視化の展開」，『リクルート カレッジマネジメント』209号，pp.12-15.

（学会発表等）

吉川裕美子（2018）「大学改革支援・学位授与機構による学位授与制度と単位積み上げ型の学士の学位授与」，中央教育審議会大学分科会将来構想部会制度・教育改革ワーキンググループ（第11回），2018年2月27日，文部科学省。

平成29年度計画

7 調査研究

(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究

次の調査研究を行う。

② 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

イ 機構の実施する学位授与の教育的・社会的機能に関する調査研究

高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。

実績・参考データ

学士の学位取得を目指す自学自習の申請者への学修支援の在り方と大学以外の高等教育レベルの学修の成果を単位として認めるための調査研究を実施した。また、我が国の大学の授与する学位の状況、及び学位に付記する名称を調査して、機構の授与する学位、及び学位の国際通用性を検討するための情報収集とその分析を行った。さらに、機構の学位を取得した者に対して、学位取得直後の調査を継続的に実施し、学位授与事業の検証を行って事業の改善に反映させるための調査研究を行った。

学位授与における新たな単位累積加算の在り方の検討

平成27年度に開始された特例適用専攻科修了見込み者に対する学士の学位授与審査（新たな審査方式）について、平成28年度に申請者から提出された「学修総まとめ科目履修計画書」及び「学修総まとめ科目成果の要旨等」、並びに特例適用専攻科から提出された「学修総まとめ科目の成績評価に係る書類」の審査において、専門委員が付した各申請者に対するコメントと特例適用専攻科に対する学修総まとめ科目の実施状況に関するコメントを分析し、新たな審査方式の実施状況を把握するとともに、平成29年5月開催の専門委員会・部会による各特例適用専攻科の学修総まとめ科目の実施状況に関する審議の資料とした。

専門委員のコメントの分析結果から、特例適用専攻科に共通する問題点と、個別に早急に改善を要する問題点等を抽出し、早急に改善を要する問題点については、各専門委員会・部会及び学位審査会の審議を経て、当該特例適用専攻科に8月下旬に通知した。

平成29年度には、特例適用専攻科における教育の実施状況等の審査（特例適用専攻科レビュー）を初めて実施した。特例適用専攻科は、認定専攻科のうち所定の要件を満たすものとして特例の適用を認定した専攻科であることから、認定専攻科における教育の実施状況等の審査（認定専攻科レビュー）も行う必要がある。平成29年7月開催の専門委員会・部会において、短期大学特例適用専攻科については2校3専攻、高等専門学校特例適用専攻科については11校25専攻を対象に、特例適用専攻科と認定専攻科のレビューを同時に実施した。「新たな審査方式」の実施は3年目を迎え、この方式による学士の学位授与審査はおおむね順調に実施されているものの、特例適用専攻科における変更届出等に係る事務作業と機構の学位審査業務の増加等いくつかの問題点も明確になってきた。学位審査課との協働によりこれらの問題点への対応策を協議した。

機構の学位取得者への調査と学位授与事業の検証

平成28年度10月期及び平成29年度4月期の単位積み上げ型による学士の学位取得者を対象に、通例（従来の審査方式）と特例（新たな審査方式）の双方について学位取得直後のアンケート調査を研究開発部と学位審査課が協働して実施し、その結果を分析した。通例申請による合格者（28年度10月期646名、29年度4月期245名）への学位取得直後アンケートの結果を分析して（28年度10月期回答者数466名、回答率72.1%、29年度4月期回答者数180名、回答率73.5%）、学位授与事業の改善に反映させるべき事項を抽出した。また、特例申請による合格者（28年度10月期1,535名、29年度4月期12名）の学位取得直後アンケートの結果の分析を行い（28年度10月期回答者数810名、回答率52.7%、29年度4月期回答者数8名、回答率66.7%）、学位取得者は新たな審査方式についておおむね満足しているという結果を得た。

これらの検討とともに、学位審査会専門委員会の平成27年度退任委員（28名）及び平成28年度退任委員（30名）への自由記述によるアンケートを実施し、回答（32名）を整理した結果を研究開発部と学位審査課で検討した。

また、「平成29年度学位審査会専門委員協議会」を研究開発部と学位審査課の協働の下に開催し（平成29年4月20日）、新任の専門委員（出席19名）に対して学位授与制度の理念・意義と概要、審査手順・方法等について、これまで研究開発部に蓄積された学位授与事業に関する業務実績と調査データに基づいて資料を作成し説明した。

さらに、機構が認定した教育施設（省庁大学校）の修了者への修士の学位授与に関して、修士論文を課さずに特定の課題についての研究（以下、課題研究）の成果の審査に基づく修士の学位授与の要望があり、これに対応するために、修士課程の多様化と学位審査に関する実態調査に着手した。まず、課題研究の成果の審査により修士の学位を授与している7大学の9大学院研究科・専攻への訪問調査を実施した。これらの結果については一部を9月12日開催の調査研究実施状況中間報告会において発表するとともに、各研究科・専攻に対するアンケート調査の質問項目の検討に活かした。次いで、課題研究の成果の審査に係る修了要件を学内規定として整備している大学の研究科・専攻を対象に、規定の実際の運用状況についてアンケート調査（第1次）を実施し、対象390大学のうち95%の大学から回答を得た。回答を得た大学のうち、課題研究の成果の審査により修士の学位授与を実施している大学は269校、783専攻であった。この結果を踏まえ、修士課程の多様化と修士の学位審査の実態をより詳細に明らかにするために、これらの大学の教務担当職員及び各専攻の専攻長等の教員を対象とするアンケート調査（第2次）を平成29年12月から平成30年1月にかけて実施した。243大学の教務担当職員と574専攻・コースの専攻科長等教員から回答があり、単純集計の結果を2月13日開催の調査研究実施状況報告会で発表するとともに、さらに分析を進めて、日本の大学院・研究科において課題研究の成果の審査により修士の学位を授与している各専攻の教育体制、研究指導と学位審査の実情等について全体の傾向を把握した。

学位に付記する専攻分野の名称に関する調査

平成28年度時点で我が国の大学において授与されている学位に付記する専攻分野の名称に関して、研究開発部と学位審査課が協働して、平成29年2月から3月にかけて全国の国公私立大学を対象にオンライン調査を実施した。平成29年度には、研究開発部でこの調査結果の分析を進め、学位に付記する専攻分野の名称は、学士735種、修士608種、博士462種であること、また、例えば学士の学位に関しては、全体の約66%が、唯一の大学で用い

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

られている付記名称であることなどを明らかにした。これらの結果を含めた学位に付記する専攻分野の名称の経年変化等については、ディプロマ・ポリシーとの相関可能性と併せ9月12日に開催された機構の調査研究実施状況中間報告会で報告した。また、付記名称を学科系統別（「学科系統分類表」における中分類ごと）に集計した結果と、英語での学位の表記を日本語での付記名称ごとに集計した結果を整理してウェブサイトでの公表の準備を整えた。さらに、平成29年度の付記名称の実態把握のための調査票を整え学位審査課と協同調査を進め、11月に全国の大学に対する調査依頼を行って平成30年1月までにおおむねの回収を終えた。また、平成27年度までの調査結果の蓄積をもとに付記名称の傾向を研究論文にまとめ、査読つき論文誌に投稿して採択された。

これと並行して、付記名称の情報と各大学のディプロマ・ポリシーの情報の整合性を検証するため、人間及びコンピュータによるマッチング機能に関する調査に着手した。この調査に基づき、研究開発部教員らが連名で、中間まとめの一部を、12月8日開催の電気学会システム研究会と同21日開催の機構の研究開発部研究会で発表した。平成30年2月には、試行調査に基づいて、1,079人を対象にオンラインで本調査を実施し、3月までに回答の分析に着手した。さらに3月には、コンピュータの学習能力を向上させた手法を、第45回知能システムシンポジウムにおいて発表した（③イにも記載）。

○ 事業関連説明会・研修会等

（説明会）

大学改革支援・学位授与機構で学士の学位取得をめざす方への説明会，平成30年2月4日，放送大学東京文京学習センター。

森 利枝 「学位取得のための単位の修得－考え方と方法－」

菊池和朗 「学修成果の作成および試験についての留意事項」

（研修会）

平成29年度学位審査会専門委員協議会，平成29年4月20日，大学改革支援・学位授与機構。

吉川裕美子「学位授与制度の概要（全体）」

森 利枝 「単位積み上げ型の学位授与と審査」

越 光男 「短期大学・高等専門学校専攻科の認定」

越 光男 「短期大学・高等専門学校専攻科に対する特例の適用認定と修了者への学位授与」

吉川裕美子「学位授与制度の概要（省庁大学校）」

六車正章 「省庁大学校の課程認定と学位授与」

○ 学術論文・学会発表等

（学術論文等）

高橋望，森利枝（2018）「学位に付記する専攻分野の名称の多様性の構造－平成27年度調査からみる現状と変動－」，『大学研究』，筑波大学大学研究センター（印刷中）。

（報告書等）

学位に付記する専攻分野の名称（平成29年6月27日公開）

平成28年度 学位に付記する専攻分野の名称一覧（学士・日本語）

http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/meishou/no9_13_H28meishou_bachelor.pdf

平成28年度 学位に付記する専攻分野の名称一覧（修士・日本語）

http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/meishou/no9_13_H28meishou_master.pdf

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

平成28年度 学位に付記する専攻分野の名称一覧（博士・日本語）

http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/meishou/no9_13_H28meishou_doctor.pdf

平成28年度 学位に付記する専攻分野の名称一覧（学士・英語）

http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/meishou/no9_13_2016data_fuki_Bachelor_English.pdf

平成28年度 学位に付記する専攻分野の名称一覧（修士・英語）

http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/meishou/no9_13_2016data_fuki_Master_English.pdf

平成28年度 学位に付記する専攻分野の名称一覧（博士・英語）

http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/meishou/no9_13_2016data_fuki_Doctor_English.pdf

平成29年度計画

7 調査研究

(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究

次の調査研究を行う。

③ 高等教育の質保証の確立に資する調査研究

ア 高等教育の質保証に係る情報の活用に関する研究

質保証を確立するための評価において必要とされる情報の収集・整理・分析・公表等の検討及び教育研究活動に関する指標の開発等、大学等における自己評価及び評価機関等による評価の活用に関する研究を行う。

実績・参考データ

大学ポートレートとその基盤情報としての大学情報のデータベースの開発及び運用支援を通じて、高等教育の質保証や大学評価等に有効な情報の活用に関する研究を行った。また、発展性のあるデータベースと情報処理システムの研究、機構の事業に対する情報技術による支援のための技術開発を行った。

大学ポートレートのための技術開発

大学情報の収集・分析・提供システム（大学ポートレートシステム）の改良に資する研究開発として、ポートレートの公表情報から様々な種類のデータを抽出する手法を開発し、ポートレートシステムの一般閲覧者が利用する「お気に入り機能」を融合して複数学部の公表内容を一覧表示するプロトタイプを作成した。ポートレートシステムの機能等の開発現状について、大学ポートレート（国際発信版）に関する説明会（平成29年8月）及び国立大学協会評価委員会（12月）において説明した。

大学情報の活用のための分析ツールの開発

各大学がプロフィールを把握し相対的位置の確認等により自らを特徴づける評価指標を探索するための支援システム（XU-Profiler）を機構内の研修で試用（平成29年4月）し、ユーザ登録機能を追加開発した上で、大学関係者に提供した（6月）。また、大学情報の活用を促進するための人材育成のために、初級者向けのExcel機能の簡易利用によるデータ分析方法を検討するとともに、その利用に有効なWebAPIを開発している。平成30年3月までに、支援システム（XU-Profiler）の拡張改良を行った（対象データの追加拡張（公立大学データ）、フィルタ機能の多様化と高度化、指標の設定方法の改良、システム応答の高速化等）。また、大学基本情報に対するパーソナルなビジネスインテリジェンスツールを利用した大学情報分析ツールを試作開発した（平成30年3月）。

大学情報のテキスト分析による情報活用ツールの研究開発として、大学ポートレートで公表されている各大学の3ポリシー間の一貫性のチェックを支援するため、いくつかの大学（学部）を対象に、3ポリシー間の類似度を計算・学習するプロトタイプ的な手法を電気学会システム研究会において発表した。

各大学から収集する大学情報データの信頼度を高めるための方法について検討を行った。平成28年度のデータ分析集及び入力データ集（平成22～27年度分）の修正依頼等の記

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

録を分析して、法人評価で使ったデータにおける修正依頼・内容の概況のまとめと今後のデータ収集についての提言を行った。

大学ポートレートのリニューアルシステム（大規模改修）及び国際発信版システムの設計開発、質保証ポータルサイトにおける開発環境の整備とプロトタイプ作成、ウェブサイトの改良支援を行った。開発済みの「大学ニュース」及び高等教育に関する質保証関係「用語集」のオンライン版ウェブサイトのメンテナンスを年間通して実施した。

大学の財務情報と質保証情報の連携活用に関する調査研究

大学の財務情報と質保証情報の連携に関する研究を開始し、財務情報の理解と集積（機構内外に存在する大学財務情報の把握・理解、及び財務情報の収集・蓄積）、大学財務指標の把握、学問分野やコードの整備を行っている。一般的な財務情報の表現言語（XBRL）を大学情報に対応するよう拡張を行い、今後の財務分析への利便性を向上させた。

○ 事業関連説明会・研修等

（説明会）

大学ポートレート（国際発信版）に関する説明会，平成29年8月28日，一橋講堂.

井田正明「大学ポートレート国際発信システムについての説明」

国立大学協会大学評価委員会，平成29年12月15日，学士会館.

井田正明「大学ポートレートについて」

○ 学術論文・学会発表等

（学術論文等）

水田健輔（2018）「国立大学法人の運営財源と人材育成・養成」，『日本労働研究雑誌』No.694，pp.48-61.

（学会発表等）

井田正明，高萩栄一郎（2017）「Web API を用いた社会科学系のデータ分析－財務分析を主な対象として－」，日本知能情報ファジィ学会第33回ファジィシステムシンポジウム講演論文集，pp.667-668.

井田正明，高萩栄一郎（2018）「社会科学系オープンデータとWeb APIを利用したプログラミング教育」，日本知能情報ファジィ学会第28回ソフトサイエンス・ワークショップ講演論文集，pp.65-66.

宮崎和光（2018）「Character-level CNNを用いたテキスト分類に関する一考察」，電気学会システム研究会，電気学会研究会資料，ST-18-017.

平成29年度計画

7 調査研究

(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究

次の調査研究を行う。

③ 高等教育の質保証の確立に資する調査研究

イ 大学等における教育研究の質保証及び質保証システムの構築に関する研究

我が国の大学等における教育研究の質保証に資するため、学位授与に至る教育課程の編成及び学習成果の評価手法等の在り方に関する調査研究を行うとともに、自律的な質保証活動を機能させるための多様な自己評価手法等に関する参照指針とそれに基づく人材育成及び能力開発のためのプログラムの研究開発を進める。

実績・参考データ

高等教育の質保証を確立するために、評価機関等による外部質保証の位置付けを明確にしつつ、大学等の内部質保証システムも含めて、自律的な質保証システムの構築に向けた検討を行うとともに、質保証のためのさまざまな手法について調査を行った。また、学習成果の評価手法を追究するとともに、3ポリシーの整合性と学位の付記名称の関係に関する研究を行った。

学習成果の評価手法の検討

特定の教科分野において、教科内容に即していかに具体的に学習成果を設定し、かつ個々の学習成果に適した教授学習法、評価法をいかに構想するかについて、歴史学を対象に、外部の研究協力者とともに研究会を開催して検討した。研究会は平成29年8月19日と9月11日に、ともに大阪大学で行った。学習成果の評価に関する理論的考察を深めるため、米国のインディアナポリス大学などで提唱・実行されている「専門分野の解読的理解」の手法について文献調査を進めた。研究協力者が、各自考案した新授業モデルの勤務先での試行の成果については、研究会合（平成30年3月10日、大阪大学で開催）で検討した。また、これまでの研究成果を踏まえて、コンピテンスに基礎を置く学習成果の重要性について、アジア太平洋質保証ネットワークAPQN総会（3月23日、ナグプール（インド）で開催）で発表した。

質保証人材の能力開発プログラムの開発・提供

内部質保証に不可欠なプログラム・レビューを大学の教育現場で実効的に実施するための手段として、教育プログラムの担当者の能力向上のために「プログラム・レビューのチェックリスト（仮題）」案を、ヨーロッパのENQA、アジアのAUN等の諸外国の例を参照に作成した。また、プログラム・レビュー等内部質保証と外部評価の関係を明確にするため、ドイツのシステム認証制度について、同認証報告書を軸に分析を進めた。さらに、プログラム・レビュー担当者が実務でそのまま使えるような諸文書の書式を「プログラム・レビューのツールボックス」として新たに「チェックリスト」に加えた。ここには、学生に対するアンケートや学習成果をプログラム全体として把握するマトリックスなどが含まれる。これらの成果は、平成29年11月14日の機構内研究会で発表した。また、ここまでの

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

研究成果をとりまとめて、大学の実務者向けに内部質保証の目的・作業等を分かりやすく解説した研修資料「大学の現場から見た内部質保証」を作成した。これによる発表を平成30年3月15日に奈良女子大学の研修会にて行い、さらに機構内の職員研修を3月19日に実施した。

3 ポリシーの整合性と学位の付記名称に関する研究

学位に付記する専攻分野の名称とディプロマ・ポリシーの間の整合性に関するアンケート調査の実施に向けて、平成29年8月までにオンライン調査プログラムの開発を完了すると共に約300件の試行調査を行った。この結果を9月12日開催の調査研究中間報告会で報告した。

これと並行して、付記名称の情報と各大学のディプロマ・ポリシーの情報の整合性を検証するため、人間及びコンピュータによるマッチング機能に関する調査に着手した。この調査に基づき、研究開発部教員らが連名で、中間まとめの一部を、平成29年12月8日開催の電気学会システム研究会と同21日開催の機構の研究開発部研究会で発表した。平成30年2月には、試行調査に基づいて、1,079人を対象にオンラインで本調査を実施し、3月までに回答の分析に着手した。さらに3月には、コンピュータの学習能力を向上させた手法を、第45回知能システムシンポジウムにおいて発表した（再掲）。

大学運営のモデル構築と情報の活用に関する研究

教育研究情報と財務情報連携による大学経営手法のフレーム検討WGに参画し、今後の大学改革支援の在り方を検討した。また、大学運営のモデル構築と各種情報の活用に関する研究として、大学運営のモデル化を検討した。さらに、大学内の管理資源の投入と教育成果の関係などを把握するために、大学に提供する分析ツールの設計を行った。ここでは、特に大学内部局の現状に鑑みて、分析に関する専門的能力を有しない一般の教職員が利用可能なツールとして、専門的知見を補完する機能に着目し、Microsoft PowerBIによるプロトタイプを開発した。

大学における民間的手法の実態に関する調査研究

大学における民間的手法の実態に関する調査研究を行い、その成果を日本評価学会で報告した（平成29年5月）。そこでは、「大学への民間的手法・発想の導入は有効に機能しているのか?」「機能するのはどのような場合か、機能していないならば、その原因は何か?」といった疑問に答えるべく、政策レビュー、政策文書に関する計量分析、及び高等教育機関の事例分析と分析フレームワークの構築といった手法で研究を進めた。本研究の成果は平成30年3月に報告書としてとりまとめて公表した。

○ 事業関連説明会・研修等

（研修会）

奈良女子大学研修会，平成30年3月15日，奈良女子大学．

竹中亨「内部質保証体制の構築に向けて」

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

大学改革支援・学位授与機構職員研修，平成30年3月19日，大学改革支援・学位授与機構.
竹中亨「大学の現場から見た内部質保証」

○ 研究会等

(研究会)

次世代歴史教育研究会，大阪大学文学研究科.

第1回 平成29年8月19日，第2回 平成29年9月11日，第3回 平成30年3月10日.

○ 学術論文・学会発表等

(学会発表等)

Toru TAKENAKA (2018) “Competence-based learning outcome: More effective QA and More International Harmonization,” APQN Annual Meeting, Nagpur 2018年3月23日.

宮崎和光，森利枝，高橋望 (2017)「ディプロマ・ポリシーと学位に付記する専攻分野の名称の整合性に関する研究－深層学習による接近－」，平成29年12月8日，電気学会システム研究会，電気学会研究会資料，ST 2017(74-78)，pp.23-28.

宮崎和光，高橋望，森利枝 (2018)「学習機能を利用したディプロマ・ポリシーマッチングテストの性能改善」，平成30年3月7日，第45回知能システムシンポジウム，6 ページ分.

田中弥生，飯間敏弘 (2017)「大学政策における民間的手法の意味と断層」，日本評価学会春季第14回大会，2017年5月20日，JICA地球ひろば，Proceedings，pp.111-116.

(報告書等)

大学改革支援・学位授与機構研究成果および平成27～29年度科学研究費補助金研究成果報告書『大学への民間的発想・手法導入の有効性の検証と自律的活用のための指針の開発』2018年，140頁. <https://www.niad.ac.jp/publication/tyousa/project.html>

平成29年度計画

7 調査研究

(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究

次の調査研究を行う。

③ 高等教育の質保証の確立に資する調査研究

ウ 高等教育の国際的な質保証と学位・単位の国際通用性に関する研究

質保証を伴う国際的な教育プログラムの在り方及び国内外で取得された学位及び単位の相互認証のための情報提供の在り方について調査研究を行い、大学等の支援のための仕組みを検討する。

実績・参考データ

質保証を伴う国際的な教育プログラムの在り方及び国内外で取得された学位及び単位の相互認証のための情報提供の在り方について調査研究を行い、大学等の支援のための仕組みの検討を行った。

国際的な共同学位プログラムの質保証の在り方の検討

国際的教育プログラム実施における内部質保証のために開発したチェックリストについて、2大学に対してヒアリングを行った。また、世界展開力強化事業の実績報告書（2011・2016）における「質の保証を伴った大学間交流の枠組形成に向けた取組活動」についてテキスト分析を行った。さらに、平成29年5月26日に、アジア太平洋質保証ネットワーク（APQN）年次会議（ロシア・モスクワ）で報告した。また、9月25日には、ヒアリング結果とテキスト分析結果を中心とした内容をASEAN質保証ネットワークセミナー（ラオス・パクセー）で報告した。9月以後には、これまでのテキスト分析と予備的なヒアリング調査の結果に基づいて立てた仮説を検証するための本ヒアリング調査を実施した。対象は世界展開力強化事業の全プログラム（平成28年度ヒアリング実施済のプログラム及びブラットフォーム事業を除く）であり、46大学（51プログラム）に対してヒアリングを実施した。これらの調査の結果を基に、チェックリストを有効に活用するための、大学における共同教育プログラムの質保証体制のあり方についての分析に着手した。また、海外の質保証機関（APQN、ENQAのメンバー68機関）を対象に、共同教育プログラムに関連する法律、質保証システム、及び質保証の在り方についての認識を把握することを目的に質問紙調査を実施し、11機関から回答を得て、分析に着手した。

さらに、東アジア各国の質保証制度とその実践につき相互理解を深めるために、平成29年8月27日に、中国・広州での東アジア質保証国際会議で報告を行うとともに、各国の状況に関する知見の獲得に努めた。

学生移動に伴い国内外の高等教育機関に必要な情報提供の在り方の検討

諸外国における国家資格枠組み（NQF）の近年の動向について調査した。また、フランスのNQFを事例として、日本高等教育学会大会で口頭発表を行った（平成29年5月27日）。この調査を基に、台湾教育部主催のフォーラムで講演を行い（5月5日）、国内で開催された国際会議において成果を発表した（10月19日）。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

さらに、学会の研究交流集会でフランスのNQFに関する研究結果の発表を行った（12月17日）。また、分野別コンピテンス育成をめぐるフランスのNQFの役割と機能について学会誌に研究論文を発表すると共に、フランス高等教育の質保証制度改革に関する調査結果を研究会誌に発表した。

あわせて、日本における外国学習履歴の情報提供と外国資格評価の需要に関する機構での既往の調査結果と新たな情報の収集・分析に基づいて、9月9日と12月7日に、それぞれ国内の大学関係者のセミナーで講演した。

加えて、フィリピンの中等教育の年限の延長に伴う高等教育政策の展開と我が国の大学及び大学院の入学資格への影響に関し調査、分析した結果を学会での英語セッションで発表すると共に研究ノートを取りまとめ、機構の学術誌に投稿し掲載された。

このほか、ノルウェーの質保証機関であるNasjonalt Organ for Kvalitet i Utdanningen: NOKUT (National Agency for Quality in Education) の求めに応じ、ノルウェーをはじめとする北欧諸国の高等教育関係者のためのセミナーで、我が国の高等教育システムと高等教育資格に関するレクチャーを行った（平成30年2月）。

機構の学位授与事業に関わる諸外国の学位・単位制度調査

外国での学習履歴を持つ学習者からの照会6件（韓国1件、イタリア1件、英国1件、中国1件、アメリカ1件、オーストラリア1件）に対して調査を行い、機構の学位授与制度への申請資格の有無を判断して、学位審査課を通じて本人に結果を通知した（再掲）。

○ 学術論文・学会発表等

（書籍等）

齋藤聖子（2017）「グローバル人材育成の質保証」、『グローバル人材教育とその質保証』，pp.142-151，ぎょうせい。

（学術論文等）

野田文香（2017）「フランスの高等教育における分野別コンピテンス育成をめぐる国家資格枠組み（NQF）の役割と機能」、『大学教育学会誌』39(2)，pp.76-84。

野田文香（2017）「フランスの高等教育における質保証制度改革」、『大学マネジメント』13(2)，pp.31-37。

森利枝（2018）「フィリピンの高等教育政策と国際通用性－2013年基礎教育拡大法のインパクト－」、『大学評価・学位研究』19号，pp.57-66。

（学会発表等）

Sounghee KIM, Kiyoko SAITO (2017) “Developing and Verifying a Checklist for Internal Quality Assurance of International Collaborative Programs in Asia”, Asia Pacific Quality Network Conference, Moscow, Russia, May 26, 2017.

Sounghee KIM, Kiyoko SAITO (2017) “A Case Study of Checklist for Internal Quality Assurance of International Collaborative Programs in Japan”, AQAN Seminar, Champasak Province, LAO PDR, September 25, 2017

Noda, A. (2017) “Quality Assurance of Japanese Higher Education: Trends and Challenges”. 台日高等教育改革フォーラム，台湾教育部，2017年5月5日，台湾大学。

野田文香（2017）「フランス高等教育における分野別コンピテンス基盤型アプローチ－国家資

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

格枠組み（NQF）の取組からー」，日本高等教育学会第20回大会，2017年5月27日，東北大学。

Noda, A. & Shibui, S. (2017) “Quality Assurance in University Student Learning”, The Asian Conference on Education 2017, Kobe Art Center, October 19, 2017, Kobe.

野田文香 (2017)「コンピテンスを基盤とした国家資格枠組み（NQF）に関する考察」，日本高等教育学会研究交流集会，筑波大学，2017年12月17日。

Rie MORI (2017) “Development of Quality Assurance of Higher Education in Japan: Inside and Outside the National Framework”, International Conference on Higher Education Quality Assurance in East Asia, University Town Center, Guangzhou, China, August 26, 2017.

森利枝 (2017)「日本における外国学習履歴の情報提供について」，IDE大学セミナー「大学のグローバルな高大接続戦略」，九州大学，2017年9月9日。

森利枝 (2017)「日本におけるFCEの需要」，東洋大学スーパーグローバル大学創成事業セミナー，東洋大学，2017年12月7日

Rie MORI (2017) “When to Swallow Global Standards: Secondary Education Reform and its Impact on Higher Education in the Philippines”. 日本教育社会学会第69回大会，一橋大学，2017年10月21日。

MORI, Rie (2018) “Japanese Education System and Japanese Qualifications”, The Japanese Education System for Higher Education, NOKUT, Oslo, Norway, February 28, 2018.

MORI, Rie (2018) “Japanese Accreditation and Quality Assurance System”, The Japanese Education System for Higher Education, NOKUT, Oslo, Norway, February 28, 2018.

MORI, Rie (2018) “Promoting Lifelong Learning: Degree Awarding by NIAD-QE”, The Japanese Education System for Higher Education, NOKUT, Oslo, Norway, February 28, 2018.

平成29年度計画

7 調査研究

(2) 調査研究の成果の活用及び評価

(1)で行った調査研究の成果について、次のとおり、機構の事業の改善に活用するとともに、社会に成果を提供する。

① 機構の事業への調査研究の成果の活用

大学評価及び学位授与の各事業の実施結果に対する実証的研究の成果を報告としてとりまとめて、事業の改善に活用する。また、その状況を、調査研究と事業を一体的に捉えた成果の活用状況として公表する。

実績・参考データ

研究開発部が中心となり事業担当部課と連携して実施し、その成果を直接、各事業に反映させた調査研究課題、及び成果を事業の改善に活用した事業の実施結果に対する実践的研究として、以下の事例が挙げられる。

① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究

《大学等の教育研究の評価の在り方に関する調査研究》

調査研究事業で開発した「教育の内部質保証に関するガイドライン」について、評価事業部と共同でワークショップを2回開催し、内部質保証の考え方を大学と共有した。また、ここで示されたモデルを踏まえて、第三サイクル認証評価基準が策定された。国立大学法人評価の検証については、その結果を平成30年3月に報告書として公表するとともに、2月には「中期目標期間における教育研究の状況の評価に係る意見交換会」を開催してその内容を大学に対して説明した。また、検証結果については、国立大学教育研究評価委員会においても報告しており、第三期法人評価を設計するための検討材料となっている。

《機構の実施する評価の有効性に関する検証》

機関別認証評価の検証については、平成28年度実施分について現状の検証方法により、評価企画課と協力して検証報告書2編を年度内に刊行した。また、分析結果を踏まえてアンケート調査項目の改訂を行い、評価支援課と協力して法科大学院認証評価の評価者に対してアンケート調査を実施した。

② 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

《機構の学位授与事業に関わる諸外国の学位・単位制度調査》

外国での学習履歴を持つ学習者からの照会6件（韓国1件、イタリア1件、英国1件、アメリカ1件、中国1件、オーストラリア1件）に対して調査を行い、機構の学位授与制度への申請資格の有無を判断して、学位審査課を通じて本人に結果を通知した。

《学位授与における新たな単位累積加算の在り方の検討》

平成27年度に開始された特例適用専攻科修了見込み者に対する学士の学位授与審査（新たな審査方式）について、専門委員が付した各申請者に対するコメントと特例適用専攻科

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

に対する学修総まとめ科目の実施状況に関するコメントを分析し、分析結果から特例適用専攻科に共通する問題点と、個別に早急に改善を要する問題点等を抽出し、早急に改善を要する問題点については、各専門委員会・部会及び学位審査会の審議を経て、当該特例適用専攻科に8月下旬に通知した。

《機構の学位取得者への調査と学位授与事業の検証》

平成28年度10月期及び平成29年度4月期の単位積み上げ型による学士の学位取得者（28年度10月期2,181名、29年度4月期257名）を対象に、通例（従来の審査方式）と特例（新たな審査方式）の双方について学位取得直後のアンケート調査を研究開発部と学位審査課が協働して実施し、その結果を分析して学位授与事業の改善に反映させるべき事項を抽出した。これらの検討とともに、学位審査会専門委員会の平成27年度退任委員（28名）及び平成28年度退任委員（30名）への自由記述によるアンケートを実施し、回答（32名）を整理した結果を研究開発部と学位審査課で検討した。

③ 高等教育の質保証の確立に資する調査研究

《大学ポートレートのための技術開発》

大学ポートレートシステムの公表情報から様々な種類のデータを抽出する手法を開発し、ポートレートシステムの一般閲覧者が利用する「お気に入り機能」を融合して複数学部の公表内容を一覧表示するプロトタイプを作成した。大学ポートレートセンター事務室と連携し、この成果を大学ポートレートシステムの改良（設計・開発）に反映させた。

《大学情報の活用のための分析ツールの開発》

大学情報の活用を促進するための評価指標探索支援システムを開発し、総務課と連携して機構内の研修で試用するとともに、機能を追加開発した上で、大学ポートレートセンター事務室と連携して大学関係者に提供した。また、評価支援課と連携し、各大学から収集する大学情報データの信頼度を高めるための方法について検討と今後のデータ収集についての提言を行った。さらに、大学ポートレートセンター事務室と連携し、大学ポートレートのリニューアルシステム（大規模改修）及び国際発信版システムの設計開発を行った。評価企画課と連携し、質保証ポータルサイトにおける開発環境の整備とプロトタイプ作成を行った。

《学習成果の評価手法の検討》

歴史学教育の分野を対象に、学習成果の評価手法に関する研究会を調査研究協力者と平成29年度に3回開催した。この調査研究の一環として行った、ヨーロッパ等の諸外国における歴史教育での学習成果について調査の成果の一部を、機構の内部質保証関連の研修教材に活用した。

《質保証人材の能力開発プログラムの開発・提供》

質保証人材開発プログラムの開発の成果として、平成30年3月に機構内部の職員研修において、内部質保証に関する講演を行い、それに続けてファシリテーターとしてワークショップを行った。また、奈良女子大学からの機構への要請にもとづき、同じく平成30年3月に同大学の研修に出講して、大学の現場の視点からの内部質保証について講演を行った。講演に続いて、同大学関係者と意見交換を行った。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

《学生移動に伴い国内外の高等教育機関に必要な情報提供の在り方の検討》

平成26年度より研究開発部と評価事業部の協働で遂行している、国内大学における外国での学習履歴と外国で修得した単位の認定業務（Foreign Credential Evaluation: FCE）の実態や課題及び欧州各国の情報センター（National Information Centre: NIC）に関する調査に基づき、機構の国際連携の検討に資することを企図してさらなるデータの分析と成果の公表を行った。

平成29年度計画

7 調査研究

(2) 調査研究の成果の活用及び評価

(1) で行った調査研究の成果について、次のとおり、機構の事業の改善に活用するとともに、社会に成果を提供する。

② 社会への調査研究の成果の提供

質保証のための評価システムに関する研究成果、学位授与の要件等の学位システムに関する研究成果及び国際通用性のある質保証に係る研究成果等を、社会及び高等教育関係者へ参照情報として提供する。また、定期的に開催する大学質保証フォーラム等を通じて、これらの成果の普及を図る。

実績・参考データ

調査研究の成果のうちで、社会及び高等教育関係者への参照情報として提供したものは、以下のような事例が挙げられる。

① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究

《大学等の教育研究の評価の在り方に関する調査研究》

内部質保証については、『IDE』や『大学評価・学位研究』などの高等教育関係者が読者である雑誌に論文を公表したとともに、高等教育質保証学会などで発表を行い、情報を提供した。国立大学法人評価の検証については報告書を公表し、法人評価が実際にどのように行われ、大学や評価者から適切なものと受け止められているのかが社会からも分かるような情報を提供した。

《機構の実施する評価の有効性に関する検証》

認証評価の検証については、検証報告書を例年どおりに公表し、認証評価の有効性が分かる情報を社会に提供した。また、現在の高等教育の質保証における重要テーマの一つである単位の質保証について、論文を発表し、高等教育関係者が参照できる情報を提供した。

② 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

《学位の構造・機能と学位制度の理論的基底に関する研究》

中央教育審議会大学分科会将来構想部会制度・教育改革ワーキンググループの依頼を受けて、生涯学習の推進の観点から機構の単位積み上げ型の学士の学位授与制度と社会人学士取得者の傾向等を説明し、機構の制度の意義と課題、及び大学での学修とリカレント教育について意見を発表した。

《学位に付記する専攻分野の名称に関する調査》

平成29年度時点で我が国の大学において授与されている学位に付記する専攻分野の名称に関して、研究開発部と学位審査課が協働して、平成29年10月から12月にかけて全国の国公私立大学を対象にオンライン調査を実施した。また平成28年度の調査結果に基づき、日本語での付記名称と英語による学位の表記に関して整理した結果を、平成29年6月にウェ

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

ウェブサイト上に公表して機構外からの閲覧に供した。

③ 高等教育の質保証の確立に資する調査研究

《大学ポートレートのための技術開発》

大学ポートレートシステムの機能等の開発現状について、大学ポートレート（国際発信版）に関する説明会（平成29年8月）及び国立大学協会評価委員会（12月）において説明した。

《大学情報の活用のための分析ツールの開発》

各大学がプロフィールを把握し相対的位置の確認等により自らを特徴づける評価指標を探索するための支援システム（XU-Profiler）を開発し、ユーザ登録機能を追加開発した上で大学関係者に提供した。

《質保証人材の能力開発プログラムの開発・提供》

奈良女子大学からの機構への要請にもとづき、平成30年3月に同大学の研修に出講して、大学の現場の視点からの内部質保証について講演を行った。講演に続いて、同大学関係者と意見交換を行った（再掲）。

《3ポリシーの整合性と学位の付記名称の関係に関する研究》

学位に付記する専攻分野の名称の情報と各大学のディプロマ・ポリシーの情報の整合性を検証するため、人間及びコンピュータによるマッチング機能に関する調査を行い、これら二者の整合的情報伝達能に関する分析結果を国内の学会等で公表し、付記名称及び3ポリシーの検討に資することを企図した。

《国際的な共同教育プログラムの質保証手法の開発》

国際的な共同教育プログラムの内部質保証のためのチェックリストの開発に着手し、その開発の背景及び経過について国外の学会等で報告した。

《学生移動に伴い国内外の高等教育機関に必要な情報提供の在り方の検討》

諸外国における国家資格枠組み（NQF）の近年の動向について調査し、その成果を国内外の学会等で発表した。また、国内大学における外国での学習履歴と外国で修得した単位の認定業務の実態や課題及び欧州各国の情報センター（NIC）に関する調査に基づき、国内大学のNICに対する認知の向上と政府による「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」への加入に資することを企図して、さらなるデータの分析と成果の公表を行った。

これらの個別課題によるもののほか、機構が社会へ公開する以下の会合で、調査研究の成果について情報提供を行った。

大学質保証フォーラム

「平成29年度大学質保証フォーラム 教員と職員－学生のための大学をつくる－」（シンポジウム）を平成29年8月7日に開催した。外国から2人の有識者を招へいし、英国・オーストラリア、及びアメリカの高等教育における教員と職員の関係と、大学の質保証の

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

在り方に関する基調講演の後、日本の大学関係者を交えてパネルディスカッションが行われた。教員と職員の質をいかに向上させ、両者が役割をどのように分担していくべきかについて活発な議論が交わされた。

さらに、調査研究に関わる以下の活動によって、社会における成果を公表した。

学術誌の発行等による調査研究の成果の提供

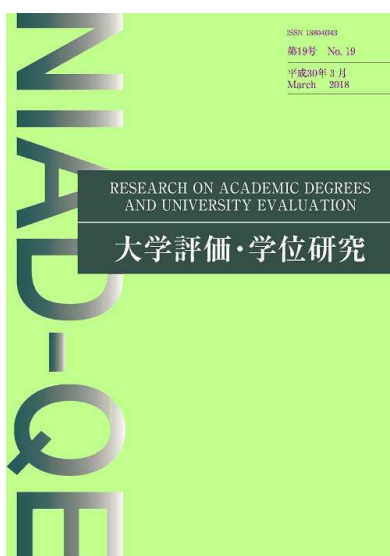
機構の研究成果刊行物編集委員会の下で、大学評価及び学位授与を中心として、それらに関連する高等教育の諸課題・諸理論についての論文、研究ノート・資料等を掲載発表する学術誌『大学評価・学位研究』第19号（平成30年3月）を刊行した。本号には、機構の研究開発部教員と国内の高等教育関係の研究者から投稿された論文1編、研究ノート・資料4編を収録した。

『大学評価・学位研究』第19号は、冊子体を関係高等教育機関等に配布するほか、ウェブサイト及び「大学改革支援・学位授与機構 学術情報リポジトリ」にも掲載し、研究成果の公表・提供を行った。

各研究者の研究業績等を、科学技術振興機構の「researchmap」サービス等を利用して社会に公表した。

- 学術誌「大学評価・学位研究」

<https://www.niad.ac.jp/publication/tyousa/gakujutsushi.html>



平成29年度計画

7 調査研究

(2) 調査研究の成果の活用及び評価

(1) で行った調査研究の成果について、次のとおり、機構の事業の改善に活用するとともに、社会に成果を提供する。

③ 調査研究の成果と実績の評価

基盤的研究及び実証的研究の研究成果を関連学協会等の学術論文誌及び機構で発行する学術誌『大学評価・学位研究』に査読を受けて公表する。また、各年度の各事業実施の検証等の結果及び事業によっては区切りとなる年度に当該期間の総括的な検証等の結果を高等教育関係者に報告する。さらに、各年度にシンポジウムを1回以上、研究会を3回以上開催し、調査研究の成果について議論を行う。これらを通じて、調査研究の実績を適切に評価して研究の質を確保するとともに、高等教育政策の動向に対応した調査研究の課題を不断に見直す。

実績・参考データ

関連学協会等の論文誌等に査読を受けて公表した学術論文等、関連学協会等の学会発表等、機構が発行した報告書等、及び研究会開催の状況、並びに事業関連説明会・研修等については、(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究の各項に具体的に記載している。それらの概要は以下のとおりである。

① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究

(学術論文等) 4編

(学会発表等) 16件 (うち国際会議等5件)

(報告書等) 3編

② 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

(学術論文等) 2編

(学会発表等) 1件

(報告書等) 6編

(研究会) 3回

③ 高等教育の質保証の確立に資する調査研究

(学術論文等) 5編

(学会発表等) 20件 (うち国際会議等10件)

(報告書等) 1編

(研究会) 3回

※学術誌の発行及びシンポジウムの開催については、「Ⅱ－7－(2)－② 社会への調査研究の成果の提供」に前掲。

その他

機構では、大学改革の成果と課題を明らかにし、大学による主体的取組を支援するとともに、これらの活動を社会に広く発信することで大学と社会の対話の契機とすることを目指し、平成28年度からの3年間、「大学と社会の対話を通して高等教育の発展を考える」を統一テーマとしてシンポジウムを開催することとしている。

第2回となる平成29年度は、平成29年12月1日に一橋講堂にて、「先導的取組を通して大学改革の成果と課題を考える 一人材とナレッジ」のテーマで開催し、高等教育関係者を中心に145人の参加があった。

プログラムの第1部においては、企業関係者による基調講演、及び企業における人材育成と学生に求められるナレッジ（知）についての事例紹介が行われた。第2部では、大学における人材育成の取組と教育について、国・私立の大学関係者による事例紹介が行われた。また、第3部では、第1部と第2部の事例紹介に基づくパネルディスカッションが行われ、後半には会場参加者からの質問も受けて活発な議論が交わされた。

大学改革支援・学位授与機構シンポジウム
**大学と社会の対話を通して
 高等教育の発展を考える**

第2回テーマ
**先導的取組を通して大学改革の成果と課題を考える
 一人材とナレッジ**

基調講演では、平成28年度からの3年間「大学と社会の対話を通して高等教育の発展を考える」を統一テーマとするシンポジウムを開催しています。
 第2回目である今回は、人材育成と大学の学位、学生に求められるナレッジ（知）という観点から、今後の大学改革の在り方を考えます。

第一部「社会が求める人材育成」
 基調講演 櫻本 孝之 日本アイ・ピー・エム株式会社 名誉相談役
 事例紹介 株式会社日立製作所
 三菱商事株式会社

第二部「大学における人材育成の取組、成果と課題」
 事例紹介 永本 智寿 東京工科大学 副学長（教育経営担当）
 石川 康 立教大学 教授兼学術部長 同学部長／立教大学リーダーシップ研究所 所長

第三部 パネルディスカッション
 事例紹介 豊田 雅博 サントリーホールディングス 取締役社長
 藤田 雅彦 大学改革支援・学位授与機構 理事
 吉武 博道（コーディネーター） 智教大学東京 学長／大学改革支援・学位授与機構 総務課長兼事務局長

日 時 平成29年12月1日（金）
 10:30～17:00 受付開始 10:00

場 所 一橋講堂
 東京都千代田区一ツ橋2-1-2

アクセス
 ●東京区内有線バス
 「有線」駅13出口 徒歩4分
 ●東京区内有線バス
 「有線」駅13出口 徒歩4分
 「有線」駅13出口 徒歩4分

申込方法
 ① http://www.niadao.jp/rj_kenkyukai/
 （大学改革支援・学位授与機構ホームページ）シンポジウム
 トップページ
 → シンポジウムををクリック
 ② 右のQRコードからアクセスできます

③ ページ下部の「お申し込みはこちら」をクリック
 ④ 入力フォームに必要事項を入力して送信
 ※ お申込みの受付人数は、本シンポジウム開催の定員に限りがあります。

お問い合わせ
 大学改革支援・学位授与機構 総務課長 吉武 博道
 電話：03-672-3071（直通）（受付時間：9:00～17:45）
 Eメール：toshimasa@niadao.jp



左：シンポジウムフライヤー
 右：パネルディスカッションの様子

Ⅲ～Ⅵ 財務内容の改善に関する事項 (中期目標Ⅳ)

1 予算の適正かつ効率的な執行

予算の執行に当たっては、自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な執行を図る。

また、内部統制の充実・強化を図るため、事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。

2 固定的経費の削減

効率的な運営を図る観点から、集約化やアウトソーシングの活用検討を行いつつ、管理業務の一層の効率化を進めること等により、固定的経費の節減を図る。

また、総人件費の見直しについては、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。

3 資産の有効活用

小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

自己評価の結果

中期計画・年度計画	評価	根 拠
Ⅳ 財務内容の改善に関する事項 （中期目標Ⅳ） 1 予算の適正かつ効率的な執行 予算の執行に当たっては、自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な執行を図る。 また、内部統制の充実・強化を図るため、事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。 2 固定的経費の削減 効率的な運営を図る観点から、集約化やアウトソーシングの活用検討を行いつつ、管理業務の一層の効率化を進めること等により、固定的経費の節減を図る。 また、総人件費の見直しについては、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。 3 資産の有効活用 小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。 Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり 4 人件費の効率化 総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。 Ⅳ 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額 82億円 2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。 Ⅴ 重要な財産の処分等に関する計画 小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。 Ⅵ 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。	B セグメント区分を設定し、業務別に執行状況を把握することにより、適切な予算配分等を行った。 内部監査等を通じて予算執行等の適正性を確認するとともに、より適正な会計処理を実施する体制を整備した。 固定的経費の削減の取組により、約△10,000千円の削減を実現した。 総人件費については、給与の改定及び退職手当減額支給措置等、国家公務員に準じた削減の取組を行っている。 また、役職員の報酬・給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、その検証結果や取組状況について公表した。 平成29年4月～平成30年3月31日の小平第二住宅の入居率は62.7%であり、売却等の措置の検討を行うとされる事態には至らなかった。 また、「国家公務員宿舎法施行令の一部を改正する政令」（平成28年1月22日政令第一四号）（財務省）の制定・交付に基づき、宿舎使用料については、国家公務員宿舎の見直し内容を踏まえ、平成28年4月1日付で宿舎料の見直しを行った。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。	

平成29年度計画（中期目標Ⅳ）

1 予算の適正かつ効率的な執行

予算の執行に当たっては、自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な執行を図る。

また、内部統制の充実・強化を図るため、事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。

2 固定的経費の削減

効率的な運営を図る観点から、集約化やアウトソーシングの活用検討を行いつつ、管理業務の一層の効率化を進めること等により、固定的経費の節減を図る。

また、総人件費の見直しについては、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。

実績・参考データ

予算の適正かつ効率的な執行

業務の説明責任の観点から、業務別に適正な予算管理を行うため、業務ごとのセグメント区分を設定し、セグメント情報を毎年開示している。

また、文部科学大臣に財務諸表等を提出するとともに、ウェブサイト（9月掲載）や官報掲載（10月掲載）により、内容を公表した。

【セグメント区分】

- ・教育研究活動等評価
 - 機関別認証評価
 - 分野別認証評価
 - 国立大学法人評価等
- ・国立大学施設支援
- ・学位授与
- ・質保証連携
- ・調査研究
- ・法人共通

【セグメント情報】

- ・事業費用
 - 事務費
 - 備品・消耗品費
 - 旅費交通費
 - 報酬・委託・手数料
 - 減価償却費
 - 給与及び賞与
 - 法定福利費
 - その他
 - 一般管理費
 - 財務費用
- ・事業収益
 - 運営費交付金収益
 - 補助金等収益
 - 手数料収入
 - 処分用資産賃貸収入
 - 処分用資産売却収入
 - 施設費交付金収益
 - 受取利息
 - 財務収益
- ・その他収入
- ・事業損益
- ・総資産
 - 流動資産
 - 固定資産
 - 有形固定資産
 - 建物
 - 構築物
 - 工具器具備品
 - 土地
 - その他の資産

監査の実施

内部監査については、「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構内部監査規則」に基づき、機構における業務、予算執行及び会計処理の適正を期すことを目的として、2月19日、20日、23日に定期監査を実施した。また、会計伝票、契約書類等の決裁書類の確認により、日常監査を行っており、業務の適切かつ効率的な執行を図っている。

監事監査については、企画調整会議、運営委員会、評議員会、自己点検・評価委員会などの諸会議に監事が出席し、監査室のバックアップ体制により、その会議の席上で意見聴取しながら監査を実施し、法人の長がリーダーシップを発揮できる環境整備、法人のミッションの役職員への周知徹底、組織全体で取り組むべき重要な課題（リスク）の把握・対応等を確認することで監査機能の充実を図っている。そのうちの会計監査に関しては、平

Ⅲ～Ⅵ 財務内容の改善に関する事項

成28事業年度の財務諸表等に対する意見聴取を会計監査人と連携し、平成29年6月30日に実施した。重点事項である調達等合理化計画の点検と業務に関する特定事項の監査については、契約監視委員会（第1回6月15日、第2回平成30年3月書面審議）において、平成28年度調達等合理化計画の自己評価及び平成29年度調達等合理化計画の策定の点検を行うとともに、平成28年10月より平成29年9月までの契約案件のうち随意契約、一者応札・応募を中心に8件の点検を行い、契約手続が適正に行われていることを確認した。また、業務に関する監査に関しては、機構の事務・事業のうち大学ポートレート事業について11月17日に関係部局からヒアリング等を実施し、内部統制の現状把握・課題への対応についての確認を行った。監事による監査を監査室が補助する体制を取っており、監事と内部監査部門が連携することで監査の実効性を確保し、監査機能の充実を図っている。

また、会計監査人による監査については、平成28年度から引き続き監査契約を締結し、財務の状況に関する監査を充実させ、より適正な会計処理を実施している。

固定的経費の削減状況

業務の質の向上を図りつつ、業務の効率化や経費の節減を目的として、以下のような取組等を通じて、効率的な運営を行うことにより、固定的経費の削減を進めている。

- ・ 小平本館～竹橋オフィス間通信回線に係る契約について複数年契約に見直し、契約金額を削減した。（△9,256千円）

※総人件費の見直しについては、「Ⅲ－4 人件費の効率化」に後掲。

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。） 、 収支計画及び資金計画

Ⅳ 短期借入金の限度額

Ⅴ 重要な財産の処分等に関する計画

Ⅵ 剰余金の使途

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。） 、 収支計画及び資金計画

- 1 予算 別紙1のとおり
- 2 収支計画 別紙2のとおり
- 3 資金計画 別紙3のとおり
- 4 人件費の効率化

総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。

Ⅳ 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額 82億円
- 2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。

Ⅴ 重要な財産の処分等に関する計画

小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

Ⅵ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。

自己評価の結果

中期計画・年度計画	評価	根拠
Ⅳ 財務内容の改善に関する事項 (中期目標Ⅳ) 1 予算の適正かつ効率的な執行 予算の執行に当たっては、自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な執行を図る。 また、内部統制の充実・強化を図るため、事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。 2 固定的経費の削減 効率的な運営を図る観点から、集約化やアウトソーシングの活用検討を行いつつ、管理業務の一層の効率化を進めること等により、固定的経費の節減を図る。 また、総人件費の見直しについては、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。 3 資産の有効活用 小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。 Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり 4 人件費の効率化 総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。 Ⅳ 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額 82億円 2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。 Ⅴ 重要な財産の処分等に関する計画 小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。 Ⅵ 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。	B	セグメント区分を設定し、業務別に執行状況を把握することにより、適切な予算配分等を行った。 内部監査等を通じて予算執行等の適正性を確認するとともに、より適正な会計処理を実施する体制を整備した。 固定的経費の削減の取組により、約△10,000千円の削減を実現した。 総人件費については、給与の改定及び退職手当減額支給措置等、国家公務員に準じた削減の取組を行っている。 また、役職員の報酬・給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、その検証結果や取組状況について公表した。 平成29年4月～平成29年3月31日の小平第二住宅の入居率は62.7%であり、売却等の措置の検討を行うとされる事態には至らなかった。 また、「国家公務員宿舎法施行令の一部を改正する政令」（平成28年1月22日政令第一四号）（財務省）の制定・交付に基づき、宿舎使用料については、国家公務員宿舎の見直し内容を踏まえ、平成28年4月1日付で宿舎料の見直しを行った。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。
		<課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。

平成29年度計画

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- 1 予算 別紙1のとおり
- 2 収支計画 別紙2のとおり
- 3 資金計画 別紙3のとおり
- 4 人件費の効率化

総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。

実績・参考データ

収入

○ 平成29年度収入状況

(単位：千円)

収入	予算額	決算額	差引増減額	備考
運営費交付金	1,760,712	1,760,712	0	
大学等認証評価手数料	130,583	142,366	11,783	
学位授与審査手数料	128,183	123,002	△5,181	
大学ポータル運営負担金収入	0	80,630	80,630	
寄附金等収入	0	2,000	2,000	
長期借入金等	60,100,000	67,567,425	7,467,425	
長期貸付金等回収金	73,041,561	73,041,561	0	
長期貸付金等受取利息	7,832,941	6,847,983	△984,959	
財産処分収入	2,010,000	2,010,000	0	
財産賃貸収入	129,600	115,951	△13,649	
財産処分収入納付金	111,020	1,575,933	1,464,913	
有価証券利息	0	0	0	
その他	10,580	17,564	6,984	
計	145,255,180	153,285,126	8,029,946	

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

Ⅲ～Ⅵ 財務内容の改善に関する事項

支出

○ 平成 29 年度支出状況

(単位：千円)

支出	予算額	決算額	差引増減額	備考
業務等経費	1,451,165	1,209,548	△241,617	
うち、人件費 (退職手当を除く)	800,660	798,493	△2,167	
うち、物件費	566,006	380,175	△185,831	
うち、退職手当	84,449	30,880	△53,619	
大学等評価経費	130,583	162,278	31,695	
学位授与審査経費	128,183	123,002	△5,181	
大学ポータル運営負担金支出	0	80,630	80,630	
寄附金支出	0	3,299	3,299	
一般管理費	320,127	418,393	98,266	
うち、人件費 (退職手当を除く)	159,594	284,555	124,961	
うち、物件費	160,533	133,839	△26,694	
うち、退職手当	0	0	0	
施設費貸付事業費	59,592,541	67,059,966	7,467,425	
施設費交付事業費	4,000,000	3,783,048	△216,952	
長期借入金等償還	73,549,020	73,549,020	0	
長期借入金等支払利息	7,753,695	6,6614,331	△1,139,363	
公租公課等	34,506	34,278	△229	
債券発行諸費	13,698	13,698	0	
債券利息	65,550	38,583	△26,967	
計	147,039,067	153,090,073	6,051,006	

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

収支計画

○ 平成 29 年度収支計画

(単位：千円)

区分	予算額	決算額	差引増減額
費用の部	14,451,886	12,969,712	△1,482,174
経常費用	14,451,886	12,969,712	△1,482,174
業務等経費	1,442,643	1,125,956	△316,687
大学等評価経費	128,076	214,988	86,912
学位授与審査経費	128,183	123,002	△5,181
大学ポータル運営負担金経費	0	80,630	80,630
国際化拠点整備事業費	0	0	0
寄附金経費	0	3,299	3,299
施設費交付事業費	4,000,000	3,783,048	△216,953
支払利息	7,638,479	6,432,589	△1,206
処分用資産売却原価	623,905	607,175	△16,730
その他の業務経費	34,506	599,026	564,520
一般管理費	317,551	428,892	△111,341
減価償却費	124,846	156,433	31,587
財務費用	13,698	13,701	3
臨時損失	0	0	0
固定資産除却損	0	0	0
収益の部	12,043,755	12,456,821	413,066
運営費交付金収益	1,760,712	1,619,048	△141,664
大学等認証評価手数料	130,583	142,366	11,783
学位授与審査手数料	128,183	123,002	△5,181
大学ポータル運営負担金収益	0	80,630	80,630
補助金等収益	0	0	0
寄附金収益	0	3,299	3,299
処分用資産賃貸収入	129,600	115,951	△13,649
処分用資産売却収入	2,010,000	2,010,000	0
施設費交付金収益	111,020	1,575,933	1,464,913
受取利息	7,651,836	6,626,193	△1,025,643
財務収益	0	198	198
資産見返物品受贈額戻入	5,045	7,071	2,026
資産見返運営費交付金戻入	106,196	135,675	29,479
資産見返寄附金戻入	0	82	82
雑収入	10,580	17,375	6,794
臨時利益	0	0	0
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	0	0
純損失	2,408,131	512,890	△1,895,241
大学改革支援・学位授与機構法第 18 条 積立金取崩額	2,408,131	542,531	△1,865,601
総利益	0	29,641	29,641

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

資金計画

○ 平成 29 年度資金計画

(単位：千円)

区分	予算額	決算額	差引増減額
資金支出	147,025,370	158,883,231	11,857,861
業務活動による支出	73,476,350	79,458,322	5,981,972
投資活動による支出	0	5,862,283	5,862,283
財務活動による支出	73,549,020	73,562,625	13,605
次年度への繰越金	0	14,549,707	14,549,707
資金収入	145,241,483	167,389,046	22,147,563
業務活動による収入	85,155,180	85,725,318	569,137
運営費交付金による収入	1,760,712	1,760,712	0
承継債務負担金債権の回収による収入	37,657,544	37,657,544	0
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	3,329,880	3,329,880	0
施設費貸付金の回収による収入	35,384,017	35,384,017	0
施設費貸付金に係る利息の受取額	4,503,061	3,518,103	△984,958
処分用資産の売却による収入	2,010,000	2,010,000	0
処分用資産の貸付による収入	129,600	115,951	△13,649
施設費交付金の納付による収入	111,020	1,575,933	1,464,913
利息及び配当金の受取額	0	189	189
その他の収入	269,346	372,990	103,644
投資活動による収入	0	14,110,000	14,110,000
財務活動による収入	60,086,302	67,553,727	7,467,425
前年度からの繰越金	0	6,043,892	6,043,892

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成29年度計画

Ⅳ 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額 82億円
- 2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。

実績・参考データ

短期借入金を必要とする事態は生じなかった。

平成29年度計画

V 重要な財産の処分等に関する計画

小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

実績・参考データ

平成29年4月～平成30年3月の小平第二住宅の入居率は62.7%であり、売却等の措置の検討を行うとされる事態には至らなかった。

■ 平成29年度計画

Ⅵ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。

■ 実績・参考データ

平成28年度決算において発生した利益のうち、一般勘定に係るものは積立金として、施設整備勘定に係るものは大学改革支援・学位授与機構法第18条積立金として整理した。

Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 方針

- ① 業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。
- ② 特に事務系職員には、専門的な能力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行い、各種研修へ延べ200名以上の職員を参加させる。

(2) 人員に係る指標

常勤職員数（期限付職員を除く。）については、適宜適切に、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。

自己評価の結果

年度計画	評価	根拠
1 人事に関する計画 (1) 方針 ① 業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。 ② 特に事務系職員には、専門的な能力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行い、各種研修へ延べ200名以上の職員を参加させる。 (2) 人員に係る指標 常勤職員数（期限付職員を除く。）については、適宜適切に、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。	B	人員の適正配置を実施した。 また、人事交流により幅広い人事の確保を図りつつ、業務の継続性にも配慮した。 さらに、研修の実施により事務系職員の能力向上を図った。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。
		<課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。

平成29年度計画

1 人事に関する計画

(1) 方針

- ① 業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。
- ② 特に事務系職員には、専門的な能力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行い、各種研修へ延べ200名以上の職員を参加させる。

(2) 人員に係る指標

常勤職員数（期限付職員を除く。）については、適宜適切に、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。

実績・参考データ

柔軟な組織体制の構築

教職員人事については、平成29年度の業務量の増減等を踏まえて、適切な人員配置を以下のとおり行った。

平成29年度は、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況の評価の業務量が大幅に減少したため、評価事業部評価企画課国立大学評価室を廃止した。これに伴い増員期間が終わり、国立大学評価室43人のうち34人を減員し、残り9人は、引き続き当該評価に関する業務等を行う必要があるため評価企画課に配置した。

また、情報業務の効率化、危機管理やマネジメント機能等の強化を図るため、総務企画課に情報企画支援室を設置し、室長（総務企画課長が兼務）その他職員5人（他の業務との兼務者1人含む）配置した。

教員人事については、機構における大学評価、学位授与及び質保証連携の各事業に携わるため、平成29年4月に1人、平成30年2月に1人の専任教員（教授2人）を採用した。

人事交流による幅広い人材の確保

他機関との人事交流は、課長以上を除くすべての役職段階の職について41機関（51人）と実施し、組織の活性化と機構の業務に即応できる人材を確保した。

実践的研修の実施、専門的研修事業の活用

機構において実践的研修を実施するとともに、外部機関が実施している専門的研修に事務系職員を積極的に参加させ、業務遂行に必要な職員の資質及び能力の向上を図った。

① 実践的研修等（機構実施）

- ・ 大学等の質保証に関する機構職員研修（全職員を対象に平成29年7月、平成30年3月に実施。それぞれ50人、22人参加。）

- ・ パソコン研修（全職員を対象に、総務省主催情報システム統一研修のCD-ROMを利用したeラーニングを四半期毎に実施。延べ38人参加）
 - ・ 英語研修（原則として採用後3年以下のプロパー職員を対象に能力別にクラス分けを行い、平成29年6月から平成30年1月にかけて実施。23人受講）
 - ・ メンタルヘルス研修（セルフケア・ラインケア）研修（セルフケア＝全職員、ラインケア＝教授及び係長以上の事務系職員を対象に平成29年9月に実施。延べ91人参加）
 - ・ ハラスメント研修（全職員を対象に平成29年6月に実施。39人参加）
- ② 専門的研修等（外部機関実施）
放送大学の活用並びに情報システム、会計、人事及び知的財産等に関する研修等に参加（25件の研修、セミナー等に延べ52人参加）
- ③ 文部科学省関係機関職員行政実務研修（平成29年4月から平成30年3月末まで事務系職員2人派遣）
- ④ 海外派遣研修（事務系職員1人を平成29年9月から11月まで、オーストラリアへ派遣。Education Firstシドニー校にて語学研修及び実務研修を行った）
- ⑤ 事務系職員の研修等助成（事務系職員が自主的に行う研修及び資格取得に係る経費を一部助成。4人に助成額を支給）

職員数の適正化

業務量の変動に応じた職員数の確保に努めつつ、各課・室の組織目標で業務効率化を掲げ、必要に応じ業務内容等の精査を行っている。

平成29年度期初の常勤職員数 148人

平成29年度期末の常勤職員数 147人

業務の継続性等を勘案し、国立大学法人等職員採用試験合格者から4月に1人を採用した。

＜参 考＞

- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の中期目標
- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の中期計画
- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の年度計画（平成 29 年度）

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の中期目標

(序文)

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条の規定により、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

(前文)

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、高等教育の発展に資する業務の公共的重要性に鑑み、業務の公正かつ能率的、効果的な運営を基本方針として、以下の業務を総合的に行うことにより、大学等（大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関をいう。）の教育研究水準の向上を図るとともに、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）の教育研究環境の整備充実を図り、併せて、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目標とする。

- (1) 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について、評価を行い、その結果について、当該大学等及び設置者に提供し、並びに公表すること。
- (2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行うこと。
- (3) 国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付を行うこと。
- (4) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により、学位を授与すること。
- (5) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。
- (6) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

中期目標の期間において、機構は、我が国の認証評価制度全体の改善に資するために、国際的な動向等を踏まえた効果的・効率的な評価方法の開発等とその実証を通じた評価の改善サイクルの構築、民間認証評価機関や大学等への専門的知見の提供等の取組を通じて、先導的役割を果たすことが求められる。

また、機構は、国立大学法人等の施設整備等に必要な資金の多様かつ安定的な財源確保を行う観点から、貸付け及び交付等の融資等業務（施設費貸付事業、施設費交付事業、承継債務償還業務及び旧特定学校財産の管理処分並びにこれらに密接に関連する業務）と、これらに密接に関連する調査、分析、助言等を総合的に行うことにより、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を図り、もって国立大学法人等の教育研究の一層の振興を図る役割を果たしていく必要がある。

さらに、機構は、我が国において大学以外で学位を授与することができる唯一の機関として、多様化する学習者に対して学位取得の機会を提供することにより、我が国の教育システムの生涯学習体系への移行及び高等

教育機関の国際通用性を伴った多様な発展に寄与していくことが求められる。

併せて、グローバル社会に対応した大学等の国際化の促進が求められる中、我が国の高等教育の質保証機関として、機構の国際的な役割の重要性が高まっている。機構が、高等教育の質保証に関する調査研究や大学等における質保証の支援、国内外の質保証機関等との連携を通じた活動を推進し、我が国の高等教育の国際通用性の向上に資することを期待する。

機構が、これまでの評価及び財務・経営情報に関する知見を活かしつつ、教育研究活動の評価及び施設費貸付事業それぞれの質の向上を図るなど、法人統合の効果を十分に発揮し、このような役割を果たすことにより、大学等の教育研究活動面と経営面の改革を支援するため、機構の中期目標を以下のとおりとする。

I 中期目標の期間

機構の第3期の中期目標の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とする。

II 業務運営の効率化に関する事項

運営費交付金を充当して行う事業については、業務の質の向上を図りつつ、既存経費の見直し、効率化を進める。また、法人統合により役員4名の削減及び管理部門の統合による事務の合理化を図っているところであるが、今後も、法人統合のメリットを最大限に生かしつつ、業務の効率化を図る。

- (1) 一般管理費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上を削減するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。

また、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

なお、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。

- (2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価の実施等に伴う事務・事業の業務量の変動に対応して、組織の見直しを図る。

- (3) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）により決定された「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、適正化を推進する。

- (4) 業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、政府の方針を踏まえ、必要に応じて情報システム環境の見直しを図る。

- (5) 機構長のリーダーシップの下、新たな業務体制における内部統制の仕組みを整備するとともに、機構長をはじめとした関係職員で構成する企画調整会議を毎月開催し、機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を図るなど適切な業務運営と内部統制の充実・強化を図り、必要に応じて見直しを行う。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 総合的事項

(1) 機構の高等教育の発展に資するという業務の性格に鑑み、幅広く大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営を行うため、会議における外部有識者（大学関係者及び有識者）の割合を80%以上とする。

(2) 機構の業務運営及び事業について、効果的かつ効率的に推進するために、PDCA（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善））サイクルを構築することを目的とし、自己点検・評価委員会を年に3回以上開催する。

また、本中期目標期間中に業務等に関する自己点検・評価の結果についての外部検証を行い、その結果に基づき、業務の見直しを図る。なお、調査研究については、その成果及び活用状況等について高等教育関係者による評価を受ける。

2 教育研究活動等の評価

我が国の評価機関が国際通用性のある質の高い評価を行えるよう、認証評価制度全体の改善に資するため、評価に関する調査研究や国内外の質保証機関との連携等により得られた知見を活用して新たな評価方法の開発等を行い、その実証を通じて、継続的に評価の進化を図るためのサイクルを構築する。こうした取組を推進し、民間認証評価機関や大学等への専門的知見の積極的提供を図るため、認証評価機関連絡協議会を年間2回以上開催するなど、先導的役割に特化することとする。

さらに、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究水準の向上に資するため、調査研究等の成果を活用し、評価を行う。

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

① 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等

現行の評価制度の枠組みによらない取組として、毎年度、大学等の希望に応じ、大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等を実施する。これにより、評価の選択肢の拡充や、先進的な評価手法の開発等に資する。

② 大学、高等専門学校又は専門職大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

毎年度、大学又は高等専門学校の求めに応じて、その教育研究等の総合的状況に関する評価又は専門職大学院の教育研究活動の状況に係る評価を適切に実施し、その結果を当該大学等に提供し、教育研究活動等の質を保証するとともに、その改善に資する。併せて当該大学等の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう、毎年度、評価結果を公表する。

なお、民間認証評価機関が評価を実施することが可能な教育機関の数や評価を受ける教育機関への影響を考慮しつつ、機構自らが実施する認証評価について、本中期目標期間中にその数を段階的に削減し将来的な廃止を含めた在り方を検討する。また、法科大学院に係る評価については、政府における法曹養成制度改革

の動向を踏まえ、本中期目標期間中に当該評価に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減することとする。

（２）国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価

文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請に基づいて、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の質の向上と個性の伸長に資するとともに、社会に対する説明責任を果たすことを実施方針とし、国立大学法人及び大学共同利用機関法人 90 法人の教育研究の状況についての評価を適切に実施する。

３ 施設費貸付事業及び施設費交付事業

国立大学法人等の健全かつ安定的な運営のため、機構は、我が国の高等教育及び学術研究の中心的な役割を果たしている国立大学法人等における教育研究環境の整備充実と財務及び経営の改善を図ることにより、国立大学法人等が、より一層、活性化及び発展し、社会に貢献できるよう支援することを基本とする。

国立大学法人等の施設は、独創的・先端的な学術研究や創造性豊かな人材育成のための活動基盤であって、質の高い、安全な教育研究環境の確保が求められていることから、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等の施設整備等を多様な財源により安定的に実施し、教育研究環境の整備充実を図るため、機構において、文部科学省の策定する方針に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付を行う。また、訪問調査を年に５回以上実施することにより、事業が適切に機能しているかを確認する。

なお、事業の実施にあたっては、法令等を遵守し、国立大学法人等と密接な連携を図りつつ、円滑な業務の推進に努める。

- （１）施設費貸付事業については、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、教育研究環境の整備充実のため、毎年度、長期借入金等を財源として土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行う。特に、大学附属病院については、近年の社会情勢や医療構造の変化に対応すべく教育・研究・診療等の機能を確実に提供することが求められていることから、これらを十分に踏まえた資金の貸付けを実施する。

それに際しては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善にも資するよう、効率的な資金の調達を実施するとともに、国立大学法人等の収支状況等に即した精度の高い審査を実施し、債権の確実な償還に努め、債権を確実に回収する。

- （２）施設費交付事業については、毎年度、国立大学法人等に対し、教育研究環境の整備充実のため、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付を行う。

なお、中長期的視点からその在り方及び財源の確保について検討を行い、本中期目標期間中に一定の結論を得る。

４ 国から承継した財産等の処理

- （１）国から承継した旧国立学校設置法第９条の５第１号に規定する特定学校財産の処分については、公用・公共用優先の原則等を勘案しながら、処分の予定時期等を定めた計画を策定し、毎年度その進捗状況を明

確にする。

- (2) 国立大学法人法附則第 12 条第 1 項の規定により国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。

5 学位授与

我が国の教育システムの生涯学習体系への移行及び高等教育機関の国際通用性を伴った多様な発展等に寄与するため、大学による学位授与の原則を踏まえつつ、高等教育の段階の様々な学習の成果を評価し、大学の卒業者又は大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与する。また、学位授与事業に関する情報発信のための説明会を毎年度 3 回開催する。なお、学位授与事業の実施に当たっては、調査研究の成果を活用する。

また、事業全体について効率化及び合理化を図るとともに、学位審査手数料の引上げにより、中期目標期間終了時までには運営費交付金の負担割合を概ね 5 割程度に下げることとする。なお、省庁大学校修了者に対する学位授与については、引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡させることとする。

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

単位積み上げ型による学士の学位授与については、審査により学士の水準を有していると認められる者に対して学士の学位を授与する。

また、短期大学及び高等専門学校の特攻科の申し出に基づき、学校教育法第 104 条第 4 項第 1 号に規定する文部科学大臣の定める学習として、特攻科の教育内容等が大学教育に相当する水準を有しているか審査を行い、機構が定める要件を満たすものについて認定することにより、当該特攻科で修得した単位が大学で修得した単位と同等であることを保証し、機構が授与する学位の水準を確保する。

機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の特攻科修了見込み者に対する審査については、学位の審査と授与を円滑に行うため、新たな審査方式を導入する。

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

学校教育法第 104 条第 4 項第 2 号に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申し出に基づき、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているか審査を行い、認定することにより、当該課程が大学又は大学院の水準と同等であることを保証し、機構が授与する学位の水準を確保する。また、省庁大学校の課程を修了し、学位授与申請を行う者に対しては、審査により、学士、修士又は博士の学位の水準を有していると認められる者にそれぞれの学位を授与する。

(3) 学位授与事業についての広報

単位積み上げ型の学位授与に申請を希望する学習者に対して有用な情報を提供するとともに、学位授与事業に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進や申請者の拡大に資する。

6 質保証連携

我が国の高等教育の発展に資するため、大学等と連携し、大学等における質保証を支援する。また、国内外の質保証機関と連携し、研修会等を毎年度5回以上実施するなど、我が国の評価制度全体の改善と高等教育への国際的な信頼性を高めるための活動を行う。

なお、これらの事業実施に当たっては、調査研究の成果を活用する。

(1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組

① 大学等に関する情報の収集、整理及び提供

大学等における評価活動や教育研究活動等の改善に役立てるとともに、機構が行う評価の改善・向上に活用するため、諸外国の質保証の動向等についてウェブサイト等により情報提供を行うなど、大学等の教育研究活動等の状況に係る情報の収集、整理及び提供を行う。この際、国際連携ウェブサイトの年間アクセス数を16万件以上を目指す。

また、学習機会の多様化や生涯学習の展開が進む社会の状況を踏まえて、各種の学習に関する情報及び学位授与状況等の情報の収集、整理、提供を行う。

これらの業務の一環として、データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表の仕組みとしての大学ポートレートを、日本私立学校振興・共済事業団と連携して、運用する。大学ポートレートでは、大学の機能・特色に応じた多様な情報を国内外の様々な者に提供することにより、社会において実態に即した大学像の共有が図られるように努める。当該目標を達成するため、毎年度、大学ポートレートへの大学の参加状況や利用者の利用状況等の把握・分析等を行い、その改善に取り組むものとする。

② 質保証人材育成

大学及び評価機関等の質保証に係る活動を実効性のあるものとするため、大学等の担当者に対する研修を毎年度実施するなど、質保証に関わる人材の能力向上に資する活動を行う。

(2) 国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組

我が国の高等教育に係る国際的な信頼性を高めるため、国内外の質保証機関や評価機関等と連携し、国際的な質保証活動に参画するとともに、多様化する高等教育の質の向上及び質保証に資する活動を行う。

7 調査研究

我が国の大学等の教育研究について、国際通用性を踏まえた質の保証や向上に向けた環境を整備するための調査研究を行い、調査研究の成果を機構の事業に活用するとともに、シンポジウム及び研究会等を開催し、その成果の活用・普及を図る。その際、認証評価に係る調査研究について、機構が先導的役割を担うためのものに限定することとする。調査研究の実施に当たっては、社会的要請の高い課題に取り組む。なお、調査研究業務の実施に当たっては、経費の削減及び業務の効率化に配慮して実施することとする。

(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究

次の調査研究を行う。

① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究

我が国の大学等が質の確保及び教育研究活動等の社会への説明責任を果たすことを支援するため、国際通用性のある質の高い評価システムの在り方に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する大学等の評価を実証的に検証し、本中期目標期間中に上記の調査研究に係る成果等を公表する。

② 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

学位の質の確保及び多様な学習機会への社会の要請に応えるため、学位授与の要件となる学習の成果の評価に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する学位授与を実証的に検証し、本中期目標期間中に上記の調査研究に係る成果を公表する。

③ 高等教育の質保証の確立に資する調査研究

高等教育の質保証に係る情報の活用、大学等における質保証システムの構築及び国際的な質保証と学位・単位の通用性に関する調査研究を行い、本中期目標期間中に上記の調査研究に係る成果を公表する。

(2) 調査研究の成果の活用及び評価

(1)で行った調査研究の成果について、次のとおり、機構の事業の改善に活用するとともに、毎年度、4回以上、シンポジウム及び研究会等を開催することにより、調査研究の成果の普及を図る。

① 機構の事業への調査研究の成果の活用

大学評価及び学位授与の各事業の実施結果を適切な手法を用いて分析して実証的研究の報告としてとりまとめ、評価手法の開発、新たな学位審査方式の導入等の事業の改善に活用するとともに、その活用状況を報告・公表する。

② 社会への調査研究の成果の提供

我が国の高等教育政策の動向に対応した調査研究の成果等を、シンポジウム及び研究会等の開催等により、毎年度、社会及び高等教育関係者へ提供し、調査研究の成果を普及させる。

③ 調査研究の成果と実績の評価

調査研究の成果を学術論文として公表するほか、機構における事業実施の検証等の結果を高等教育関係者に報告することにより、調査研究の実績を適切に評価し、研究の質を確保する方策をとる。

IV 財務内容の改善に関する事項

1 予算の適正かつ効率的な執行

予算の執行に当たっては、自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な執行を図る。

また、内部統制の充実・強化を図るため、事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。

2 固定的経費の削減

効率的な運営を図る観点から、集約化やアウトソーシングの活用検討を行いつつ、管理業務の一層の効率化を進めること等により、固定的経費の節減を図る。

また、総人件費の見直しについては、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。
給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。

3 資産の有効活用

小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

V その他業務運営に関する重要事項

1 事業の適切な実施に当たり、職員の幅広い人材確保と資質の向上を図る。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の中期計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定により、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

運営費交付金を充当して行う事業については、業務の質の向上を図りつつ、既存経費の見直し、効率化を進める。また、法人統合により役員4名の削減及び管理部門の統合による事務の合理化を図っているところであるが、今後も、法人統合のメリットを最大限に生かしつつ、業務の効率化を図る。

- （１）一般管理費（退職手当を除く）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき３％以上を削減するほか、その他の事業費（退職手当を除く）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき１％以上の業務の効率化を図る。

また、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

なお、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。

- （２）国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価の実施等の各事業の業務量の変動に伴い、必要に応じて組織の見直しを行うとともに、人員の適正配置を実施する。その際、管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などにより、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討する。

- （３）契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）により決定された「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、適正化を推進するため、機構が策定する「調達等合理化計画」に沿って、取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。

- （４）業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、政府の方針を踏まえ、必要に応じて情報システム環境の見直しを図るとともに、事務情報化を推進し、事務処理のより一層の効率化を図る。

- （５）機構長のリーダーシップの下、新たな業務体制における内部統制の仕組みを整備するとともに、適切な業務運営を行うため、リスクマネジメント体制の整備、企画調整会議の毎月の開催等による組織にとって重要な情報の把握及び機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を行い、内部統制の充実・強化を図り必要に応じて見直しを行う。また、監事による監査や会計監査人による法定監査により、機構の業務運営全般について厳格なチェックを行う。

- （６）予算の執行に当たっては、自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効

率的な執行を図る。

また、内部統制の充実・強化を図るため、事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 総合的事項

(1) 大学関係者及び有識者等の参画を得て業務運営を行うため、会議における外部有識者（大学関係者及び有識者）の割合を80%以上とする。なお、評価事業及び学位授与事業の実施に当たっては、評価担当者や審査委員となる外部の学識経験者について負担の軽減を図りつつ、計画的な確保を行う。

(2) 機構の業務運営及び事業について、効果的、効率的に推進するために、自己点検・評価委員会を年に3回以上開催し、達成目標、実施体制を明確に設定した上で、その推進を図るとともに、進捗状況のフォローアップを適時、適切に行い、これらに関する自己点検・評価を実施して、その結果に基づき業務等の見直しを図る。

また、次期中期目標期間における業務の改善に資する観点から、本中期目標期間中に、外部検証委員会において、自己点検・評価の結果についての検証等を実施し、その結果に基づき、業務の見直し・改善を図る。

なお、調査研究については、その成果及び活用状況等について高等教育関係者による評価を受ける。

2 教育研究活動等の評価

我が国の評価機関が国際通用性のある質の高い評価を行えるよう、評価に関する調査研究や国内外の質保証機関との連携等により得られた知見を活用し、大学等（大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関をいう。）の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価、及び、大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価を行う。また、民間認証評価機関や大学等に専門的知見の提供等を積極的に行うため、認証評価機関連絡協議会を年間2回以上開催する。これらの取組を推進することにより、認証評価全体の改善に資するための先導的役割に特化する。

さらに、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究水準の向上に資するため、文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請に基づき、調査研究等の成果を活用し、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間における教育研究の状況について評価を行う。

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

① 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等

ア 毎年度、大学等の希望に応じて、研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況等について、それぞれ機構が定める評価基準に従って選択評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。

イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、毎年度、評価担当者の研修を実施する。

ウ 本中期目標期間中に、機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。

エ 評価の国際通用性や高等教育政策上の要請を踏まえた評価システムを構築するため、本中期目標期間中に評価に関する調査研究の成果を反映した新たな評価基準等の策定に向けた検討を行う。

② 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

ア 毎年度、大学、高等専門学校及び法科大学院の求めに応じて、機構が定める評価基準に従って大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学、高等専門学校及び法科大学院に通知するとともに公表する。

イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、毎年度、評価担当者の研修を実施する。

ウ 本中期目標期間中に、機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。

エ 民間認証評価機関が評価を実施することが可能な教育機関の数や評価を受ける教育機関への影響を考慮しつつ、機構自らが実施する認証評価について、本中期目標期間中にその数を段階的に削減し将来的な廃止を含めた在り方を検討する。

オ 認証評価制度全体の改善に資するための先導的な取組に関する部分を除き、原則として手数料収入で必要な経費を賄うよう、合理化・効率化を図る。

カ 法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえ、本中期目標期間中に当該評価に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減する。

(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価

ア 国立大学法人及び大学共同利用機関法人90法人の第2期中期目標期間における教育研究の状況について、評価を行い、評価結果について、文部科学省国立大学法人評価委員会に提出するとともに、社会に公表する。

イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう、評価体制等を構築し、大学の教育情報に係るデータベースを活用するとともに、評価担当者の研修を実施する。

ウ 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間における教育研究の状況の評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うこと等により検証し、第3期の評価に向けた評価方法を改善するための検討を行う。

3 施設費貸付事業及び施設費交付事業

国立大学法人等の施設は、独創的・先端的な学術研究や創造性豊かな人材育成のための活動基盤であって、質の高い、安全な教育研究環境の確保が求められていることから、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等の施設整備等を多様な財源により安定的に実施し、教育研究環境の整備充実を図るため、文部科学省の策定する方針に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付を行う。

なお、事業の実施にあたっては、法令等を遵守し、国立大学法人等と密接な連携を図りつつ、円滑な業務実施に努める。

(1) 施設費貸付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、大学附属病院の施設整備及び国立大学の移転による整備等に必要な資金として貸付けを行う。

- ② 貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ又は債券発行により資金の調達を行う。その際、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。
- ③ 貸付けの審査に当たって、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。
また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。
なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。
- ④ 貸付事業に係る債権について確実に回収し、長期借入金債務等の償還を確実に行うため、年間5箇所以上の貸付先訪問調査を実施する。
- ⑤ 民間資金の調達にあたり、IR活動として年間5箇所以上の投資家を訪問し、説明及び情報発信を行う。
- ⑥ 機構が蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うための調査、分析を行う。

(2) 施設費交付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国から承継した旧特定学校財産を処分することで得られる収入、各国立大学法人等からの財産処分収入の一定部分の納付金等の財源により、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。
- ② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図るため、年間5箇所以上の交付先訪問調査を実施する。
- ③ 交付事業財源の確保について、文部科学省及び国立大学法人等の関係機関との連携を図るとともに、外部有識者、専門家の協力を得る等により本中期計画期間中に具体的な検討を行い、一定の結論を得る。

4 国から承継した財産等の処理

(1) 旧特定学校財産の管理処分

国から承継した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地については、施設費交付事業等の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し国立新美術館用地として貸与しつつ、売却を進める。

なお、処分の予定時期等の計画については、年度計画において策定することとし、毎年度その進捗状況を明確にする。

(2) 承継債務償還

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。

5 学位授与

我が国の教育システムの生涯学習体系への移行及び高等教育機関の国際通用性を伴った多様な発展等に寄与するため、大学による学位授与の原則を踏まえつつ、高等教育の段階の様々な学習の成果を評価し、大学の卒業者又は大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与する。なお、学位授与事業の実施に当たっては、調査研究の成果を活用する。

さらに、事業全体について効率化及び合理化を図るとともに、学位審査手数料の引上げにより、中期目標期間終了時までには運営費交付金の負担割合を概ね5割程度に下げる。また、省庁大学校修了者に対する学位授与については、引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡させる。

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

- ① 単位積み上げ型による学士の学位授与については、申請者に係る修得単位の審査並びに学修成果についての審査及び試験等を行い、各専攻分野の学士の水準を有していると認められる者に対して、申請後6月以内に学士の学位を授与する。
また、引き続き、インターネットを利用した電子申請の推進、不合格者に対する個別理由の通知など、利便性向上の取組を推進する。
- ② 短期大学及び高等専門学校の特攻科の認定申出に基づき、大学教育に相当する水準を有しているか審査を行い、基準を満たす専攻科については認定するとともに、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。
- ③ 機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の特攻科の修了見込み者に対する審査については、学位の質を担保しつつ、円滑な学位の審査と授与を行うための新たな審査方式を平成27年度中に導入する。

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

- ① 省庁大学校からの課程の認定申出に基づき、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているか審査を行い、認定するとともに、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。
- ② 省庁大学校の課程を修了し、学位授与申請を行う者に対しては、審査により各専攻分野の学士、修士又は博士としての水準を有していると認められる者に、学士は申請後1月以内に、修士及び博士は原則として申請後6月以内に学位を授与する。

(3) 学位授与事業についての広報

単位積み上げ型の学位授与に申請を希望する潜在的な学習者に対する支援のため、また、学位授与事業に関する情報を積極的に発信して、社会における理解の増進や申請者の拡大に資するため、電子媒体やパンフレット等により、機構の学位授与制度について広報する。また、学位授与事業に関する情報発信のための説明会を毎年度3回開催する。

6 質保証連携

大学等における質保証を支援するため、大学等と連携し、大学等における内部質保証システムの確立に資するよう、国内外の質保証に係る情報の収集、整理及び提供、質保証に関わる人材の能力開発を行う。また、大学等における各種の学習の機会等に関する情報の収集、整理及び提供を行う。

さらに、国内外の質保証機関と連携し、研修会等を毎年度5回以上実施するなど、我が国の評価制度全体の改善に資する活動を行う。また、我が国の高等教育への国際的な信頼性を高めるため、国際的な質保証活動に積極的に参画し、関係機関と協力して活動を行う。

併せて、これらの活動について社会に広く発信する。

(1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組

- ① 大学等に関する情報の収集、整理及び提供
 - ア 大学等における評価活動や教育研究活動等の改善に資するための情報を収集・整理し、提供する。
 - イ 国際的な動向を踏まえた高等教育の質保証活動に資するため、諸外国の質保証に係る制度情報や動向について収集・整理し、ウェブサイト等により提供する。国際連携

ウェブサイトの年間アクセス数は、16万件以上とする。

ウ 高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、各種の学習に関する情報及び大学における学位授与状況調査等の学位に関する情報を収集・整理し、提供する。

エ データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表の仕組みとしての大学ポートレートを、日本私立学校振興・共済事業団と連携して、運用する。その際、毎年度、大学ポートレートへの参加大学数や大学による情報公表の状況、大学ポートレートウェブサイトへのアクセス状況及び利用者の意見の把握・分析等を通じてその効果を検証するとともに、その結果を踏まえて改善に取り組むものとする。

② 質保証人材育成

大学及び評価機関等の質保証に係る活動を実効性のあるものとするため、大学等の担当者に対する研修を毎年度実施するなど、自己点検・評価、IR（インスティテューショナル・リサーチ）、大学評価等の質保証に関わる人材の能力向上のための取組を行う。

（２）国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組

① 我が国の大学等の評価の効果的かつ効率的な実施のため、認証評価機関連絡協議会等を通じて、国内の評価機関等との連携・協力を進めるとともに、国内の評価機関等に対して評価に関する専門的知見等の提供を行う。

② 我が国の高等教育の質保証に係る国際通用性の確保を図るとともに、グローバル時代に即した質保証の発展に資するため、諸外国の質保証機関及び国際的な質保証ネットワーク等と連携・協力した活動を行う。また、大学等の国際的な連携に伴う教育の質保証に資する活動を行う。

7 調査研究

機構における大学評価、学位授与及び質保証連携の各事業等の基底となる基盤的研究並びに事業の検証等に係る実証的研究を推進するとともに、我が国の高等教育の質保証に関する政策課題に対応した重点的調査研究を実施する。その際、認証評価に係る調査研究について、機構が先導的役割を担うためのものに限定するものとする。調査研究の実施に当たっては、機構の事業担当部課と共同で取り組むほか、経費の削減及び業務の効率化にも配慮しつつ、大学等及び国内外の質保証機関等との連携により研究成果の共有と定着を図る。これらの調査研究の成果を機構の事業に反映させるとともに、シンポジウム及び研究会等の開催等を通じて社会へ公開して普及に努め、調査研究の実績を適切に評価する。

（１）大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究

次の調査研究を行い、本中期目標期間中に、各調査研究に係る成果等を公表する。

① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究

ア 大学等の教育研究の評価の在り方に関する研究

我が国における大学等の教育研究活動等の評価の適切性や効果の検証を通じて、今後の我が国の大学等の評価の在り方を追究するとともに、評価の国際通用性を企図した教育研究活動等の評価の在り方及び高等教育政策の進展に伴う要請に対応した評価システムに関する研究を行う。

イ 機構の実施する教育研究活動等の評価の有効性に関する調査研究

機構の実施する大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、評価が大学等において有効に機能しているかどうかを検証するとともに、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に研究する。

② 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

ア 学位の要件となる学習の体系的性に関する研究

学位授与の要件となる学習の体系的な構成と学位の構造・機能について、学位・単

位制度に関する理論的基底及び学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績を踏まえて研究する。

イ 機構の実施する学位授与の教育的・社会的機能に関する調査研究

高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。

③ 高等教育の質保証の確立に資する調査研究

ア 高等教育の質保証に係る情報の活用に関する研究

質保証を確立するための評価において必要とされる情報の収集・整理・分析・公表等の検討及び教育研究活動に関する指標の開発等、大学等における自己評価及び評価機関等による評価の活用に関する研究を行う。

イ 大学等における教育研究の質保証及び質保証システムの構築に関する研究

我が国の大学等における教育研究の質保証に資するため、学位授与に至る教育課程の編成及び学習成果の評価手法等の在り方に関する調査研究を行うとともに、自律的な質保証活動を機能させるための多様な自己評価手法等に関する参照指針とそれに基づく人材育成及び能力開発のためのプログラムの研究開発を進める。

ウ 高等教育の国際的な質保証と学位・単位の国際通用性に関する研究

質保証を伴う国際的な教育プログラムの在り方及び国内外で取得された学位及び単位の相互認証のための情報提供の在り方について調査研究を行い、大学等の支援のための仕組みを検討する。

(2) 調査研究の成果の活用及び評価

(1)で行った調査研究の成果について、次のとおり、機構の事業の改善に活用するとともに、毎年度、4回以上、シンポジウム及び研究会等を開催することにより、調査研究の成果の普及を図る。

① 機構の事業への調査研究の成果の活用

大学評価及び学位授与の各事業の実施結果に対する実証的研究の成果を報告としてとりまとめて、評価手法の開発、新たな学位審査方式の導入等の事業の改善に活用する。また、その状況を、調査研究と事業を一体的に捉えた成果の活用状況として公表する。

② 社会への調査研究の成果の提供

質保証のための評価システムに関する研究成果、学位授与の要件等の学位システムに関する研究成果及び国際通用性のある質保証に係る研究成果等を、社会及び高等教育関係者へ参照情報として提供する。また、定期的に行う大学質保証フォーラム等を通じて、これらの成果の普及を図る。

③ 調査研究の成果と実績の評価

基盤的研究及び実証的研究の研究成果を関連学協会等の学術論文誌及び機構で発行する学術誌『大学評価・学位研究』に査読を受けて公表する。また、各年度の各事業実施の検証等の結果及び事業によっては区切りとなる年度に当該期間の総括的な検証等の結果を高等教育関係者に報告する。さらに、各年度にシンポジウムを1回以上、研究会を3回以上開催し、調査研究の成果について議論を行う。これらを通じて、調査研究の実績を適切に評価して研究の質を確保するとともに、高等教育政策の動向に対応した調査研究の課題を不断に見直す。

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- | | | |
|---|------|---------|
| 1 | 予算 | 別紙1のとおり |
| 2 | 収支計画 | 別紙2のとおり |
| 3 | 資金計画 | 別紙3のとおり |

4 人件費の効率化

総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。

IV 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額 82億円

- 2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。

V 重要な財産の処分等に関する計画

小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

VI 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

（１）方針

- ① 業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。
- ② 特に事務系職員には、専門的な能力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行い、各種研修へ年間延べ200名以上の職員を参加させる。

（２）人員に係る指標

常勤職員数（期限付職員を除く。）については、適宜適切に、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。

（参考）

中期目標期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費総額見込み

4,547百万円

ただし、上記の額は、役員及び常勤職員に対する給与、賞与、その他の手当、法定福利費であり、退職手当は含まない。

2 中期目標の期間を超える債務負担

長期借入金

(単位：百万円)

区 分	H28	H29	H30
長期借入金 償 還 金	70,480	68,601	64,790

区 分	中期目標 期間小計	次期以降 償 還 額	総 債 務 償 還 額
長期借入金 償 還 金	203,872	701,125	904,997

(別紙1)

平成26年度～平成30年度 予算

(単位:百万円)

区分	一般勘定	施設整備勘定	法人全体
収入			
運営費交付金	7,580	0	7,580
大学等認証評価手数料	1,224	0	1,224
学位授与審査手数料	642	0	642
長期借入金等	0	158,400	158,400
長期貸付金等回収金	0	216,939	216,939
長期貸付金等受取利息	0	27,241	27,241
財産処分収入	0	9,030	9,030
財産賃貸収入	0	320	320
財産処分収入納付金	0	474	474
有価証券利息	0	6	6
その他	48	0	48
計	9,494	412,410	421,904
支出			
業務等経費	6,226	0	6,226
うち 人件費(退職手当を除く)	3,809	0	3,809
物件費	2,376	0	2,376
退職手当	41	0	41
大学等評価経費	1,224	0	1,224
学位授与審査経費	642	0	642
一般管理費	1,402	0	1,402
うち 人件費(退職手当を除く)	738	0	738
物件費	660	0	660
退職手当	4	0	4
施設費貸付事業費	0	156,467	156,467
施設費交付事業費	0	12,000	12,000
長期借入金等償還	0	218,872	218,872
長期借入金等支払利息	0	26,882	26,882
公租公課等	0	102	102
債券発行諸費	0	41	41
債券利息	0	318	318
計	9,494	414,682	424,176

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

※施設整備勘定は平成28年度～平成30年度の予算である。

[人件費の見積り]

期間中総額: 4, 547百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員及び常勤職員に対する給与、賞与、その他の手当、法定福利費であり、退職手当は含まない。

[運営費交付金の算定ルール]

毎事業年度に交付する運営費交付金(A)については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = \{ (C(y) - Tc(y)) \times \alpha 1 (\text{係数}) + Tc(y) \} + \{ (R(y) + Pr(y)) \times \alpha 2 (\text{係数}) + Tr(y) \} + \varepsilon (y) - B(y)$$

A(y): 当該事業年度に交付する運営費交付金。

B(y): 当該事業年度における自己収入。

C(y): 当該事業年度における一般管理費。

$\varepsilon (y)$: 当該事業年度における特殊経費。重点施策の実施、事故の発生等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。これらについては、各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

$\alpha 1$: 一般管理効率化係数、3%。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

$\alpha 2$: 事業効率化係数、1%。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

(1) 人件費

毎事業年度の人件費P(y)については、以下の数式により決定する。

$$P(y) = Pr(y) + Pc(y) + Tr(y) + Tc(y) \\ = \{ (Pr(y-1) \times \gamma (\text{係数}) + Pc(y-1)) \times \sigma (\text{係数}) + Tr(y) + Tc(y) \}$$

P(y): 当該事業年度における人件費(退職手当を含む)。

Pr(y): 当該事業年度における事業経費中の人件費(退職手当を除く)。Pr(y-1)は直前の事業年度におけるPr(y)。

Pc(y): 当該事業年度における一般管理費中の人件費(退職手当を除く)。Pc(y-1)は直前の事業年度におけるPc(y)。

Tr(y): 当該事業年度における事業経費中の退職手当。

Tc(y): 当該事業年度における一般管理費中の退職手当。

γ : 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。 $\pm 0\%$

σ : 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。 $\pm 0\%$

(2) 事業経費(R(y)+Pr(y)+Tr(y))

毎事業年度の事業経費中の物件費R(y)については、以下の数式により決定する。

$$\text{事業経費中の物件費 } R(y) = R(y-1) \times \beta (\text{係数}) \times \gamma (\text{係数})$$

R(y): 当該事業年度における事業経費中の物件費。R(y-1)は直前の事業年度におけるR(y)。

β : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。 $\pm 0\%$

γ : 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。 $\pm 0\%$

(3) 一般管理費(C(y)=Pc(y)+E(y)+Tc(y))

毎事業年度の一般管理費中の物件費E(y)については、以下の数式により決定する。

$$\text{一般管理費中の物件費 } E(y) = E(y-1) \times \beta (\text{係数})$$

E(y): 当該事業年度における一般管理費中の物件費。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。

β : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。 $\pm 0\%$

(4)事業収入

毎事業年度の事業収入 $B(y)$ の見積額については、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体の数値を決定。

(別紙2)

平成26年度～平成30年度 収支計画

(単位:百万円)

区分	一般勘定	施設整備勘定	法人全体
費用の部	9,838	41,777	51,615
経常費用	9,838	41,777	51,615
業務等経費	6,140	0	6,140
大学等評価経費	1,224	0	1,224
学位授与審査等経費	642	0	642
施設費交付事業費	0	12,000	12,000
支払利息	0	26,638	26,638
処分用資産売却原価	0	2,995	2,995
その他の業務経費	0	102	102
一般管理費	1,348	0	1,348
減価償却費	484	0	484
財務費用	0	41	41
収益の部	9,838	36,506	46,344
運営費交付金収益	7,440	0	7,440
大学等認証評価手数料	1,224	0	1,224
学位授与審査等手数料	642	0	642
処分用資産賃貸収入	0	320	320
処分用資産売却収入	0	9,030	9,030
施設費交付金収益	0	474	474
受取利息	0	26,681	26,681
財務収益	0	0	0
資産見返物品受贈額戻入	20	0	20
資産見返運営費交付金戻入	464	0	464
雑収入	48	0	48
純損失	0	5,271	5,271
大学改革支援・学位授与機構法第18条積立金取崩額	0	5,271	5,271
総利益	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

※施設整備勘定は平成28年度～平成30年度の収支計画である。

(別紙3)

平成26年度～平成30年度 資金計画

(単位:百万円)

区分	一般勘定	施設整備勘定	法人全体
資金支出	9,494	414,641	424,135
業務活動による支出	9,355	195,769	205,124
投資活動による支出	139	0	139
財務活動による支出	0	218,872	218,872
次期中期目標期間への繰越金	0	0	0
資金収入	9,494	418,258	427,753
業務活動による収入	9,494	254,008	263,502
運営費交付金による収入	7,580	0	7,580
承継債務負担金債権の回収による収入	0	111,468	111,468
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	0	10,141	10,141
施設費貸付金の回収による収入	0	105,471	105,471
施設費貸付金に係る利息の受取額	0	17,100	17,100
処分用資産の売却による収入	0	9,030	9,030
処分用資産の貸付による収入	0	320	320
施設費交付金の納付による収入	0	474	474
利息及び配当金の受取額	0	4	4
その他の収入	1,914	0	1,914
投資活動による収入	0	5,892	5,892
財務活動による収入	0	158,359	158,359
前期中期目標期間よりの繰越金	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

※施設整備勘定は平成28年度～平成30年度の資金計画である。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の年度計画（平成29年度）

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- 1 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の質の向上を図りつつ、既存経費の見直し、効率化を進める。また、法人統合のメリットを最大限に生かしつつ、業務の効率化を図る。

一般管理費（退職手当を除く。）については、計画的削減に努め、平成28年度予算に比較して3%以上の削減を図るほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、平成28年度予算に比較して、1%以上の業務の効率化を図る。

なお、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

- 2 各事業の業務量の変動に伴い、必要に応じて組織の見直しを行うとともに、業務の効率化を図りつつ、人員の適正配置を実施する。

- 3 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）により決定された「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、適正化を推進するため、機構が策定する「調達等合理化計画」に沿って、取組を着実に推進するとともに、その取組状況を公表する。

- 4 業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、政府の方針を踏まえ、次のとおり情報システム環境の見直しと事務情報化の推進を図る。

- ① 情報セキュリティポリシーの見直し等を図りつつ、業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進する。
- ② ITの積極的な活用を推進する。また、TV会議システム及びWeb会議システム等を活用し、情報伝達の迅速化、情報の共有化等に取り組む。

- 5 機構長のリーダーシップの下、適切な業務運営を行うため、次のとおり内部統制の充実・強化を図る。

- ① 機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の把握・対応状況について、役職員と監事が共有し、適切な対応を行う。
- ② 機構の幹部職員で構成する企画調整会議を毎月開催し、機構にとって重要な情報の把握に努めるとともに、機構のミッションや管理・運営方針の役職員への周知徹底を図る。
- ③ 監事と連携の上、内部監査を行う。

さらに、機構業務の総合的な運営の改善に資することを目的として、監事監査を実施する。内部統制の充実に向けて、監事、会計監査人及び監査担当部署間の連携を強化する。

- ④ 戦略的・機動的に予算を配分するため、各担当から予算ヒアリングを実施するとともに、

機構長裁量経費を確保する。また、予算が業務別に計画どおりに適正に執行されているかを四半期毎にモニタリングを行い、効率的な執行に努める。

- ⑤ 事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 総合的事項

- (1) 自主性・自立性の確保という趣旨を十分に踏まえ、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て次の組織を設置し、業務運営を行う。なお、次の組織における外部有識者（大学関係者及び有識者）の割合は、合計で 80%以上とする。

また、評価事業及び学位授与事業の実施に当たっては、引き続き大学関係者及び学識経験者等について負担の軽減を図りつつ、計画的な確保を行う。

- ① 評議員会
- ② 運営委員会
- ③ 大学機関別認証評価委員会
- ④ 高等専門学校機関別認証評価委員会
- ⑤ 法科大学院認証評価委員会
- ⑥ 国立大学教育研究評価委員会
- ⑦ 学位審査会
- ⑧ 大学ポートレート運営会議
- ⑨ 国立大学施設支援センター審議委員会

- (2) 自己点検・評価委員会を 3 回開催し、次のことを実施する。

- ① 平成 28 年度における業務の実績の自己点検・評価を実施し、業務実績等報告書を文部科学大臣に提出し、公表する。
- ② 平成 29 年度におけるすべての業務・事業に対して定期的に自己点検・評価を実施し、業務の適切な進行管理を行う。
- ③ 調査研究については、その結果及び成果について高等教育関係者による評価を受ける。
- ④ 次期中期目標期間における業務の改善に資する観点から、外部検証委員会において、平成 26 年度から平成 28 年度までの自己点検・評価の結果についての検証等を実施する。

2 教育研究活動等の評価

- (1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

① 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等

- ア 研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況等について、それぞれ機構が定める基準に従って選択評価等の先導的な評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。
- イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。
- ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。
- エ 先導的役割を強化する観点から、評価の国際通用性や高等教育政策上の要請を踏まえた評価システムを構築するため、評価に関する調査研究の成果を反映した新たな評価基準等の策定に向けた検討を行う。

② 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

- ア 機構が定める評価基準に従って大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。
- イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。
- ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。また、中央教育審議会における認証評価制度の改善についての議論も踏まえ、3巡目に向けて、大学機関別認証評価の評価基準等を改訂する。
- エ 民間認証評価機関が評価を実施することが可能な教育機関の数や評価を受ける教育機関への影響を考慮しつつ、認証評価実施校数の段階的な削減や、将来的な廃止を含めた在り方について、検討を継続する。
- オ 認証評価制度全体の改善に資するための先導的な取組に関する部分を除き、原則として手数料収入で必要な経費を賄うよう、合理化・効率化を図る。
- カ 法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価については、政府における法曹養成制度の動向を踏まえ、第3期中期目標期間中における運営費交付金の削減目標に向けて取り組む。

(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価

国立大学法人及び大学共同利用機関法人 90 法人の第2期中期目標期間における教育研究の状況の評価を実施し、評価結果を確定する。

また、第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価について、第2期中期目標期間における教育研究の状況の評価についての検証を踏まえ、評価実施要項等の検討を行う。

3 施設費貸付事業及び施設費交付事業

(1) 施設費貸付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行う。
- ② 貸付事業に必要な財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。

その際、国立大学法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。

- ③ 貸付けの審査に当たって、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。

また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。

なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。

- ④ 貸付事業に係る債権について、貸付先に払込通知書を発行するなど長期借入金債務等の償還を確実に行う。

また、年間5箇所以上の貸付先訪問調査を実施する。

- ⑤ 民間資金の調達に当たり、IR（インベスター・リレーションズ）活動として年間5箇所以上の投資家を訪問し、説明及び情報発信を行う。
- ⑥ 機構が蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うため、国立大学の財務に係る調査、分析を行う。

(2) 施設費交付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。
- ② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。
また、そのために年間5箇所以上の交付先訪問調査を実施する。
- ③ 交付事業財源の確保について、文部科学省及び国立大学法人等の関係機関との連携を図り、外部有識者、専門家を講師とした研修会等を実施する。

4 国から承継した財産等の処理

(1) 旧特定学校財産の管理処分等

- ① 国から承継した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地については、施設費交付事業等の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し国立新美術館用地として、予算に応じて分割して売却する。なお、未売却部分については国立新美術館用地として、貸付を継続する。
- ② 処分後の財産の利用状況について、適切に把握する。

(2) 承継債務償還

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する 43 国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。

5 学位授与

（１）単位積み上げ型による学士の学位授与

- ① 単位積み上げ型による学士の学位授与については、4 月期と 10 月期の年 2 回の申請を受け付け、学位審査会による審査を行い、各専攻分野の学士の水準を有しているかどうかを総合的に判定し、申請者に対して 6 月以内に判定結果を通知し、合格者に対し学位を授与する。

また、引き続き、インターネットを利用した電子申請の推進、不合格者に対する個別理由の通知など、利便性向上の取組を推進するとともに、必要に応じて、専攻の区分や修得単位の審査の基準等について見直しを行う。

- ② 学校教育法第 104 条第 4 項第 1 号に規定する文部科学大臣の定める学習として、短期大学及び高等専門学校の特攻科のうち本機構が定める要件を満たすものの認定に当たっては、短期大学及び高等専門学校に設置する専攻科からの認定申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学教育に相当する水準を有しているかについて学位審査会において審査を行い、可とされた専攻科について認定する。

また、認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに当該専攻科の教育水準が大学教育に相当する水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

- ③ 機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の特攻科の修了見込み者に対する特例の適用を希望する専攻科からの申出を受け付け、学位審査会による審査を行い、適用の可否を決定する。

また、特例の適用認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに認定専攻科における教育の水準の維持に加え、特例の適用を受けるための水準が維持されているか、学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

適用を可とされた専攻科の修了見込み者からの、特例適用による学位授与申請を 4 月期と 10 月期の年 2 回受け付け、学位審査会による審査を行い、6 月以内に、合格者に対し学位を授与する。

- ④ 学位授与事業の実施に当たっては、事業全体について効率化及び合理化を図り、運営費交付金の負担割合を引き下げる。
- ⑤ 学位授与業務の改善及び学位授与事業の検証等に資することを目的に、調査研究事業との連携・協力を図りながら、機構の学位を取得した者に対するアンケート調査を実施する。

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

- ① 学校教育法第104条第4項第2号に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているかについて学位審査会による審査を行い、可とされた課程について認定する。

また、認定された課程については、一定期間ごとに当該課程の教育水準が大学又は大学院と同等の水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

- ② 認定された省庁大学校の課程修了者に対する学位授与については、学士は、学位審査会による単位修得状況及び課程修了証明書に基づき学位審査会による審査を行い、申請後1月以内に、学士としての水準を有していると認められる者に学位を授与する。

修士及び博士は、学位審査会による単位修得状況の審査、論文及び口頭試問による審査を行い、原則として申請後6月以内に、修士又は博士としての水準を有していると認められる者にそれぞれの学位を授与する。

- ③ 学位授与事業の実施に当たっては、事業全体について効率化及び合理化を図るとともに、省庁大学校修了者に対する学位授与については、引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡させる。

(3) 学位授与事業についての広報

単位積み上げ型の学位授与に申請を希望する潜在的な学習者に対する支援のため、また、学位授与事業に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進や申請者の拡大に資するために、ウェブサイトを通じた情報発信や学位授与制度を紹介するパンフレット等の関係機関等への配布を行うほか、学位授与事業に関する説明会を3回開催する。

6 質保証連携

(1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組

- ① 大学等に関する情報の収集、整理及び提供

ア 大学等における評価活動や教育研究活動等の改善に資するため、教育研究活動等の状況に関する情報、大学等の自己点検・評価等の情報、及び国内の評価に関する情報等を収集・整理し、提供する。

イ 諸外国の質保証に関する概要資料について、当該国の制度改正・変更を踏まえて情報を提供する。また、質保証の最新動向や国際的な連携に基づく教育の質保証にかかる国内外の取組について、機構の国際連携ウェブサイト等で発信する。また、学習履歴の国際的な認証（recognition）促進のため、日本の教育制度及び高等教育機関に関する情報の整理を行う。

ウ 高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、

大学における学位授与の状況や大学等における学習機会等に関する情報を収集・整理し、提供する。

エ 大学ポートレートを、日本私立学校振興・共済事業団と連携して運用する。その際、参加大学数やウェブサイトへのアクセス状況等の把握に努める。また、国際発信、教育改善のための情報の活用等に向けて、必要な取組を進める。

② 質保証人材育成

大学及び評価機関等の質保証に係る活動を実効性のあるものとするため、大学等の担当者に対する研修を実施するなど、自己点検・評価、IR（インスティテューショナル・リサーチ）、大学評価等の質保証に関わる人材に対して、大学等と連携し、能力向上のための取組を行う。

（２）国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組

① 我が国の大学等の評価の効果的かつ効率的な実施のため、認証評価機関連絡協議会等を通じて、認証評価の改善・充実、認証評価の社会的認知度の向上等に資する取組を行い、認証評価機関連絡協議会のウェブサイトの充実を図る。また、国内の評価機関等に対して、調査研究の成果等の専門的知見を提供する。

② 国際的な質保証ネットワークに参画するとともに、諸外国の質保証機関と評価に係る相互信頼を高めるための交流を促進する。

また、日中韓質保証機関協議会における活動等、覚書締結機関と共同で行う取組を推進する。

７ 調査研究

（１）大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究

次の調査研究を行う。

① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究

ア 大学等の教育研究の評価の在り方に関する研究

我が国における大学等の教育研究活動等の評価の適切性や効果の検証を通じて、今後の我が国の大学等の評価の在り方を追究するとともに、評価の国際通用性を企図した教育研究活動等の評価の在り方及び高等教育政策の進展に伴う要請に対応した評価システムに関する研究を行う。

イ 機構の実施する教育研究活動等の評価の有効性に関する調査研究

機構の実施する大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、評価が大学等において有効に機能しているかどうかを検証するとともに、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に研究する。

② 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

ア 学位の要件となる学習の体系的性に関する研究

学位授与の要件となる学習の体系的な構成と学位の構造・機能について、学位・単位制度に関する理論的基底及び学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績を踏まえて研究する。

イ 機構の実施する学位授与の教育的・社会的機能に関する調査研究

高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。

③ 高等教育の質保証の確立に資する調査研究

ア 高等教育の質保証に係る情報の活用に関する研究

質保証を確立するための評価において必要とされる情報の収集・整理・分析・公表等の検討及び教育研究活動に関する指標の開発等、大学等における自己評価及び評価機関等による評価の活用に関する研究を行う。

イ 大学等における教育研究の質保証及び質保証システムの構築に関する研究

我が国の大学等における教育研究の質保証に資するため、学位授与に至る教育課程の編成及び学習成果の評価手法等の在り方に関する調査研究を行うとともに、自律的な質保証活動を機能させるための多様な自己評価手法等に関する参照指針とそれに基づく人材育成及び能力開発のためのプログラムの研究開発を進める。

ウ 高等教育の国際的な質保証と学位・単位の国際通用性に関する研究

質保証を伴う国際的な教育プログラムの在り方及び国内外で取得された学位及び単位の相互認証のための情報提供の在り方について調査研究を行い、大学等の支援のための仕組みを検討する。

(2) 調査研究の成果の活用及び評価

(1) で行った調査研究の成果について、次のとおり、機構の事業の改善に活用するとともに、社会に成果を提供する。

① 機構の事業への調査研究の成果の活用

大学評価及び学位授与の各事業の実施結果に対する実証的研究の成果を報告としてとりまとめて、事業の改善に活用する。また、その状況を、調査研究と事業を一体的に捉えた成果の活用状況として公表する。

② 社会への調査研究の成果の提供

質保証のための評価システムに関する研究成果、学位授与の要件等の学位システムに関する研究成果及び国際通用性のある質保証に係る研究成果等を、社会及び高等教育関係者へ参照情報として提供する。また、定期的に開催する大学質保証フォーラム等を通じて、これらの成果の普及を図る。

③ 調査研究の成果と実績の評価

基盤的研究及び実証的研究の研究成果を関連学協会等の学術論文誌及び機構で発行する学術誌『大学評価・学位研究』に査読を受けて公表する。また、各年度の各事業実施の検証等の結果及び事業によっては区切りとなる年度に当該期間の総括的な検証等の結果を高等教育関係者に報告する。さらに、各年度にシンポジウムを1回以上、研究会を3回以上開催し、調査研究の成果について議論を行う。これらを通じて、調査研究の実績を適切に評価して研究の質を確保するとともに、高等教育政策の動向に対応した調査研究の課題を不断に見直す。

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- 1 予算 別紙1のとおり
- 2 収支計画 別紙2のとおり
- 3 資金計画 別紙3のとおり
- 4 人件費の効率化

総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。

Ⅳ 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額 82億円
- 2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。

Ⅴ 重要な財産の処分等に関する計画

小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

Ⅵ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。

Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項

- 1 人事に関する計画
- (1) 方針

① 業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに

に、人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。

- ② 特に事務系職員には、専門的な能力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行い、各種研修へ延べ 200 名以上の職員を参加させる。

(2) 人員に係る指標

常勤職員数（期限付職員を除く。）については、適宜適切に、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。

平成29年度 予算

(総括表)

(単位：百万円)

区 分	教育研究活動等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
収入									
運営費交付金	0	45	176	189	145	496	400	310	1,761
大学等認証評価手数料	103	28	0	0	0	0	0	0	131
学位授与審査手数料	0	0	0	0	128	0	0	0	128
長期借入金等	0	0	0	60,100	0	0	0	0	60,100
長期貸付金等回収金	0	0	0	73,042	0	0	0	0	73,042
長期貸付金等受取利息	0	0	0	7,833	0	0	0	0	7,833
財産処分収入	0	0	0	2,010	0	0	0	0	2,010
財産賃貸収入	0	0	0	130	0	0	0	0	130
財産処分収入納付金	0	0	0	111	0	0	0	0	111
有価証券利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	11	11
計	103	73	176	143,414	273	496	400	320	145,255
支出									
業務等経費	0	45	176	189	145	496	400	0	1,451
うち 人件費(退職手当を除く)	0	42	99	103	112	224	221	0	801
物件費	0	3	78	86	33	272	94	0	566
退職手当	0	0	0	0	0	0	84	0	84
大学等評価経費	103	28	0	0	0	0	0	0	131
学位授与審査経費	0	0	0	0	128	0	0	0	128
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	320	320
うち 人件費(退職手当を除く)	0	0	0	0	0	0	0	160	160
物件費	0	0	0	0	0	0	0	161	161
退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設費貸付事業費	0	0	0	59,593	0	0	0	0	59,593
施設費交付事業費	0	0	0	4,000	0	0	0	0	4,000
長期借入金等償還	0	0	0	73,549	0	0	0	0	73,549
長期借入金等支払利息	0	0	0	7,754	0	0	0	0	7,754
公租公課等	0	0	0	35	0	0	0	0	35
債券発行諸費	0	0	0	14	0	0	0	0	14
債券利息	0	0	0	66	0	0	0	0	66
計	103	73	176	145,198	273	496	400	320	147,039

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成29年度 予算

(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	教育研究活動等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
収入									
運営費交付金	0	45	176	189	145	496	400	310	1,761
大学等認証評価手数料	103	28	0	0	0	0	0	0	131
学位授与審査手数料	0	0	0	0	128	0	0	0	128
その他	0	0	0	0	0	0	0	11	11
計	103	73	176	189	273	496	400	320	2,030
支出									
業務等経費	0	45	176	189	145	496	400	0	1,451
うち 人件費（退職手当を除く）	0	42	99	103	112	224	221	0	801
物件費	0	3	78	86	33	272	94	0	566
退職手当	0	0	0	0	0	0	84	0	84
大学等評価経費	103	28	0	0	0	0	0	0	131
学位授与審査経費	0	0	0	0	128	0	0	0	128
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	320	320
うち 人件費（退職手当を除く）	0	0	0	0	0	0	0	160	160
物件費	0	0	0	0	0	0	0	161	161
退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	103	73	176	189	273	496	400	320	2,030

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成29年度 予算

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

区 分	国立大学施設支援	金 額
収入		
長期借入金等	60,100	60,100
長期貸付金等回収金	73,042	73,042
長期貸付金等受取利息	7,833	7,833
財産処分収入	2,010	2,010
財産賃貸収入	130	130
財産処分収入納付金	111	111
有価証券利息	0	0
計	143,225	143,225
支出		
施設費貸付事業費	59,593	59,593
施設費交付事業費	4,000	4,000
長期借入金等償還	73,549	73,549
長期借入金等支払利息	7,754	7,754
公租公課等	35	35
債券発行諸費	14	14
債券利息	66	66
計	145,009	145,009

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成29年度 収支計画

(総括表)

(単位：百万円)

区 分	教育研究活動等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
費用の部	104	73	177	12,503	289	578	400	328	14,452
経常費用	104	73	177	12,503	289	578	400	328	14,452
業務等経費	0	44	175	189	142	494	398	0	1,443
大学等評価経費	100	28	0	0	0	0	0	0	128
学位授与審査等経費	0	0	0	0	128	0	0	0	128
施設費交付事業費	0	0	0	4,000	0	0	0	0	4,000
支払利息	0	0	0	7,638	0	0	0	0	7,638
処分用資産売却原価	0	0	0	624	0	0	0	0	624
その他の業務経費	0	0	0	35	0	0	0	0	35
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	318	318
減価償却費	4	1	3	3	18	84	1	10	125
財務費用	0	0	0	14	0	0	0	0	14
収益の部	104	73	177	10,095	289	578	400	328	12,044
運営費交付金収益	0	45	176	189	145	496	400	310	1,761
大学等認証評価手数料	103	28	0	0	0	0	0	0	131
学位授与審査手数料	0	0	0	0	128	0	0	0	128
処分用資産賃貸収入	0	0	0	130	0	0	0	0	130
処分用資産売却収入	0	0	0	2,010	0	0	0	0	2,010
施設費交付金収益	0	0	0	111	0	0	0	0	111
受取利息	0	0	0	7,652	0	0	0	0	7,652
財務収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返物品受贈額戻入	1	0	0	0	2	0	0	2	5
資産見返運営費交付金戻入	0	0	0	3	14	82	0	6	106
雑収入	0	0	0	0	0	0	0	11	11
純損失	0	0	0	2,408	0	0	0	0	2,408
大学改革支援・学位授与機構法第18条積立金取崩額	0	0	0	2,408	0	0	0	0	2,408
総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成29年度 収支計画

(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	教育研究活動等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
費用の部	104	73	177	192	289	578	400	328	2,141
経常費用	104	73	177	192	289	578	400	328	2,141
業務等経費	0	44	175	189	142	494	398	0	1,443
大学等評価経費	100	28	0	0	0	0	0	0	128
学位授与審査経費	0	0	0	0	128	0	0	0	128
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	318	318
減価償却費	4	1	3	3	18	84	1	10	125
財務費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益の部	104	73	177	192	289	578	400	328	2,141
運営費交付金収益	0	45	176	189	145	496	400	310	1,761
大学等認証評価手数料	103	28	0	0	0	0	0	0	131
学位授与審査手数料	0	0	0	0	128	0	0	0	128
資産見返物品受贈額戻入	1	0	0	0	2	0	0	2	5
資産見返運営費交付金戻入	0	0	0	3	14	82	0	6	106
雑収入	0	0	0	0	0	0	0	11	11
純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成29年度 収支計画

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

区 分	国立大学施設支援	金 額
費用の部	12,311	12,311
経常費用	12,311	12,311
施設費交付事業費	4,000	4,000
支払利息	7,638	7,638
処分用資産売却原価	624	624
その他の業務経費	35	35
財務費用	14	14
収益の部	9,903	9,903
処分用資産賃貸収入	130	130
処分用資産売却収入	2,010	2,010
施設費交付金収益	111	111
受取利息	7,652	7,652
財務収益	0	0
純損失	2,408	2,408
大学改革支援・学位授与機構法第18条積立金取崩額	2,408	2,408
総利益	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成29年度 資金計画

(総括表)

(単位：百万円)

区 分	教育研究活動等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
資金支出	103	73	176	145,184	273	496	400	320	147,025
業務活動による支出	103	73	176	71,635	273	496	400	320	73,476
投資活動による支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による支出	0	0	0	73,549	0	0	0	0	73,549
翌年度へ繰越	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金収入	103	73	176	143,400	273	496	400	320	145,241
業務活動による収入	103	73	176	83,314	273	496	400	320	85,155
運営費交付金による収入	0	45	176	189	145	496	400	310	1,761
承継債務負担金債権の回収による収入	0	0	0	37,658	0	0	0	0	37,658
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	0	0	0	3,330	0	0	0	0	3,330
施設費貸付金の回収による収入	0	0	0	35,384	0	0	0	0	35,384
施設費貸付金に係る利息の受取額	0	0	0	4,503	0	0	0	0	4,503
処分用資産の売却による収入	0	0	0	2,010	0	0	0	0	2,010
処分用資産の貸付による収入	0	0	0	130	0	0	0	0	130
施設費交付金の納付による収入	0	0	0	111	0	0	0	0	111
利息及び配当金の受取額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の収入	103	28	0	0	128	0	0	11	269
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	60,086	0	0	0	0	60,086
前年度より繰越	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成29年度 資金計画

(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	教育研究活動等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
資金支出	103	73	176	189	273	496	400	320	2,030
業務活動による支出	103	73	176	189	273	496	400	320	2,030
投資活動による支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰越	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金収入	103	73	176	189	273	496	400	320	2,030
業務活動による収入	103	73	176	189	273	496	400	320	2,030
運営費交付金による収入	0	45	176	189	145	496	400	310	1,761
その他の収入	103	28	0	0	128	0	0	11	269
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度より繰越	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成29年度 資金計画

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

区 分	国立大学施設支援	金 額
資金支出	144,995	144,995
業務活動による支出	71,446	71,446
投資活動による支出	0	0
財務活動による支出	73,549	73,549
資金収入	143,211	143,211
業務活動による収入	83,125	83,125
承継債務負担金債権の回収による収入	37,658	37,658
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	3,330	3,330
施設費貸付金の回収による収入	35,384	35,384
施設費貸付金に係る利息の受取額	4,503	4,503
処分用資産の売却による収入	2,010	2,010
処分用資産の貸付による収入	130	130
施設費交付金の納付による収入	111	111
利息及び配当金の受取額	0	0
投資活動による収入	0	0
財務活動による収入	60,086	60,086

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。